様式２

津久井やまゆり園

第二期　指定管理者　事業計画書

誠実と信頼
～一人ひとりに寄り添う支援～

かながわ共同会

様式２

事　業　計　画　書
（津久井やまゆり園）

法人等の名称	社会福祉法人　かながわ共同会
代表者の氏名	理事長　　米山　勝彦
申請者の主たる事務所の所在地	〒257-0003 秦野市南矢名3-2-1
電　話　番　号	042-684-3511
Ｆ　Ａ　Ｘ　番　号	042-684-4680
メールアドレス	tsukui@kyoudoukai.jp
担　当　者　名	園長　小林　均

【記載要領】

○　項目ごとに、※の記載のポイントを踏まえ、記載してください。

○　記載欄が不足する場合は、適宜欄を追加するか、別紙で添付するなどしてください。

○　別紙で添付する場合は、その旨を記載してください。
（記載例：別紙１のとおり）

○　申請者としてのセールスポイントがわかるように記載してください。

様式２

社会福祉法人かながわ共同会が提案する

事業計画書（津久井やまゆり園）

目　次

１　指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等

はじめに ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

（１）津久井やまゆり園の運営の理念 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

（２）利用者様支援の基本的な考え方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

（３）利用者様の受入れに対する考え方 ・・・・・・・・・・・・・・・・6

（４）神奈川県環境配慮方針に対する考え方 ・・・・・・・・・・・・・・7

２　施設の維持管理

はじめに ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

（１）維持管理担当者の配置 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

（２）維持管理に係る取組 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

（３）業務委託の考え方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13

３　利用者への対応

はじめに ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17

（１）重度・重複障害のある方への支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・17

（２）強度行動障害のある方への支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・19

（３）重度・重複障害や強度行動障害のある方への生活支援 ・・・・・・・・・21

（４）重度・重複障害や強度行動障害のある方への
　　　日中活動支援・機能訓練・余暇支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・25

４　質の高い利用者サービスの確保と効率的な運営の取組

はじめに ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28

（１）質の高い利用者サービスの確保 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・28

（２）人権擁護 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・33

（３）効率的な運営の取組 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・36

５　診療所の運営

はじめに ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・38

（１）医師の配置・診療所機能の強化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・38

（２）皮膚科診療の開始 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・39

（３）歯科診療の強化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・39

（４）協力医療機関との連携強化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・39

（５）感染症対策の強化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・39

（６）在宅障害児者の健康相談・診療受け入れ体制等の強化 ・・・・・・・・・39

（７）栄養マネジメントの体制整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・40

6　地域サービス事業の実施方法
はじめに ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・41
（１）地域サービス事業の実施 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・41
（２）在宅障害児者を支える福祉サービスの取組 ・・・・・・・・・・・43
（３）地域の福祉施設等との連携体制の構築 ・・・・・・・・・・・・・48
（４）地域ニーズを把握する方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・49

7　県の政策課題への対応
はじめに ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・50
（１）地域生活移行への対応 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・50
（２）知的障害児及び加齢児への対応 ・・・・・・・・・・・・・・・・51

8　日常時及び緊急時の安全管理
はじめに ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・54
（１）日常時の安全管理・施設内事故発生時の対処方法 ・・・・・・・・54
（２）防災体制の取組 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・56
（３）救命等に関する職員研修 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・60

9　地域活動支援の実施方法
はじめに ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・61
（１）ボランティアの受入の考え方や実施事業への活用方法 ・・・・・・61
（２）地域の施設等を対象とした研修の実施 ・・・・・・・・・・・・・62
（３）地域交流、施設開放の考え方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・63

10　職員配置の考え方
はじめに ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・65
（１）組織体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・65
（２）法人で雇用している職員と新規に採用する職員の配置の考え方 ・・66
（３）業務の引継方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・67
（４）効果的かつ効率的な業務遂行に向けた取組 ・・・・・・・・・・・67

11　職員採用及び人材育成の考え方、研修計画
はじめに ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・74
（１）職員の選考方法や選考基準 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・74
（２）新たな職員の確保の方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・75
（３）障害者雇用に対する考え方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・75
（４）研修計画・人材育成の考え方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・76

12　個人情報保護の考え方とその取扱方法

はじめに ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・81
（１）個人情報保護の考え方 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・81
（２）諸規程の整備状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・82
（３）法令遵守の徹底に向けた取組 ・・・・・・・・・・・・・・・・・82

13　提案額

はじめに ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・86
（１）収入 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・86
（２）支出 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・86

様式２

１　指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等

はじめに

神奈川県の障害者福祉を振り返ると、昭和24年の県立ひばりが丘学園創設にはじまり初代園長である菅修氏の献身的な取組みからの広がりがあります。当時から県立施設と民間施設はそれぞれの役割を果たしながら共に連携し障害児者福祉の向上に努めてまいりました。全国的にみても「福祉の神奈川」と高い評価を得て専門性の高い取組みを実践してきたところであります。このような流れの中で、神奈川県が知的障害者施設の再整備にあたり、再整備後の施設運営を県立民営とすることを受け、平成元年12月に、神奈川県、神奈川県手をつなぐ育成会、神奈川県知的障害者施設協会、神奈川県障害者地域作業所連絡協議会等の総意により「社会福祉法人かながわ共同会」が設立しました。平成2年4月、神奈川県から秦野精華園を管理委託制度により受託、県立施設としての目的と機能を民間法人の特徴である柔軟性、迅速性、開発性のある運営手法により、より効果的に展開することを意図したものでした。その後、平成6年、厚木精華園を管理委託制度により受託、平成12年、愛名やまゆり園を運営継続した状況で管理委託制度により受託、平成17年、津久井やまゆり園を神奈川県の指定管理者制度による第1号福祉施設として指定を受け施設運営に取組み、利用者様及びご家族から高い信頼をいただいております。また、県立障害福祉施設等あり方検討委員会報告書（平成26年2月）においても、指定管理者の創意工夫や主体的な運営を尊重する制度のメリットを十分に活用した運営について、高い評価をいただいております。これまでの取組み成果を活かし、平成27年度からの「津久井やまゆり園」指定管理者として、気持ちを新たに取組んで行きたいと願っております。次の通り事業計画を作成し、これを実行することにより、障害児者の福祉を取り巻く状況の変化に即応しつつ指定管理業務に当たっていく所存であります。

（１）津久井やまゆり園の運営の理念

ア　社会福祉法人かながわ共同会基本理念とその具現化のための中長期計画

社会福祉法人かながわ共同会は 誠実と信頼を旨とし、 人権に根ざした利用者様本位の考え方に立ち、 多様なニーズに対応する支援体制の整備、 サービスの量的、質的充実につとめ、 利用者様と地域社会の繁栄に貢献するとともに 社会的な法人としての価値を創造していきます。

障害福祉においては、平成15年度に支援費制度の施行、いわゆる措置から契約への転換という大きな制度変革がありましたが、かながわ共同会は、それを契機に新たに基本理念を策定しました。そして、その理念の具現化と法人の目指す方向、目標を定めるため、平成16年3月「第一期中長期計画（平成16年度から平成20年度）」を策定しました。

その後も障害福祉に係る法令、制度等は様々に変化してきましたが、当法人の使命である障害者支援を安定的、計画的に推進し、サービスの質の向上を目指して、これまで2回にわたり計画の改定を行っています。「第二期中長期計画（平成21年度から平成23年度）」においては、障害者自立支援法の新サービス事業体系への移行や地域生活移行の推進等を計画の中核に位置づけて取組んできました。現在の「第三期中長期計画（平成24年度から平成27年度）」では、４つの県立障害者支援施設の指定期間満了を視野に引き続きに指定管理者としての経営を目指して、県立施設機能のさらなる発揮や地域のニーズへの柔軟かつ積極的な対応など、民間法人として指定管理者制度の利点を最大限生かした経営に努めています。

今後も関係法令や制度、「県立障害者支援施設のあり方」など神奈川県の政策を踏まえて中長期計画を改定し、安定的、計画的な法人経営及び施設運営を進めてまいります。

イ　人権擁護を中枢においた支援の展開

平成24年10月に障害者虐待防止法が施行されました。法の目的は、障害者を虐待という権利侵害から守り、尊厳を保持しながら安定した生活を送ることができるように支援することです。かながわ共同会は「人権擁護」を法人理念の中枢に据え、日々の利用者様支援や施設経営に取組んできました。職員就業規則には「あおぞらプランⅡ」の趣旨を尊重し、「常に施設利用者本位の業務遂行に努めなければならない。」と規定し、職員行動の指針において「人権の尊重」を位置付けて、互いの個性や違いを積極的に認め合い、一人ひとりが平等であるという考えの下に行動することを定めています。また、法人の職員全員に対して、法人及び当園開催の研修会等を通じて制度の理解と、人権擁護について徹底を図っています。さらに、「法人人権委員会」では、各園の取組みをまとめるとともに、虐待防止に関する啓発資料を作成、配布し、職員への周知を図ります。

ウ　多様なニーズに対するサービスの展開

かながわ共同会は、障害者自立支援法や障害者総合支援法の精神に基づき、施設入所支援事業、生活介護事業、短期入所事業、診療所事業等、県立障害者支援施設の指定管理事業を適切に実施するとともに、地域の中にグループホーム及び生活介護事業所、放課後等デイサービス事業所等を設置することで、地域生活移行と在宅障害児者に対する支援を積極的に取組みました。また、居宅介護事業や有償運送事業の実施、市町村と連携した相談支援事業等を積極的に展開するなど、地域の拠点として機能の発揮に努めました。これからも障害者のニーズに応えるべく、サービスの支援体制と量的、質的充実に努めます。

エ　地域とともに歩み、地域福祉を創造

これまで津久井やまゆり園は地域とともに歩んできました。津久井やまゆり園は地域の一員であり、地域に支えられ、地域を支える役割を担ってきました。地域との密接な交流は地域における障害者福祉の理解を深めるとともに地域社会そのもののあり方に貢献することになります。かながわ共同会は津久井やまゆり園を運営するにあたり、今後も引続き、地域の皆様とともに歩んでいくことを目標として、開かれた施設づくりに心掛け、地域福祉の創造の一翼を担っていきます。

（２）　利用者様支援の基本的な考え方

津久井やまゆり園の重点目標

多様な障害特性に合わせた支援の実現
人権擁護への徹底した取組及び職員の資質向上
地域貢献への積極的な取組
在宅障害児者等の支援のため地域の関係機関との連携と相談支援体制の強化

園運営の中心である「利用者様支援」は安心・安全をモットーに、障害者総合支援法に基づき利用者様の意向を尊重し、個別支援計画に沿ったきめ細かい支援に取組みます。障害者福祉に「契約制度」が導入され、障害者が「対等な立場」で福祉サービスを利用する考え方になってから10年以上が経過しました。この間、地域福祉の方向性が示され、在宅での暮らしが広がりを見せております。かながわ共同会は、今後も地域福祉の方向を積極的に受け止めニーズの変化に即応しながら、選ばれる入所施設であり続けたいと願っております。また、県立施設としての役割とともに、地域に信頼され、目標とされるような支援と事業に取組みます。

ア　多様な障害特性に合わせた支援の実現

重度・重複障害、強度行動障害、摂食機能障害、医療的ケア等、多様な障害特性に合わせた利用者様支援を当園の役割として実践します。障害特性に合わせた適切な支援を実現するため、常に自己研鑽に励む職員集団であることを目指します。また、互いの職員相互の意思疎通と情報の共有化を意識し、互いに協力し合いながらチームで支援します。

イ　障害者の権利の実現に向けた取組

社会福祉法人かながわ共同会が、指定管理者として津久井やまゆり園の管理運営を開始した平成17年度から現在まで、障害者福祉を取り巻く環境は大きく変化してきました。この間、かながわ共同会各園においては、職員一人ひとりが人としての尊厳を守り、権利擁護を実践してきました。障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することがきわめて重要であること等に鑑み、今後とも障害者虐待防止法及び障害者差別解消法を遵守し、差別や人権侵害を根絶していきます。

また、「全ての国民が障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」という障害者基本法の理念に則り、人権意識を高く持ち利用者様支援にあたります。人権擁護を実践するための研修、人権委員会及び虐待防止委員会を定期的に開催し、引続き職員の資質向上に取組むなど、利用者様本人の意思決定に基づく支援の実践を具現化し、時代の変化に対応できる施設作りを目指します。

ウ　意思決定支援と社会参加・地域移行の実践

意思決定支援については、障害者総合支援法に「障害者等の意思決定の支援に配慮するとともに、常に障害者等の立場に立って支援を行うように努めなければならない。」と定められています。意思決定支援が成り立つためには、利用者様と支援者との安心感と信頼感に基づく関係が絶対的に必要であり、かながわ共同会では、意思決定を支援者が代行決定するのではなく、あくまでも利用者様が意思決定するための支援に取組みます。また、利用者様一人ひとりが持つ可能性を最大限に引出すための支援を進め、重度の知的障害者であっても、社会参加や人間関係の構築ができるための環境を整備し、常に利用者様に寄り添う姿勢で支援に取組みます。

将来、施設を退所して地域で生活することを望まれる利用者様に対しては、グループホーム等を整備し、地域移行を支援します。また、外部事業所等で日中活動を望まれる利用者様に対しては、可能性の実現に向けた個別支援に取組みます。

エ　在宅障害児者に対する支援体制の強化

各市町村及び関係する近隣事業所等との連携を重視し、日頃から顔の見える関係作りに取組みます。相談支援は障害福祉サービスの窓口であり、社会資源とのつなぎ役として、新たなニーズを把握する機能を有しています。また、相談支援専門員によるサービスの調整は、障害者の置かれている立場を代弁するという権利擁護の観点に立って、自己決定・自己選択の支援をする重要な役割を担っています。在宅の方の多様化するニーズに対応する相談支援体制の整備、充実を図りながら、短期利用枠を効率的に活用した積極的な受入れと、虐待保護等の緊急時にも迅速に対応します。

これまでかながわ共同会は、旧津久井郡地域に、相談支援事業所1ヶ所と生活介護事業所2ヶ所を設置し、津久井やまゆり園と連携を図りながら、地域支援に取組んできました。相談支援事業所では、障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援

事業の円滑な運営感管理を図るとともに、障害福祉サービスを利用する障害者、地域相談支援を利用する障害者又はそのご家族に対し、適正な指定計画相談支援に努めます。また、生活介護事業所では、創作活動又は生産活動プログラムの開拓提供の機会を創造し、地域社会との交流の促進等を図ることで、重度障害者等の地域生活を支援します。

オ　地域貢献の取組

津久井やまゆり園は、地域コミュニティの拠点として、地域の福祉施設としての役割を担いながら、地域との連携を進めます。入所している利用者様への支援はもとより、地域で生活する障害者がいつまでも自分らしく住み慣れた地域で暮らしていけるような支援に取組みます。また、地域の皆様、小学生等に障害者への理解が深まるようコンサートの開催、余暇活動・イベント等の企画開催、応急手当普及員の有資格職員による救命救急講習会の開催等に取組みます。

地域の高校や中学校、小学校に通学する児童・生徒の体験学習を積極的に受け入れることで、体験を通して地域発展に貢献する人材へと成長することを応援します。

地域のボランティアの皆様を積極的に受け入れ、共に利用者様の支援活動に取組みます。また、行事等の場の提供と交流 により、異なる世代間のつながりを深め、穏やかで温かな地域づくりに貢献します。そのためにも、地域の皆様と連携を図り、ボランティアの開拓等に取組みます。

グリーンハウス交流イベント

（３）利用者様の受入れに対する考え方

ア　施設入所支援

津久井やまゆり園では、重度・重複障害等、民間施設では対応が難しい知的障害者を積極的に受入れます。

指定管理者として運営を開始した平成17年度末で、利用者様平均年齢は46歳でしたが、平成26年3月末の平均年齢は48歳となりました。年齢別の分布図は下記の通りです。（資料参照）この間、年齢別分布図を比較しますと、最多数であった50代の利用者様が、50代、60代、70代と高年齢に推移しています。今後、加齢児など若年層の利用者様が入所され、従来から入所している利用者様の高齢化で、益々年齢の幅は広がっていくことが予想されます。

今後、重度高齢化していく利用者様の個別ニーズへの対応と、民間施設では対応が難しい利用者様や加齢児の受入れなど、神奈川県の障害福祉政策に沿った対応ができるよう、計画を立てながら受入れを行います。

特に加齢児の受入れについては、児童施設退所後の地域生活への移行に向けて、短期入所を利用した評価の実施や、関係機関と連携し、利用者様及びご家族の退所後の状況を熟慮し、積極的な受入れをするとともに相談支援事業所とも連携し速やかな対応に取組みます。

津久井やまゆり園利用者様年齢別分布表

平成17年度末

		20代	30代	40代	50代	60代	70代	計
利用者数		11	36	33	50	18	0	148
	男	7	25	20	29	12	0	93
	女	4	11	13	21	6	0	55

平成25年度末

		20代	30代	40代	50代	60代	70代	計
利用者数		10	29	40	30	26	11	146
	男	7	18	25	14	16	9	89
	女	3	11	15	16	10	2	57

平成17年度末年齢別分布図

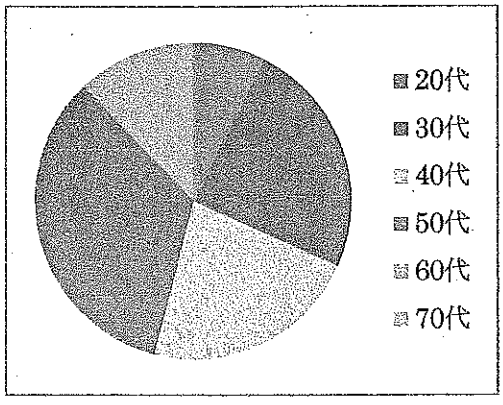

平成25年度末年齢別分布図

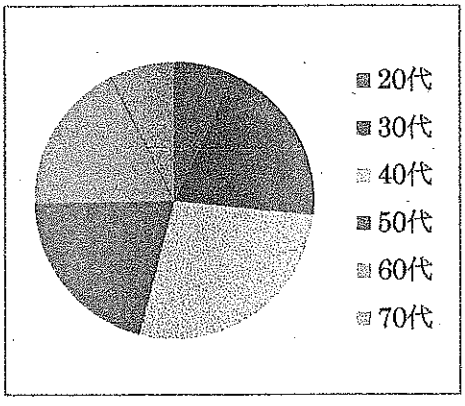

イ　短期入所

短期入所についても施設入所支援と同様に、重度・重複障害等、民間施設では対応が難しい知的障害者を積極的に受入れます。

民間施設では対応が難しい利用者様の受入れについては、これまでの強度行動障害対策事業実施施設として培ったノウハウを活用し、必要に応じて個室環境の提供や、食事スペースや活動スペース、休憩スペースの分離（物理的構造化）など、利用者様の障害特性に応じた環境整備を図ります。また、利用者様が必要とする情報を分かりやすく伝える支援方法（視覚的構造化）など、利用者様の障害特性に配慮することで、慣れない施設で短期間生活することになる利用者様の不安を軽減し、安心して過ごしていただくための支援プログラムに取組みます。

その他、ご家族の休息や用事・体調回復を兼ねた入所体験など、関係機関と協力の上、相談支援事業所とも連携を行ない速やかな対応を図ります。また、複数の福祉サービスを利用されている利用者様については、関係機関との情報交換を通して、ネットワークを強化し、支援方法の共有や利用者様の状態や生活環境について理解を深め、共通認識を形成して在宅生活を支えます。

ウ　生活介護

生活介護では、施設入所支援の利用者様と近隣の在宅障害者に対して、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、重度・重複障害、高齢化などに対応したサービス内容や個別ニーズに対応した魅力ある日中活動の充実を図るなど、より質の高い活動内容の提供に取組みます。また、個別支援計画を作成する際は、利用者様・ご家族の意向を計画に盛り込み実施するなど、今後も引続き意向に沿った支援の充実を図ります。

特に在宅で暮らす重症心身障害児者が、身近な地域で安心・安全に過ごす場を確保することは喫緊の課題です。近隣の在宅障害者の受入れについては、養護学校の在校生の家族の見学を積極的に受入れ、将来的な自立に向けた利用の提案をおこないます。また、民生委員の見学の受入れを積極的に行い、意見交換を通してサービス利用を必要とする利用者様・ご家族がいないかを確認し、必要に応じて福祉サービスの利用につなげます。

現在、津久井やまゆり園のある旧津久井郡地域は、公共交通機関が少なく、通所利用者様の送迎がご家族にとって負担となることから、旧津久井郡地域を対象とした送迎サービスを実施しています。今後も送迎については、利用者様・ご家族からの要望に応えられるよう更なる充実を図ります。

（４）神奈川県環境配慮方針に対する考え方

地球環境の保全と社会の持続的発展に寄与するため、かながわ共同会は、社会の構成員としての責務であるという認識に立ち、津久井やまゆり園の全ての活動において、神奈川県環境方針を遵守し、自主的かつ積極的に環境負担を可能な限り低減させるよう取組みます。

特に近年、事業活動と環境との関わりの増大を背景に、事業者の環境保全活動の

重要性が高まってきました。かながわ共同会は、日常業務においてもゴミの軽減、リサイクル運動の推進等を図り、職員一人ひとりが意識を持って環境配慮に取組むための啓発活動を実施します。

ア　環境配慮担当者・責任者の配置

（ア）環境配慮担当者

環境配慮のための体制を整えるなど事前準備をすることにより、効率的・効果的に取組を進めることができます。環境配慮に対する実践基準を確実に実行するため、津久井やまゆり園環境配慮実施要領に基づき、各セクションに環境配慮担当者を配置します。環境配慮に積極的に取組むとともに、職員一人ひとりが環境配慮に取組む意識を持ち、確実に実施します。

（イ）環境配慮責任者

各セクションの環境配慮のための「誤った取組」や「やり忘れ」を防ぐため、津久井やまゆり園環境配慮実施要領に基づき、各環境配慮担当者に指示を出す環境配慮責任者を配置します。エコチェックシートや環境配慮内容の周知、環境配慮の役割分担の指示、環境配慮の取組みのスケジュール管理などを行い、津久井やまゆり園の環境に対する保全・改善を図ります。

イ　職員に対する研修・啓発活動等

職員に対して環境の保全及び創造に関する情報提供に努めるとともに、定期的に環境の保全に関する研修を開催することで、環境問題の相互理解と情報の共有に取組み、職員の意識向上を図ります。

ウ　環境に配慮した取組みの推進

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律「グリーン購入法」に基づき、環境への負担が少ない物品等を積極的に調達（グリーン調達）します。また、日常業務においても環境に配慮した取組みを推進します。

（ア）グリーン調達の推進

物品等の調達については、環境へ及ぼす影響が少ない製品等を選択し、グリーン調達の推進に努め、購入率の向上、再生紙等利用率の向上を図ります。

（イ）地球温暖化防止に向けたエネルギー使用量の抑制

昼休み等の消灯、冷暖房の適正な温度設定などにより、電気使用量及びエネルギー供給設備等における燃料使用量について、低減させることに努めます。

また、節水の励行などにより上水使用量について、低減させることに努めます。

a　OA機器等については、省エネの電源設定を行います。

b　照明については、昼休み時間の事務所・支援員室は原則消灯とし、業務に支障がある場合は必要最小限の点灯とします。

c　晴天時は、利用者の生活に支障のない範囲で窓側の照明を消灯します。

ｄ　トイレ、給湯室、会議室等の使用後は、照明を消灯します。
ｅ　職員は、原則としてエレベーターの使用を禁止します。
ｆ　退庁時は、可能な範囲で機器の主電源を切ります。また、可能なものについては、電源差込プラグをコンセントから抜き、待機時消費電力を削減します。
ｇ　職員は、寒い時は着る、過度に暖房機器に頼らない。そんな原点に立ち返り、暖房に頼りすぎない、ウォームビズを励行します。
ｈ　浴室のシャワーヘッドを節水シャワーヘッドに交換します。

（ウ）リデュース・リユースの推進

リデュースとは、環境負荷や廃棄物の発生を抑制するため、無駄・非効率的・必要以上な消費を抑制します。また、リユースとは、再使用することで、製品の使用期間の長期化や廃棄物の発生抑制に寄与するとともに、製品製造時、廃棄時の資源消費・環境負荷を回避します。リデュース・リユースを推進することで、ゴミそのものを減らすよう取組みます。

ａ　電子メール、電子掲示板等を積極的に活用し、連絡、報告、回覧等については、安易に紙を使用しないよう努めます。
ｂ　コピー又は印刷に当たっては、無駄が生じないように紙面構成を工夫するとともに、両面印刷等により、裏紙が発生しないよう努めます。
ｃ　ミスコピー用紙等、裏紙として利用可能な用紙の回収に努めます。
ｄ　ペットボトル等の職員の私的なゴミは、持ち帰ることに努めます。
ｅ　過剰包装のものは、購入しないよう努めます。

（エ）リサイクルの推進

分別区分により、ゴミの分別とリサイクルを推進することで、使い捨て型の消費を見直し、資源・エネルギーの無駄使いを減らしていくことに繋げます。

ａ　古紙については、再生される紙によって使用される古紙の種類が違うため、古紙を種類ごとに正しく分別します。
ｂ　缶、ビン、ペットボトルは、すすいでから分別します。
ｃ　ゴミの排出にあたっては、化学物質・感染性廃棄物等のリスク管理を徹底し、環境や人に影響を及ぼすことのないよう事故防止に取組みます。

（オ）エコドライブの推進

公用車、また、職員の私有車の運転にあたっては、燃費の向上と環境に配慮したエコドライブに努めます。

ａ　発進するときは、穏やかにアクセルを踏んで発進することに努めます。
ｂ　車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転に努めます。
ｃ　エアコンは過度に使用しないように努めます。
ｄ　アイドリングストップを励行します。
ｅ　定期的にタイヤ空気圧の点検等、車輌整備に努めます。
ｆ　市外出張においては、公共交通機関を積極的に利用します。

g　公用車を使用する場合は、可能な限り相乗りとなるように調整します。また、走行ルートを合理化し、走行距離・時間の短縮を図ります。

（カ）エコキャップ推進協会に対する支援活動

津久井やまゆり園でこれまで取組んできたNPO法人「エコキャップ推進協会」が実施する、ペットボトルキャップを集めて世界の子どもたちにワクチンを届ける活動に対して、引続き近隣の小中学校に協力を要請しながら支援活動に取組みます。

様式２
参考資料

エコキャップ
受領書

2013年9月20日

分類名：財団・社団・社福他

社会福祉法人　かながわ共同会
津久井やまゆり園
小林 均 様

ご住所：神奈川県相模原市緑区千木良476

FAX番号：042-684-4680

NPO法人（内閣府認証）
エコキャップ推進協会
ECOCAP
神奈川県横浜市中区山下町252
グランベル横浜3F　〒231-0023
TEL:045-900-0294
FAX:045-900-0295
http://ecocap.or.jp/

今回受領個数：	126,334 個
累計個数：	364,774 個
ワクチン：	445.0人分

累計のCO2：2803 Kg
※累計のキャップをゴミとして焼却すれば、これだけの量のCO2が発生することになります

ご協力ありがとうございます。　皆様のご厚意を大切に致します。

受取日	数量	個数(約)	備考
2013/09/10	293.8 Kg	126,334 個	
合計		126,334 個	

1Kgを430個として計算しています。860個でポリオワクチン1人分が購入できます。
1Kg(430個)が焼却されると3.15KgのCO2が発生します。
飲料メーカー各社の環境配慮活動によりエコキャップの重量が1個約2.5gから約2.3gに軽量化されましたので、2012年9月1日より重量と数の関係を1kg=400個から430個に変更しました。

平成19年12月～25年2月　計 114,603,902円
JCV（NPO法人世界の子どもにワクチンを 日本委員会）へ寄付致しました。

平成23年5月～23年9月　計 40,000,000円
宮城県、岩手県、福島県、茨城県へ各1,000万円を義援金として寄付致しました。

※皆様の受領個数は当協会HPの「キャップ回収実績」に、掲載させて頂きます

この受領書がPDFファイルでメール送信できるようになりました
http://ecocap.or.jp/add/regadd.html
ユーザー名：ecocap　パスワード：ecomail　でアクセスできます
※メールでの受領書送信は既にキャップを提供していただいた方のみ対象となります
※電話でのメールアドレス連絡（修正も含む）はミスを防ぐため、受け付けておりません

エコキャップ推進協会のアドレスが2013年1月28日より変更になりました。
新しいアドレスは http://www.ecocap.or.jp です。
お気に入りの登録変更をお願い致します。

２　施設の維持管理

はじめに

社会福祉法人かながわ共同会は、これまで津久井やまゆり園の指定管理者として運営を行ってきた実績を持ち、入所される利用者様一人ひとりの障害特性や身体状況、そして利用者様及びご家族が現在求めているニーズを把握しています。また、これまでの9年間に利用者様の状態がどのように変化してきたかを把握していることで、今後10年間に想定される利用者様の状態の変化について予測し、必要とされる施設整備及び備品の更新を有効に実施することができるのも、かながわ共同会であると自負しています。今後も引続き利用者様の生活環境の整備については、柔軟で迅速な予算執行により取組んでいきます。

（１）維持管理担当者の配置

施設・設備等の維持管理に係る維持管理担当者については、これまでの維持管理体制を継続して、総務課常勤事務員2名を管理担当者として配置します。津久井やまゆり園は、入所される利用者様にとって一日の大半を過ごされる大切な生活の場です。また、県立施設として神奈川県民の財産であり、さらには、災害時の緊急避難場所として利用される重要な施設となります。かながわ共同会は、これまでの指定管理者としての運営を行ってきた実績を最大限に生かし、施設・設備等を健全な状態に保つため、不具合を早期に発見して対処するなど、積極的な維持管理に取組みます。

施設・設備は、年数により劣化することで、利用者様の安全な生活環境を脅かし、事故につながる危険性が高くなります。腐食・異常等を早期発見し、早期に修繕等を行うことで、利用者様の生活環境を守り、また、修繕等に係る費用を抑えることが可能です。

（２）維持管理に係る取組

ア　維持管理計画の策定

時間とともに老朽化していく施設の機能を損なうことなく多額な経費をかけずに維持するため、これまで以上に効率的かつ効果的な維持管理に取組む必要があります。これまでの維持管理は、「壊れてから直す」いわゆる対症療法的な対応になっていました。しかし、この方法では、施設機能が損なわれてからの対応であり、修繕をしている間の代替機能の確保などに多くの経費を必要とします。そこで、「壊れる前に直して、できる限り長く使う」予防保全的な対策に向けて、施設にあった中長期的な維持管理の方法などをまとめる「維持管理計画」の策定に取組みます。

また、維持管理計画の策定に併せて、効率的かつ効果的な予算配分や施設の状況を常に把握するため、施設の状況を一元的に管理する維持管理システムを導入し、神奈川県障害サービス課との調整協議を図りながら迅速な対応に努めます。

イ　経費の節減・平準化の取組

施設の維持管理計画と維持管理システムの導入により、より効率的・効果的な維持管理及び備品の更新を行うことで、施設・備品等の延命化、ライフサイクルコストの低減、更新を含む経費の節減・平準化に取組みます。

ウ　指定管理者としての責務

管理業務の効率的かつ効果的な運営を目的として、修繕等を行う必要が生じた場合には、神奈川県障害サービス課及び維持管理に係る委託業者等と連絡・調整を図りながら、迅速かつ効果的な方法で実施します。

エ　契約及び執行

常に公正・透明性のある園運営を行うことを第一に考え、契約及び執行については、かながわ共同会経理規程に準拠した適正な処理を行い、競争性・公平性・透明性を確保しながら、コンプライアンスを重視した効率的・効果的な施設経営に取組みます。

（３）業務委託の考え方

利用者様に対するサービスの向上とコストダウンという指定管理者制度の趣旨を具現化するため、かながわ共同会では、これまでの県立障害者支援施設経営のノウハウを活かし、スケールメリットを活かした四施設共同入札や、業務委託業者に係る情報の共有化を図りました。また、神奈川県民間知的障害施設協同会経営管理部会・事務研修会等において経費節減や実態調査等に参加協力することで、施設経営の効率化を図りました。津久井やまゆり園では今後も引続き、安全と効率化、利用者様の生活に配慮したアウトソーシングを導入します。アウトソーシングすることで、その業務に係る人件費のコスト削減に取組むことができ、職員を増やさずに業務遂行の維持拡大が柔軟に対応可能となります。また、福祉関連法人の活用により、地域の福祉の向上にも貢献します。委託先の選定については、かながわ共同会経理規程に準拠しながら入札等を実施することで、適正な選定とコスト削減を図ります。

ア　給食業務の委託

平成17年度当初より、津久井やまゆり園の給食業務については外部委託を行っています。津久井やまゆり園利用者様の障害特性、利用者様の栄養管理、摂食・嚥下機能の状態を把握しながら、プロポーザルにより津久井やまゆり園の食事提供業務に最も相応しいと評価された給食調理業者に業務を委託しています。また、利用者様にとって食事は楽しみのひとつです。その食事を温かいものは温かいまま、冷たいものは冷たいままで食事を提供するために、平成17年度当初より温冷配膳車を導入しました。津久井やまゆり園利用者様の食事内容については、運営当初と比較しても高齢化等に伴い多種多様化が進んでいます。平成27年度以降についても引続き利用者様の健康保持増進を図るため、利用者様一人ひとりに合わせた食事作りを行い、より安全で安心な食事を提供できるよう、施設職員と給食調理委託業者が一丸

となって、利用者様の食事の楽しみの幅を広げるような食事提供に努めます。

（ア） 給食調理業者の選定条件について

a　給食調理業者の運営と概要
b　療養食に係る体制
c　誤嚥事故防止に係る体制
d　異物混入事故防止に係る体制
e　安全衛生管理に係る体制
f　厨房事故発生時（食中毒等）に係る体制
g　災害発生時（震災等）に係る体制
h　社員の配置と体制
i　委託管理費
j　食材費・献立
k　食材の導入方法（低コスト・高品質）
l　配膳方法（最適な食事提供）
m　食数管理（増減や変更等への柔軟性）
n　通常食以外の食事への対応（行事食等の際の厨房職員の応援等の 臨機応変な参加、行事食、弁当食、選択食、リクエスト食等）
o　施設との連携、施設の運営に対しての協力（施設食生活委員会への参加等）
p　知的障害者の理解を深めるための社員研修の実施
q　業者の長所、工夫、自主提案

（イ） 選考方法

プロポーザル方式により選考を実施、給食調理業者から提案を受け、当園の食事提供業務に最も相応しいと評価された給食調理業者に業務を委託します。

a　公告により給食調理業者を募集
b　第一次選考（ヒアリング）
c　第二次選考（試食）
d　契約期間は原則3年とします。（契約は単年度契約）

イ　診療所医師の委託

医師の配置については現行の配置水準を維持します。強度行動障害のある利用者様、年々高齢化が進む利用者様個々の健康状態を把握し、利用者様に安全・安心な生活を送っていただけるよう診療所機能の強化を図ります。平成17年度当初より、津久井やまゆり園診療所医師については、個人医師及び歯科医師、また、相模原市北西部地域の医療拠点となっている「相模原赤十字病院」と委託契約を締結し、医師の派遣を受けてきました。

平成27年度以降についても引続き現行体制を継続することで、診療所で定期的に診察を受ける機会を確保し、利用者様一人ひとりの症状・特性等を十分に理解している医師・看護師が医療処置を行うことで、利用者様にとって負担とならない一番

適切な方法で、安心して生活していただけるよう取組みます。

また、現在の診療所の診療科には「皮膚科」がないことから、皮膚疾患等については、外部の医療機関に定期通院を行わなければならない状況となっています。皮膚疾患は、湿疹、じんましん、水虫等の一般的な皮膚病から、アトピー性皮膚炎や乾癬など慢性難治性のものまで様々です。皮膚疾患はやはり正確な診断、原因精査、早期治療が重要となります。現在、皮膚疾患を持つ利用者様は近隣の協力医療機関を利用していますが、津久井やまゆり園の近隣に皮膚科のある医療機関が少ないため常に混雑しており、皮膚科の通院が利用者様の負担になっている状況にあります。そこで診療所に新たに皮膚科医師を確保し、皮膚科診療を開始します。

（ア）診療科体制

a　内科：週3.5回（個人医師及び相模原赤十字病院医師）
b　精神科：週2回（個人医師）
c　整形外科：2週に1回（相模原赤十字病院医師）
d　耳鼻科：月1回（相模原赤十字病院医師）
e　眼科：年2回（相模原赤十字病院医師）
f　歯科：週2回（個人歯科医師）
g　歯科（摂食機能療法学）：月1回（個人摂食機能療法学専門歯科医師）
h　皮膚科：月1回（平成27年度以降新たに診療開始、個人医師）

ウ　洗濯業務の委託

平成17年度当初より、津久井やまゆり園の洗濯業務については、地元の社会福祉法人かながわ黎明会くりのみ園に外部委託を行っています。洗濯業務をくりのみ園の就労支援事業として外部委託することで、在宅障害者等の雇用の場として活用することができました。また、津久井やまゆり園は障害者福祉的就労協力事業所として障害者を4名雇用しており、内2名については、くりのみ園職員と共に洗濯業務に従事しています。平成27年度以降についても引続きくりのみ園と協力しながら、在宅障害者等の雇用の場として外部委託します。

エ　植木の剪定・草刈・除草・屋外清掃等業務の委託

平成17年度当初より、津久井やまゆり園の植木の剪定・草刈・除草・屋外清掃等業務については地元の公益社団法人相模原市シルバー人材センターに外部委託を行っています。相模原市シルバー人材センターは、高齢者等の雇用の安定等に関する法律によって法制化され、高齢者が知識、経験、能力を生かしながら社会参加していくことを目的としています。よって、相模原市シルバー人材センターに外部委託することで、この旧相模湖町地域で生活する高齢者の雇用の場として活用することができました。平成27年度以降についても引続き相模原市シルバー人材センターと協力しながら、在宅高齢者等の雇用の場として外部委託します。

オ　その他業務の委託

民間企業力の専門的ノウハウを必要とする下記の管理業務については、専門業者に外部委託します。

（ア）自家用電気工作物保守点検業務
（イ）空調機器及びボイラー運転保守業務
（ウ）中継ポンプ槽維持管理業務
（エ）貯水槽清掃点検業務
（オ）貯油槽清掃点検業務
（カ）害虫駆除防除業務
（キ）消防設備保守点検業務
（ク）庁舎清掃業務
（ケ）エレベーター管理保守業務
（コ）一般廃棄物処理業務
（サ）診療所産業廃棄物処理業務
（シ）リネン・リース
（ス）リネン・クリーニング

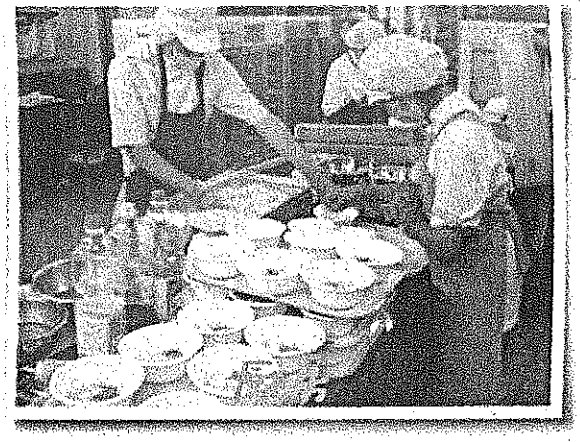

体育館清掃

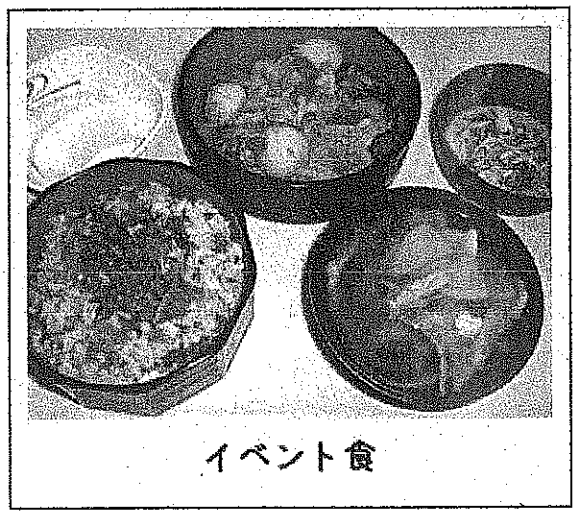

イベント食

３　利用者への対応

はじめに

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」は平成25年4月に施行され、「障害支援区分の創設」や「グループホームへの一元化」など具体的な支援制度も平成26年4月にはすべて施行されました。

津久井やまゆり園では県立直営時代から、重度・重複障害や強度行動障害のある方を積極的に受入れてきました。指定管理者としてかながわ共同会が運営している現在も、障害者総合支援法の趣旨に則り「施設入所支援」「生活介護」「短期入所」の福祉サービスを中心に展開しています。特に民間施設では受入れが困難な方や児童施設利用中の加齢児の方の受入れをすすめてきました。今後、生活支援・日中活動・機能訓練や余暇支援等についてさらなる充実を図ると共に、法の目的として「基本的人権を享有する個人としての尊厳」と明記された障害者総合支援法の実現のため、地域生活支援も含めた総合的な支援に取組みます。

（１）　重度・重複障害のある方への支援

平成26年4月1日現在、入所している方の中で、重複障害の状況・障害支援区分の状況は以下の通りです。今後も民間施設では受入れが難しい方々に利用していただき、安心で安全な生活を送っていただくために様々な取組を行います。

重複障害の状況・障害支援区分（平成26年4月1日現在入所者数146名）

障害の種類など	人数	障害支援区分	人数
聴覚障害	4名	区分3	0
視覚障害	10名	区分4	5
肢体不自由	16名	区分5	25
車椅子利用	19名	区分6	116

《　重複障害とは　》
厚生行政における重複障害-「視覚」「聴覚または平衡機能」「音声・言語または咀嚼機能」「肢体不自由」「内部障害」「知的障害」「精神障害」この中の2つ以上をあわせもつ場合をいう。

ア　クオリティマネジメントの更なる継続的実践

「より質の高いサービスを提供することによって多くの事故が未然に回避できる」という視点（クオリティーインプルーブメント）で取組みます。個別性が高いため、それぞれのセクションで十分な検討と創意工夫を繰り返し、継続的実践を続けます。また、苦情や要望等にも目を向け支援に反映し、支援の質の向上を目指します。

イ　個々のストレングス・課題に対応した支援計画

利用者様個人の尊厳と地域生活移行に向けた利用者様支援の目標に沿って、日中活動や行事計画の見直しを図り、ストレングスを見出せる個別支援計画に取組みます。各セクション内でモニタリングを行い、半年ごとに利用者様及びご家族への説明を丁寧に行い実践していきます。

《　ストレングスとは　》 英語で「強さ・力」の意味 その人が元来持っている「強さ・力」に着目して、それを引出し活用していくケースマネジメント

ウ　医療との更なる連携強化

津久井やまゆり園診療所機能を生かした健康管理体制を充実させていきます。また相模原赤十字病院、千木良診療所、森田病院等の協力医療機関と連携していますが、津久井やまゆり園におけるすべての重度・重複障害のある方が万が一の時でも、入院及び治療等対応できるように、新規協力医療機関を開拓し確保できるよう取組みます。

エ　高齢化が顕著になりつつある利用者様に対して寄り添った支援の展開

今後、高齢化が顕著になりつつある現状を踏まえ、5年後（平均年齢予測概ね53歳）及び10年後（平均年齢予測概ね58歳）を見据えた利用者様の機能の低下等に対応した生活環境の改善と支援体制の整備に取組みます。また、健康管理含め医療的ケアの強化そして利用者様に寄り添った日中活動等の展開を目指します。

オ　園内外の研修・勉強会への積極的な参加

重度・重複障害のある方も含め、すべての障害者に対する支援方法や人権擁護意識向上を図るための研修会を定期的に園内、園外含め開催します。また、園外研修及び勉強会に積極的に参加し、支援内容の実践報告等に取組みます。

カ　事故防止のための更なる継続的実践

情報ネットワーク（レインボーネット）を通じてデータ化された「ヒヤリハット報告」「事故報告」を定量分析・定性分析を定期的に行います。その分析結果を支援に反映し継続的に事故防止に取組みます。

キ　権利擁護システムの更なる継続的実践

法人としての理念、「職員行動の指針」の周知徹底、虐待等の早期発見の仕組みを構築して、職員への権利擁護教育の実施、オンブズマン制度の活用や第三者委員等の関係機関の連携を強化し、権利擁護システムを組織化します。また、利用者自治会「ピザの会」の運営・本人活動等を支援していきます。

ク　介護予防の視点で組立てた個別特性に応じたプログラム

重度・重複障害の利用者様の健康保持・増進を図るとともに、豊かな人間性と自立心・生活意欲向上につながるメリハリのある個別特性に応じたプログラムを設定提供し、心の豊かさを育む支援に取組みます。

ケ　在宅の重度・重複障害者の活動の場の提供

重度・重複障害のある方が地域で生活するというノーマライゼーションの観点から、まずは生活の場と日中活動の場を分離することを目指し、身近な施設を気兼ねなく体験利用、見学含め利用することができるよう、地域に積極的に働きかけます。

コ　自己選択・自己決定、地域社会との交流も踏まえた生活の場の提供

利用者様本位のきめ細かいサービス体制を確立し、多様なニーズに対応する支援体制の整備と、サービスの質的量的充実に努め、権利擁護に配慮した公平で誠実な支援に取組みます。また、利用者様の地域生活移行へ向けた支援と、地域で生活する障害者に対する支援については、行政や関係団体等と連携し取組みます。

（２）　強度行動障害のある方への支援

津久井やまゆり園は、常勤職員2名を配置して強度行動障害者対策事業に取組んでいます。この事業は、生活環境の様々な刺激により、激しい不適応行動を頻回に示し、日常生活に困難な状態にある障害児・者の方へ、環境調整を含めた支援体制を整えることにより、行動障害の軽減を図ります。また現在はそのような行動障害を発現していないが、将来的に行動障害を発現するおそれのある方、ご家族、関係機関へ、相談・助言を通じて行動障害を予防することを目的としています。この事業の取組みを通して、強度行動障害のある方への支援に積極的に取組んでいます。

《　強度行動障害児者とは　》
知的障害児者であって、多動・自傷・異食等、生活環境への著しい不適応行動を頻回に示すため、適切な指導・訓練を行わなければ日常生活を営む上で著しい困難があると認められる者。
この状態像は、生来的に持っている資質そのものではなく、その特異な行動の意味を理解できない支援者等によって不適応な対応が行われ、その結果として形成されてしまった2次的・3次的障害であり、適切な支援や働きかけを忍耐強く行うことで行動障害の軽減が可能であるという視点が重要である。
～神奈川県ホームページより抜粋～

ア　強度行動障害のある方への支援内容

（ア）在宅の方の相談・受入れの実施

ご家族等の休息や体調回復、短期入所に向けての体験等、関係機関と協力の上、積極的な受け入れをすると共に相談支援事業所とも連携を行ない速やかな対応を行います。必要に応じて強度行動障害の事業対象者として受入れを行ないます。

新たな行動障害の状態が出てくることを予防するための早期対応を目的に、家庭や

学校、事業所等を訪問し、対応方法について助言し、予防的な支援に努めます。在宅生活を支える上で関係機関との情報の共有を図り、ネットワークの構築を行ないます。医療と福祉の狭間に置かれている状態の方の退院後の地域生活に向けて病院や地域事業所と連携して一時帰宅を活用し、短期利用を実施し生活リズムや支援方法の確立を図ります。

（イ）入所利用中の方への支援

個々の利用者様の支援については、ホーム担当職員・日中活動担当職員・事業担当職員・心理職員からなる支援チームを組み、支援プログラムの作成、カンファレンスの実施、アセスメントを作成し共通理解のもとにすすめます。また、行動障害に関連する勉強会の実施や行動障害がある方の地域移行について検討する場を設け職員の資質向上に努めます。利用者様やご家族が地域移行について関心を持ってもらえるよう説明の機会を作り、個別支援計画に基づいてグループホーム体験利用を実施します。新設予定のグループホームの入居候補者を選出する際、行動障害のある方の地域移行を視野に入れ取組みます。

（ウ）実践研究・研修を企画、実践報告の取組

強度行動障害基礎講座と題して、行動障害への対応の視点や、発達障害に関する研修の実施や行動障害の方への支援事例について検討する場を設け、園内や近隣事業所の職員の資質向上に努めます。自閉症や行動障害の方への支援方法として、基本的なTEACCHによる手法だけでなく、動作法や応用行動分析等の研修を開催し、多角的な視点による支援手法を学ぶ機会を設け、専門性の向上を目指します。

（エ）強度行動障害現任研修の実施

神奈川県の強度行動障害対策連絡調整会議に参画している津久井やまゆり園として近隣事業所職員が参加可能な現任研修を企画実施します。

行動障害のある方への支援方法について座学や支援現場の見学を通して支援方法への理解を深めて頂くことを目的に強度行動障害現任研修（2日間のプログラム）を実施します。また、圏域や市内事業所の職員の資質向上や事業の啓発・普及を目的に実施します。

（オ）人権擁護

現任研修の実施を通して開かれた環境を構築し、研修受講者との意見交換やアンケートの回答内容をフィードバックし、支援の質の向上を目指します。

身体拘束や行動制限について、過剰にならないよう、人権に配慮し、説明責任や安全配慮義務等に基づく適切な対応を行うことを目的とした研修を定期的に実施します。又、身体拘束の解除に向けてモニタリング会議等で確認するよう委員会の場で発信し、個別に作成された「身体拘束対応マニュアル」の見直しも定期的にすすめます。

（カ）居室、作業場面の「構造化」

居住の場と活動の場を分けることで場所や過ごす目的を明確にする事や刺激となる物を目に付かないようにすること、対人緊張の軽減に向けて他者との動線に配慮することなど物理的構造化を進め、安心して過ごせる環境を築いていきます。視覚的刺激の特性を生かし、絵カードや写真、文字等を用いて予定を伝えることや、作業手順を分かりやすく伝える等視覚的構造化を個別に実施し、分かり易く情報を伝える事で見通しが持てる生活を送れるよう支援します。

（キ）自己選択・自己決定、地域社会との交流を踏まえた生活の場の提供

安心感のある生活環境の下、日中活動や余暇活動の選択等、それぞれが視覚的情報を基に自身で行動できる環境を構築していきます。支援者に対して依存的ではなく共存的な関係性を築くことを目指し、日々の支援を通してコミュニケーション方法を確立していきます。個々の特性に配慮しつつ、より豊かな社会生活を送ることを目的に余暇活動の充実に努め地域社会への参加を目指します。

（ク）近隣事業所等へのコンサルテーション

神奈川県強度行動障害対策事業の実施施設として、地域で安定した生活を送る為に必要な支援をサポートすることを目的に、事業所職員や学校、家族等を対象とした研修「強度行動障害者地域生活サポート事業」を実施します。事業の啓発・普及を目的に、圏域・市内事業所や学校、家庭を訪問し支援への助言や事例検討を実施します。

（3）重度・重複障害及び強度行動障害のある方への生活支援

重度の障害がある、または自閉症の特性があることにより、私たちが自然に行っているように周囲の環境から情報を取り入れて状況を理解することが難しい方が大勢います。さらにコミュニケーション手段が限られているために、感じている不安や不快感を周囲の人に訴えることにも困難が伴います。こうした「伝えられない」不安や不快感が、自傷や他害といった形で表出したものが「行動障害」です。支援する私たちは一人ひとりのことをよく理解し、ご本人が感じている不安や不快感、要望を汲み取り安心できる生活環境を整備します。

ア　入所支援における重度・重複障害や強度行動障害のある方への生活支援

(ア)生活課の職員体制

	生活1課		生活2課		生活3課		生活4課	
職員配置	課　長　1名		課　長　1名		課　長　1名		課　長　1名	
	はな	にじ	のぞみ	ゆめ	つばさ	みのり	いぶき	すばる
	ホーム長含め12名	ホーム長含め12名	ホーム長含め12名	ホーム長含め12名	ホーム長含め12名	ホーム長含め12名	ホーム長含め12名	ホーム長含め12名

（イ）地域サービス課の職員体制

職	課　長	1名	
員	ケースワーカー	2名（主任1名含む）	
配	心理担当員	1名	
置	強度行動障害者事業担当生活支援員	2名	計6名

（ウ）生活支援体制

生活課職員配置の表の通り、各生活課には2つのホームがあり、18名～19名の一般入所の方が生活しています。合わせて短期利用の方が1名～2名利用になります。支援員はその各ホームで、6：30～21：00までの間は土日祭日を含め常時3名以上の職員を確保し支援にあたっています。今後も同様な職員体制により安定した支援体制を継続します。

また、必ず各ホーム1名の夜勤者を配置し、緊急の場合に備えて8名の夜勤者の中でリーダー・サブリーダーを配置し、夜間の連携を図る体制を整えています。非常勤で雇用している管理宿直者1名を合わせると9名の職員で夜間の安全を確保しています。今後もこの体制を継続し、緊急時にも迅速に対応します。

ａ　豊かな食生活を目指した支援

平成17年度当初より、津久井やまゆり園の給食業務については外部委託を行っています。津久井やまゆり園利用者様の障害特性、利用者様の栄養管理、摂食・嚥下機能の状態を把握しながら、プロポーザルにより津久井やまゆり園の食事提供業務に最も相応しいと評価された給食調理業者に業務を委託しています。また、利用者様にとって食事は数少ない楽しみの1つです。その食事を温かいものは温かいまま、冷たいものは冷たいままで食事を提供するために、平成17年度当初より温冷配膳車を導入しました。

津久井やまゆり園利用者様の食事内容については、運営当初と比較しても高齢化等に伴い多種多様化が進んでいます。現在は、常食の他に糖尿食・ダイエットメニュー・軟菜食・ソフト食・ペースト食などを提供しています。家庭でのお食事の雰囲気を感じていただけるような献立づくりを心がけ、行事食やイベント食などの工夫や利用者様からのリクエストにも積極的にお応えしながら食生活を楽しんでいただけるような環境を目指しています。今後は利用者様の高齢化に伴う課題もあり、生活習慣病による疾病の予防、摂食嚥下機能低下による低栄養や誤嚥防止など、健康保持増進と食の楽しみの両立を目指した食生活・栄養管理を目指します。

（ａ）栄養ケア・マネジメントの実施

知的障害のある方は、るいそう（やせ）や肥満の課題が多く、栄養状態のマネジメントの必要性が高いことが知られています。平成25年度障害者施設での栄養ケア・マネジメントの実施は約3割にとどまると言われていますが、今後、支援部・看護師と連携し、実施への体制を整えます。平成27年度から事業実施に向けた準備を行い、平成28年度から事業を実施できるよう計画を進めます。

（ｂ）塩分制限食の充実

高齢化に伴い塩分制限を行う利用者様が増加しています。これまで以上に配慮が必要なことから、給食業務委託業者と連携し塩分制限食について工夫を重ねていきます。

従来、塩分制限をしている方には汁物の提供が難しかったところですが、平成26年度から献立全体を工夫することで汁物を提供することが可能となりました。今後も利用者様の健康に配慮しながら、制限食であってもおいしい食事が提供できるように対応します。

（ｃ）ソフト食の新たな工夫・拡充

平成24年度より提供が始まったソフト食の内容を常に検証し、味や食感、増粘剤の種類や使用頻度などについても給食業務委託業者と連携し、新たな可能性を検討していきます。平成26年4月1日現在、ソフト食を召し上がっている利用者様は2名ですが、今後利用する方が多くなっていくことを想定し、早期に対応します。

（ｄ）食物アレルギーに対応する体制作り

厚生労働省の人口動態統計調査によると全国で年間に食物アレルギーで亡くなる方は3名ほどと言われています。津久井やまゆり園では今まで重大な事故は起きていませんが、重篤な症状（アナフィラキシーショック）を起こさないための給食管理業務の改善を図り、対象となる方の食器の色を変更し可視化に努めました。今後は短期利用者様の対応・ホームでの混入も視野に入れた緊急時のマニュアル作成と体制づくりに取組みます。

（ｅ）災害時の食事提供体制づくり

現在の非常食備蓄量は200名分1日3食として5日分備蓄しています。これらを災害時に速やかに、かつ効率的に提供できる体制づくりに取組みます。平成26年2月14日の記録的な大雪の際には、停電になった場合に速やかに対応できるよう、必要な備蓄物品等を事前に厨房に用意し万全な体制をとりました。この経験を生かし今後の防災対策・災害時の食事提供体制に取組みます。

（ｆ）手作りの味の追求

給食業務委託業者と連携し、冷凍食品や出来合いのものは出来る限りなくし、手作りの温かみを感じていただける食事提供を目指します。津久井やまゆり園内の畑で利用者様と共に収穫したじゃがいもなどを献立に取入れて、収穫の喜びを味わえる工夫に取組みます。

（ｇ）環境に配慮した生ごみの減量化

アルミ缶については、利用者様の活動の一環としてリサイクル業者に回収してもらう取組みをすすめています。津久井やまゆり園として今後も資源回収を継続して取組むとともに新たに、生ごみの堆肥化の検討を積極的にすすめます。

（ｈ）食事の提供時間など

食事の時間は、朝食8：00・昼食12：00・夕食18：00を目安として、各ホームで食べていただくように準備をします。それぞれの健康状態、嚥下状態に合わせた食事を用意しています。また、季節を感じ、楽しみを味わうことができる食事支援に取組んでいます。今後も委託業者と連携を図りながら、利用者様の満足度を上げる工夫をします。

ｂ　入浴

入浴は皮膚の清潔を保ち、健康、疲労回復、リフレッシュなど、様々な効果があります。津久井やまゆり園には各ホームに浴室が完備されており、一般の入浴は原則として毎日入浴に取組んでいます。また、車椅子で暮らしている利用者様、重複障害のある利用者様については、機械浴槽を利用しての入浴は週3回、シャワーチェアごと浴槽に入ることができる「マルチリフター」を平成23年度に女性ホームに導入しました。現在、マルチリフターを利用しての入浴は週3回行っています。

入浴支援については、複数の職員での支援体制を確保し、転倒、溺れる等の事故防止など安全第一で取組んでいます。また、プライバシーの保護など羞恥心に配慮した取組みや、入浴時のボディチェックなど、今後も継続して支援の質を維持していきます。

（ａ）一般の入浴

各ホーム浴室にて、原則15：30から実施します。職員配置は、入浴する利用者様の状況によって、2名～3名体制で支援します。

（ｂ）機械浴槽の入浴

午前（女性）、午後（男性）を基本として、機械浴槽を使用した入浴を実施します。会議等がある場合は必要に応じて、男女間での入れ替えを行います。職員配置は、入浴する利用者様の人数に合わせて、2名～4名体制で支援します。

基本実施時間：9:30～11:30、13:30～15:30

＊入浴者数・園内研修・行事等により、実施時間は前後します。

（ｃ）マルチリフターの入浴

午後（女性）を基本として、マルチリフターを使用した入浴を実施します。職員配置は、原則3名体制で支援します。

基本実施時間：13:30～15:30

＊入浴者数・園内研修・行事等により、実施時間は前後します。

ｃ　健康管理

定期的に看護師が各ホームを巡回し、利用者様の健康状態の把握に努めています。支援員と情報交換を行い、体調不良などの早期発見に努めています。年間を通して年2回の健康診断・血液検査・眼科検診を実施します。その他にも年1回の歯科検診・耳鼻科検診などを実施します。

ｄ　余暇

各ホームに、利用者様の希望に沿った外出・旅行などを計画し実施しています。利用者様一人ひとりの障害特性に合わせて、目的地・交通手段なども考慮してきめ細かく計画を立て実施しています。具体的には、相模原市内の飲食店での外食、日帰り温泉やテーマパークなどの利用があります。ホームによってはご家族との合同のバス旅行等、毎年楽しみにしていただいている企画もあります。園内の行事・季節を感じる行事など今後も利用者様及びご家族の意向を尊重した余暇活動に取組みます。

また、津久井やまゆり園ガイドヘルパー実施要領に基づき実施される利用者様の外

出について、平成25年度の実績では、職員述べ137名の付添により73回（利用者様述べ155名）の外出が実施されました。

ｅ　行事

「笑顔がキラリ☆いい日交流会」「納涼祭」「まつりだ!!やまゆり」の三大行事を盛大に開催します。利用者様・ご家族と一緒に企画・準備を進めて、全員で楽しめる行事として継続して取組みます。また、「敬老の祝い」「新年会」など、利用者様一人ひとりをお祝いする行事を企画実施します。今後特に「敬老の祝い」については、対象の利用者様が増えていくため、充実を図ります。

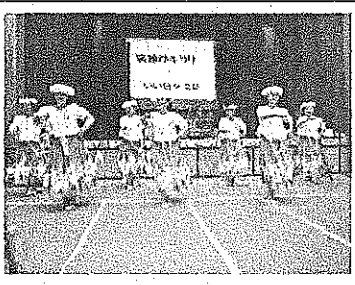

笑顔がキラリ☆いい日交流会

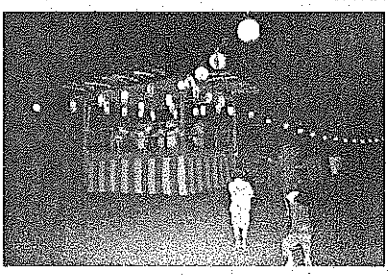

納涼祭

まつりだ！やまゆり

イ　通所支援における重度・重複障害及び強度行動障害のある方への生活支援

（ア）通所支援の職員体制

	日中支援課（日中活動支援を兼ねる）		
職	課　長	1名	
員	主任生活支援員	2名	
配	生活支援員	8名	
置	非常勤生活支援員	15名（常勤換算9.9名）	計26名

（イ）通所利用者様への支援体制

在宅での暮らしを尊重し、利用者様一人ひとりのニーズに合った支援に取組んでいます。個別支援計画を作成する際は、利用者様・ご家族の意向を計画に盛り込み実施するなど、今後も引続き意向に沿った支援の充実を図ります。在宅の障害者にも安心してご利用いただくため、旧津久井郡地域を対象とした送迎サービスを実施しご利用いただきます。今後も送迎については、利用者様・ご家族からの要望に応えられるよう更なる充実を図ります。

食事支援は、入所の方と同じ献立で用意しています。医療的ケアが必要な利用者様の支援については、看護師に指示を仰ぎながら安全第一で支援に取組みます。

（４）重度・重複障害及び強度行動障害のある方への日中活動・機能訓練・余暇支援

ア　基本方針

津久井やまゆり園の利用者様（入所者・通所者）はグループ活動に参加しています。グループ活動を通し、毎日の生活リズムをつくり、日々の暮らしに満足感や活気を得られるような支援を行っています。また、利用者様一人ひとりの障害特性や

年齢に応じたプログラムを提供しています。今後も継続して、利用者様のニーズに応えるグループ活動に取組みます。

また、園内での活動だけでなく近隣の行事に参加する活動や近隣事業所の方との交流なども積極的に行っています。毎年6月に行われる「千木良公民館まつり」では、利用者様の作品等を展示することで、地域の皆様に津久井やまゆり園の活動に理解を深めていただいています。夏休みに行われる「わいわい創作活動教室」では、地域の皆様と一緒に作品作りを楽しんでいます。今後も外部講師・ボランティアの方と連携を図りながら、プログラムの充実を図ります。

イ グループ活動

グループ活動は、利用者様の障害特性や年齢などによって毎年グループ編成を見直し常に利用者様からのニーズに対応できる体制を作ってきました。今後も日中支援課職員と生活課職員で支援する体制を継続し、利用者様の年齢の幅が広がっていく課題に対応していきます。

ウ 活動内容

9:30～11:30、13:30～15:30

	Aユニット		Bユニット		Cユニット	Dユニット
	1グループ	2グループ	3グループ	フリーグループ	4グループ	6グループ
場所	体育館	体育館	管理棟1階	管理棟1階	作業棟2階	作業棟1階
活動内容	機能維持運動やリラクゼーション活動を行い、運動量確保のための歩行、室内活動を提供します。定期的に理学療法士・作業療法士による個別支援の時間を設けます。		手芸・受注作業など室内作業や散歩を行います。	個室など静かな空間が必要な利用者様のために個別のスペースを提供し個別支援を行います。	室内活動や散歩を行い、必要に応じて個別のスペースを提供し個別支援を行います。	自閉症や行動障害への環境的配慮をし、室内活動や散歩を行います。

エ 主なグループ活動内容

受注作業（萬栄光産：紙袋・アルミリサイクル・紐解きなど）、ビーズ通し、パズル機能維持運動、散歩、美化活動、園芸活動、プール（夏期限定プログラム）、創作活動、レクリエーション活動、余暇活動等

オ 園外体験プログラム

津久井やまゆり園では、利用者様が地域作業所等で作業活動や園外の人々との交流による体験を通じて、働く喜びや生きがいを感じることによって、生活意欲や社会性

の向上、自立の促進を図り、グループホーム等地域社会での生活の実現を目的として、園外体験プログラムに取組んでいます。

（ア）体験先 ― 地域作業所「マーブリングハウス」（相模原市緑区千木良）
（イ）体験回数 ― 週1回・水曜日（基本）
（ウ）利用者数 ― 1名の利用者様が参加（平成26年4月1日現在）

カ　レクリエーション活動

当園では日々のグループ活動と並行して、様々なレクリエーション活動に取組んでいます。利用者様の希望に応じて、外部講師と連絡調整を図り年間予定・月間予定を作成し取組んでいます。今後、従来の作業活動中心の日中活動から、個々のニーズに合った過ごし方を模索して幅広いプログラムを展開していきます。

	陶芸レクリエーション	踊りレクリエーション	音楽レクリエーション
講師	「光工房」主宰 石栗　芳恵　氏	ボランティア 中原　郁子　氏	音楽療法士 小林　朱見　氏
活動内容	月１回 13:30－15：30 作業棟２階 希望する利用者様に参加してもらい作品作りを楽しみます。	月１回 13:30－15：30 体育館または会議室 参加してもらっている利用者様と講師と一緒に踊りを楽しみ、行事などで踊りを発表しています。	月２回 13:30－15：30 体育館または会議室 楽器をさわることや、歌を歌うことを楽しみながら、演奏する体験しています。
	美術レクリエーション	カラオケレクリエーション	
講師	当園心理担当職員	ボランティアグループ ひばりの会	
活動内容	月１回 13:30－15：30 心理判定室または プレイルーム 絵画の活動を中心に作品作りを行い、「千木良公民館まつり」など地域の行事の際、展示発表しています。	隔月 13:30－15：30 体育館または会議室 ボランティアの皆さんと交流することと、カラオケを楽しんでいます。	

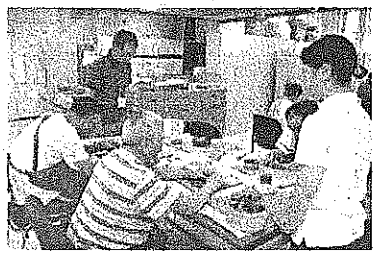
日中活動

踊りレク

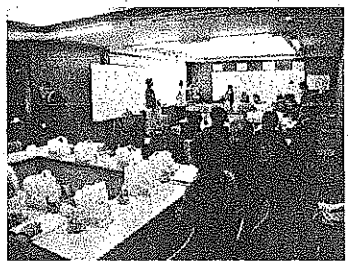
ボランティア懇談会

４　質の高い利用者サービスの確保と効率的な運営の取組

はじめに

平成25年4月に施行された障害者総合支援法は、法の目的として「基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう」と規定し、これまでの「自立した生活」から「個人としての尊厳にふさわしい生活」を営むことができるよう支援すると変更されました。また、障害支援区分の創設やグループホームへの一元化など具体的な支援制度も平成26年4月までにすべて施行されたところです。この間、国においては障害者差別解消法の制定や国連障害者権利条約の締結など、障害者の権利に関する法整備が行われ、その実現に向けた取組みが一層強化されることになりました。

こうした中で、かながわ共同会は基本理念に人権擁護を掲げ、法の理念である障害者の自立と地域生活支援に積極的に取組んできました。今後とも新たな法制度等に沿って「利用者本位の質の高いサービス提供」、「サービスの量的、質的充実」を図り、当園の特徴でもある幅広い年齢層、多様な障害特性の利用者様について、個人の尊厳を尊重し多様なニーズに対応できる質の高いサービスを提供します。

また、制度改正などに即応できる柔軟性や、園内や法人内、地域の関係団体等との連携を図り、利用しやすく効率的な施設運営を目指して計画を実行します。

（１）質の高い利用者サービスの確保

ここでは、「３ 利用者への対応」の項目で提案した以外の内容についてお示しいたします。施設入所支援事業、生活介護事業、短期入所それぞれのサービスがより質の高いものなるように幅広く支援体制を構築しています。民間施設では受入れが困難な方を積極的に受入れ、お一人おひとりの障害特性にあった支援を展開するために以下のような取組みを続けています。今後はさらに内容の充実を図ります。

ア　相談支援

相談支援の取組みについては、知的障害児者（利用者様・ご家族）を対象として、日常生活の相談から、地域の様々なニーズに柔軟かつ迅速な相談支援を総合的に行います。

近年の相談の特徴として、軽度の知的障害の方や、発達障害の方の相談が増えており、来園相談や家庭訪問・事業所訪問を継続的に実施し、平成25年4月に開設した指定特定相談支援事業所「寸沢嵐地区日中活動支援センターライフ」や近隣にある事業所と連携しながら支援を図っています。

年々様々な障害や支援困難のある利用者様・家族、事業所・関係機関等からの相談が増え、当園のサービス利用につながった方もいます。

複数の事業所を利用している方もいますので、ケア会議や情報交換をする機会が増えていることから、相模原市自立支援協議会の相談支援事業所連絡部会、津久井地区個別支援検討部会や津久井地域障害児者ネットワーク会議の運営にも参画し、

関係機関のネットワークやサービス、相談支援活動の実績を積み上げています。

神奈川県強度行動障害対策事業担当者を置き、予防的支援の視点で臨床心理士と連携したうえで、相談や訪問を行い、自閉症児･者に携わる支援者の理解と技術向上の研修を実施します。

イ　心理相談（心理的支援）

津久井やまゆり園には、支援部地域サービス課に心理担当職員（臨床心理士）を配置しています。

臨床心理士が、津久井やまゆり園入所、ケアホーム入所及び在宅の障害児者の個々のニーズに対し面接・検査・観察等を通して心理的評価を行い、評価に基づき面接、遊戯療法、ソーシャルスキルトレーニング、家族との面接及び職員や関係者との意見交換等の心理的支援を実施しています。

一人ひとりの方に応じた心理的支援を行うことによって、その方が“その方らしさ”を発揮しつつより生き生きと過ごせることを目指しています。そのため、利用者様の特性や環境によって主目的が異なることになります。それらは、「その方のストレス発散」「その方が新たな行動様式を学習することの応援」「環境側の調整（物理的な環境の改変・支援者側の理解や行動の変化）」等となります。

ウ　計画相談支援

県内で計画相談作成の進捗が遅れている状況下において、自主事業として開設した指定特定相談支援事業所「寸沢嵐地区日中活動支援センターライフ」において、ご希望される方のサービス等利用計画の作成に取組みます。平成25年度3月31日現在、53件のサービス等利用計画を作成しました。平成26年度も90名以上の方のサービス等利用計画の作成に取組みます。

今後、障害者総合支援法の動向を見据えながら、一人ひとりにあった福祉サービスの利用につなげていきます。また、相模原市の障害者自立支援協議会・相談支援センター・緑障害者相談支援キーステーション等の関係機関・事業所と連携し、相談支援機能の充実強化に努めます。

エ　相模原市障害者等日中短期入所事業

相模原市障害者等日中短期入所事業実施要綱に基づき、津久井やまゆり園では、平成18年10月より、相模原市と委託契約を締結し、日中短期入所事業を受託しています。

日中短期入所事業の内容は、障害児者を一時的に預かることにより、障害児者に日中活動の場を提供し、見守り及び社会に適応するための日常的な訓練等を行うものです。日中短期入所事業の対象者は、相模原市が援護の実施を行う障害児者であって、日中において養護するものがいないため、一時的に見守り等の支援が必要であると相模原市長が認めた障害児者となります。

障害児者の地域生活支援の充実を図り、一時的な預かりのニーズに応える為、移動・食事等の生活支援、ドライブ・ビデオ鑑賞・おやつ作り・プール・散歩等の余

暇支援、送迎等を実施しています。平成24年7月からは毎週土曜日を稼動日とし、サービス提供の拡大を図りました。今後も支援環境の整備を図りながら、利用者様及びご家族のニーズに応えるよう対応します。

オ　利用者様の入院対応、ご逝去、最期のお別れ

利用者様の高齢化等に伴い、容態の急変等により医療機関に入院される場合があります。津久井やまゆり園では、利用者様及びご家族に対して、入院付添をはじめ、病院との調整、必要な消耗品等の購入など、長期に入院された場合でも必要な支援に取組んできました。

誠に残念ながら利用者様がご逝去された場合には、ご遺族が津久井やまゆり園でのお別れ会を望まれる場合や、単身の利用者様に対して、津久井やまゆり園会議室を会場とした「お別れ会」を執り行ってきました。また、葬祭場で葬儀が執り行われる場合には、津久井やまゆり園で共に暮らした利用者様と一緒に職員も参列し、最後のお別れをさせていただくなど、かながわ共同会として利用者様の最期のお別れまで責任を持って対応させていただいています。

将来、単身等の利用者様がご逝去された後に、遺骨を納骨する墓地を確保しなければならない問題が生じることが想定されます。かながわ共同会では、厚木精華園で共同墓地を運営する実績があり、今後、津久井やまゆり園においても家族会と共同墓地の設置に向けた検討に取組みます。

カ　家族会・後援会との連携

（ア）家族会

ａ　家族会の開催

津久井やまゆり園では、家族会が主体となって、原則月1回（三大行事開催月を除く）家族会を開催しています。内容としては、午前中に役員会を開催し、午後から全体会を開催していますが、役員会及び全体会それぞれの間に時間をいただき、園から運営状況に係る報告とご家族からの要望等を伺っています。また、ご家族への情報提供の一つとして「津久井やまゆり園この1ヶ月」を発行し、園の運営状況、利用者様の健康状態、今後の予定等をお知らせしています。

その他、津久井やまゆり園は最寄り駅であるJR中央線「相模湖駅」より約4キロ離れた場所にあるためバスの運行本数も少なく、また、ご家族の皆様の高齢化に対応するため、運営当初より駅までの送迎を園のマイクロバスで対応しています。

今後も引続き家族会とかながわ共同会は互いのパートナーシップのもと、共同で津久井やまゆり園の運営に取組みます。

ｂ　ホーム懇談会と日中活動懇談会の開催

家族会の開催に併せて定期的にホーム懇談会と日中活動懇談会を開催しています。ホーム懇談会では、利用者様の所属するホームごとに分かれ、利用者様一人ひとりの状況についてホーム職員からの情報提供や、ご家族からの個別の要望について意見を伺う等の意見交換を行っています。また日中活動懇談会についても

同様に、日中活動を担当する職員から日中活動の内容や利用者様の活動の様子等についての情報提供や、ご家族からの個別の要望について意見を伺う等の意見交換を行っています。今後も引続きホーム懇談会と日中活動懇談会を開催することで、安心してご利用いただける施設を目指します。

c　家庭交流期間（一時帰宅）の実施

利用者様にとって、一時帰宅されることは、ご家族と過ごす大切な時間となります。津久井やまゆり園では、家庭交流期間を年3回（ゴールデンウィーク、夏季、冬季）実施しています。実施に際しては一定の期間は設けていますが、設定した期間に関係なく、ご家族の予定や状況に合せた帰宅が実施され、施設で生活される利用者様の生活の質の向上が図られました。今後も引続き家庭交流期間を実施することで、利用者様とご家族の交流が頻繁に行われるような支援に取組みます。

d　三大行事の共催

津久井やまゆり園の三大行事については家族会との共催で開催しています。各実行委員会に家族会役員が参加することで、幅広くご家族の意見を取り入れた行事を開催することができました。また、開催運営費についても家族会からの寄付金を受けたことで、利用者様の状態に合せ充実した内容の行事にすることができました。今後も引続き家族会と連携を図りながら企画を進め、更なる充実した行事を開催できるよう取組みます。

e　意見交換等

年1回、家族会役員と理事長、常務理事を含めた管理職を中心とした一泊懇親会を開催しています。懇親会では、園の運営等に係る双方の関心事項についての意見交換を行い、家族会と職員が知恵と工夫を出し合うことで信頼関係を構築し、利用者様の安心・安全ある暮らしに繋げることができました。平成27年度以降については、新たに定期的に家族会役員との園の運営に係る意見交換会を開催します。津久井やまゆり園の運営については、常に家族会と連携を図りながら利用者様の安心・安全ある暮らしを守るために取組みます。

（イ）後援会

津久井やまゆり園後援会は、津久井やまゆり園利用者様及び在宅の障害児者の皆様が心豊かな生活を営むことができるよう、津久井やまゆり園が行う自立と社会参加及び地域福祉推進の各種事業に賛同し、支援することを目的として、平成17年12月に発足した任意団体です。

これまで多くの会員の皆様の多大なるご支援によって順調に後援会活動を進めてきました。今後も引続き後援会と連携を図りながら、津久井やまゆり園の運営に取組みます。

ａ　これまでの主な後援会活動

（ａ）納涼祭への助成・活動

毎年8月に開催する納涼祭で実施する打上げ花火に対して、費用の一部を助成しました。また、活動としては「模擬店等の販売」を行い、売上金を後援会収入としました。

（ｂ）園祭への助成・活動

毎年10月開催する園祭で実施する景品に対して、費用の一部を助成しました。また、活動としては「模擬店等の販売」を行い、売上金を後援会収入としました。

（ｃ）園ホーム行事・各外部事業所への助成

園ホーム及び各外部事業所で実施する旅行・バーベキュー大会・クリスマス会等の行事に係る費用負担を軽減するため、費用の一部を助成しました。

（ｄ）ガイドヘルパー制度への助成

津久井やまゆり園ガイドヘルパー実施要領に基づき実施される利用者様の外出について、費用の一部を助成しました。

平成25年度の実績では、職員述べ137名の付添により73回（利用者様述べ155名）の外出が実施されました。

（ｅ）公用車購入への助成

園で使用する公用車購入費用の一部を助成しました。

（ｆ）外部事業所への助成

外部事業所（ケアホーム・生活介護事業所等）で使用する備品購入費用の一部を助成しました。

クリスマス会

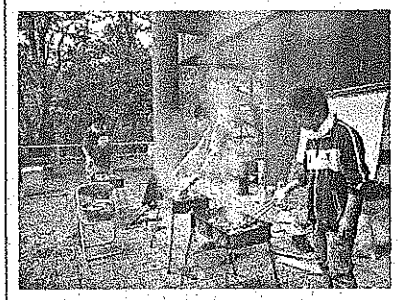

バーベキュー

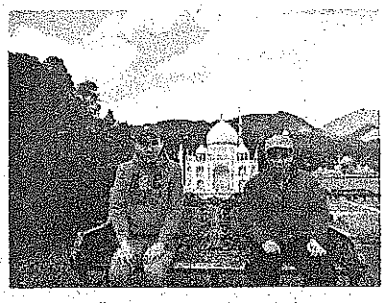

ガイドヘルパー外出

（２）人権擁護

質の高いサービスを確保するために「人権擁護」に関係している取組みに力を入れて継続的に展開しています。また、障害者虐待防止法施行に伴い、虐待防止委員会の設置や、虐待被害者の受入れ体制の構築に取組んでいます。今後は、職員研修を通して職員の資質向上に努め、利用者様の尊厳を守っていきます。

ア　苦情・要望への対応

利用者様への福祉サービスにかかる苦情の解決と要望を実現するために、津久井やまゆり園苦情解決処理要領を定めています。

（ア）苦情解決責任者

園内に苦情解決責任者（園長）および苦情受付担当者（総務部長、支援部長、地域支援部長、地域サービス課長、日中支援課長、生活1・2・3・4課長と各自主事業所課長）を担当者としています。今後とも全職員が苦情解決事業の窓口という意識で取組みます。

（イ）第三者委員

苦情解決にあたり、社会性や客観性、個人情報の保護に関し十分な認識を持ちつつ、利用者様の立場や特性に配慮した適切な対応を確保するため、第三者委員を設置しています。

第三者委員との相談日について、毎月1回を基本として、利用者様へは園内ポスターおよび各ホームを通じて事前に来園日をお知らせします。また、年間複数回を家族会の日と合わせ、ご家族からの相談回数が増えてきました。

今後とも第三者委員からの提言を受け止めながら、継続して苦情解決に取組ます。

（ウ）第三者委員の職務

a　苦情解決担当者から受け付けた苦情内容の報告聴取
b　苦情内容の報告を受けた旨の苦情申出人への通知
c　利用者様からの苦情の直接受付
d　苦情申出人への助言
e　事業者への助言
f　苦情申出人と苦情解決責任者の話し合いへの立会い、助言
g　苦情解決責任者からの苦情にかかる事案の改善状況等の報告聴取
h　日常的な状況把握と意見傾聴

（エ）利用者自治会

津久井やまゆり園では「利用者主体の運営」をすすめるために、「津久井やまゆり園利用者自治会」（以下ピザの会という）を組織しています。ピザの会は園運営を担う会議の一つと位置付けられ、当園はこれを支援するために利用者様に適切な情報提供を行い、自己決定を尊重します。（津久井やまゆり園利用者自治会実施要領より）

ピザの会の運営は基本的に利用者様の自主性に委ねますが、必要に応じて当園の人権委員であるあおぞら委員会担当者が補佐に当たっています。

ピザの会では園の生活、行事についての意見交換、企画立案、課題解決に向けての話し合い、園への要望等の集約を行っています。利用者様から要望のあった、園内にアイスクリームの自動販売機の設置やサンドウィッチ献立の導入等を実現ました。当園は今後とも適正な情報提供に努め、ピザの会の主体性を尊重した支援を行っていきます。

（オ）オンブズマン活動

相模原市福祉オンブズマンネットワークに加入し、2名の市民オンブズマンの方に月1回のペースでご来園いただき、利用者様の意思決定の取組みを行い、支援の向上に役立てています。利用者様の当事者部会を開催し、利用者様同士のコミュニティの活性化にも取組んでいます。

今後さらに、現在加入している相模原市内の18の事業所がネットワーク化を図り、地域生活を基盤として利用者様の権利擁護の推進に取組みます。

《　相模原市福祉オンブズマンネットワーク　》

相模原市内の障害者支援施設：第三陽光園・第一松ヶ丘園・第二松ヶ丘園・上九沢デイサービス・やまびこ工房・パステルファーム・きらら等の施設が加入し平成16年に立ち上がり、平成17年度から活動を開始しています。

ネットワークの運営：オンブズマン（相模原市民）、運営委員・協力委員（施設職員）が連携協力し運営にあたっています。

（カ）虐待被害者の受入体制

障害者虐待防止法では、障害者虐待の防止と虐待を受けた障害者の保護を図るため、市町村長又は都道府県知事は、社会福祉法及び障害者総合支援法に規定された権限を適切に行使します。津久井やまゆり園では、こうした行政機関からの依頼に応じ虐待を受けた障害者の保護に対して積極的に協力していきます。現在までの実績を通して学んだことをいかし、障害者の人権擁護の推進に向けて地域に期待される体制作りを目指します。

a　緊急受入れ体制

養護者による障害者虐待や、住み込みで働いていた会社で使用者による障害者虐待を受けた場合などで、障害者の生命や身体に関わる危険性が高く、放置しておくと重大な結果を招くおそれが予測されると判断された場合、市町村は、虐待を受けた障害者を保護するため、契約による障害福祉サービスの利用のみならず、やむを得ない事由による措置により、養護者等から分離することがあります。この時、津久井やまゆり園として市町村からの要請に応じ最大限の協力を行います。

休日や夜間に連絡を受けた場合も受入れができるように「休日・夜間緊急受入れマニュアル」を作成しています。

b　保護された障害者への対応

保護された障害者は、虐待によって心身の不調を抱えることや、初めての環境への不安や緊張を感じて生活することになります。津久井やまゆり園として保護された障害者が置かれている状況を理解し、受容的に関わり、不安や緊張を和らげるよう対応します。支援する上で必要とされる情報が少ない場合でも、専門性を生かし一日でも早く安定した生活を送ることができるような支援を行います。

c　養護者支援による虐待の防止

在宅で養護者による虐待が起きた場合、虐待している養護者を加害者としてのみ捉えてしまいがちですが、養護者自身が何らかの支援を必要としている場合も少なくありません。市町村と協力しながら、その家庭が抱えている問題を理解し障害者・養護者等に対する支援を行います。

d　早期発見に向けた取組

虐待を早期に発見するためには、障害者が不当な扱いや虐待を受けていることを見逃さないことが必要です。津久井やまゆり園を利用している在宅の方の情報をつかんで早期発見に努めます。また、児童については養護学校との情報交換を行うなど、関係機関との連携を図ります。

（キ）障害者虐待防止法を遵守した支援

a　社会福祉法人かながわ共同会では、「障害者福祉従事者等による障害者虐待」について手引きを作成し、その内容は以下の通りです。

（ａ）「虐待防止・権利擁護」
　「障害者福祉施設従事者による障害者虐待」について
（ｂ）障害者虐待防止法Ｑ＆Ａ
（ｃ）利用者様の安全確保における行動制限（身体拘束）についてのガイドライン

b　法の理解と実践

上記の内容にそって、平成24年度は法人職員階層別研修のテーマとしてとりあげ全職員に法の理解と人権意識の徹底を行いました。平成25年度からは、定期的に「虐待防止委員会」を開催し、虐待防止に関する情報提供や、事例の検証の場として定着しています。今後は更に、スキルアップを重ね、質の高い支援の実践を行っていく職員集団を目指します。障害者虐待の防止等に向けた基本的視点は以下の通りです。

（ａ）虐待を未然に防ぐための積極的なアプローチ
（ｂ）虐待の早期発見・早期対応
（ｃ）障害者の安全確保を最優先
（ｄ）障害者の自己決定の支援と養護者の支援
（ｅ）関係機関の連携・協力による対応と体制作り

c　人権アンケートの実施

津久井やまゆり園では人権アンケートを、職員、家族を対象に毎年実施し、結果をフィードバックすることで人権意識を高めます。また、ボランティア及び実習生の積極的受入れ、実習終了後にアンケートを実施するなど、人権侵害に陥らないよう外部の目を活用し開かれた施設運営をします。

d　職員研修体制の強化

今までの実績を生かし、法人全体で人権擁護の意識向上に努めた研修を企画します。津久井やまゆり園ではセラピューティックホールド研修や非常勤職員研修の定期的な開催、各部署における研鑽など、職員の質の向上に努めます。

（３）効率的な運営の取組

これからの施設運営を考える時、利用者様の安心・安全を確保しつつ、ハード・ソフトの両面から効率性を考える必要があります。利用者様の重度化・高齢化に対応するためのハード面の整備は、必要不可欠なものです。計画的に予算を確保し改善していきます。また、同性介護を基本として同性同士の職員の連携、各セクション職員間の連携を強化し、人員確保のための工夫に努め質の高い支援体制作りを行います。

ア　生活環境の改善

これまで利用者様に安全・安心な生活を送って頂くため、生活環境に係る修繕・備品購入に積極的に取組んでまいりました。今後についても重度の知的障害者支援の一環として、個々の障害特性に合せた生活環境の整備を進め、民間法人としてのメリットを最大限に生かすことで、様々な状況に迅速、適切に対処できるよう、弾力的かつ柔軟に対応します。また、必要な修繕等の予算を確保し迅速に対応することは指定管理者制度の大きな利点です。基本協定等に基づく役割を踏まえ、大規模営繕補修を必要とする場合には、県と協議のうえ取組みます。

（ア）　居室の改修

利用者様が毎日生活される居室については、介護を必要とする利用者様には、和室の洋室化を図り、介護ベッドを導入することで利用者様の負担軽減を図ります。また、外部からの刺激に弱い利用者様については、居室内をパーテーションで仕切ることで個室化を図り、特性に応じた居室環境を提供します。

（イ）男性ホーム浴室にマルチリフター（段差解消機）の設置

身体機能が低下した女性利用者様に安全に入浴していただくため、平成23年度に女性ホーム浴室内にマルチリフター（段差解消機）を1台設置し運用していますが、これを男性ホーム浴室内にも１台設置し、身体機能が低下した男性利用者様にも安全に入浴していただきます。

（ウ）クッション性の高い床材への張替え

園内の移動時に万一転倒した場合でも、骨折等の大事故に至らないよう、園内全ての床材をクッション性の高い床材に計画的に張替え、大事故の未然防止を図ります。

（エ）居住棟から作業棟までの移動スペースに屋根を設置

現在、居住棟から作業棟までの移動スペースに屋根が設置されていないため、雨天時には居住棟東1階はなホーム（女性ホーム）内を通って移動する状況となっています。今後神奈川県との協議を行い、はなホーム利用者様のプライバシーを確保するため、居住棟中央渡り廊下付近から作業棟までの移動スペースに屋根を設置します。

（オ）リフト付公用車の購入

平成26年4月現在、13台の公用車を所有しています。そのうちリフト付き公用車は5台となっており、今後必要性があがっていきます。公用車の更新にあたっては、日本財団や共同募金の助成を活用しリフト付公用車の購入を図り、車椅子を使用する利用者様が安全に外出・通院できる体制を整えます。

イ　効率的な支援体制作り

重度・重複障害のある方々を支援していく上で、安心で安全な環境と支援体制は不可欠なものです。当園では今までも各セクション職員が連携し、支援を展開してきました。今後は、機械浴の支援や日中活動の支援だけでなく、幅広い場面で支援員が協力し合い連携を強化し、効率的な支援体制を作ります。

（ア）各セクションの連携強化・情報の共有

法人内ネットワークシステム「レインボーネット」を活用することにより、必要に応じて他のセクションの利用者様の情報を共有することができるようになりました。個別支援が必要な場合など、事前に必要な情報を得ることで安心して利用者様の支援にあたることができるようになりました。今後も「レインボーネット」を活用しながら情報の共有に努め、支援に生かします。

（イ）時間外労働の削減に向けた取組

施設入所支援における利用者様の支援は、安心・安全な暮らしを24時間365日提供しています。そのために変則勤務の上に時間外労働を命じる場合があります。今後、業務を計画的に遂行することや、セクション間の連携を強化することによって、時間外労働を削減していきます。毎月定期的に「ノー残業デー」を設定し、時間外労働を削減する取組みを継続的に行っています。また、職員の健康維持のためにも、充実を図ります。

５　診療所の運営

はじめに

県立障害者支援施設に併設する診療所として、利用者様一人ひとりの障害特性や高齢化に伴う身体機能の変化に配慮しながら、健康管理や日常的に多発する一般的な疾病に対応する初期医療の役割を担っています。健康状態の把握と疾病予防の検査・治療に努め、生活習慣病の早期発見・治療を視野に入れた健康管理に取組みます。

知的障害者は自ら不調を訴えることが困難であり、その原因も種々の要因が重複しているため、支援員からの情報は必要不可欠です。支援員との連携を強化し利用者様の情報を共有することで、個別性を重視した健康管理を目指します。また、看護師の役割として、注意すべき観察事項を適切に支援員に伝えます。

知的障害者は先天性疾患を合併していることが多く、医療の対象となることが多くみられます。糖尿病・高脂血症・高血圧などの生活習慣病を中心とする基礎疾患のある利用者様が増えているため、諸検査によるモニター、食事指導などの健康管理を行っています。また、転倒による外傷も多くみられ、適切な検査や処置を行うとともに、転倒防止のための医療的支援を行っています。

重度知的障害者は自閉症を合併していることが多いため、その行動特性により生活上不適応をきたすこともあります。精神科医師により、行動上の特徴を評価し、支援員が適切な支援を行えるよう助言・指導しています。著しい自傷・他害行為、器物損壊などについては薬物療法が考慮されます。また、てんかん症状のある利用者様に対しては、適切な薬物治療が必要となります。てんかん発作を抑制しながら、適切な抗てんかん薬の選択を行っています。

（１）医師の配置・診療所機能の強化

医師の配置については現行配置水準を維持します。これまでかながわ共同会は、津久井やまゆり園の運営を担ってきた中で、診療体制の拡充に積極的に取組んできました。具体的には、精神科診療については、精神科医師１名を増員し２名体制としました。障害特性も幅広く精神疾患を持った利用者様に対して、精神科診察の充実を図ることで、これまで以上に安定した生活を送っていただけるようになりました。

医師の配置については、個人医師との委託契約及び相模原赤十字病院との委託契約により医師を確保し、併設診療所として診療水準を低下させることなく安定した受診・検診を継続させます。また、高齢化が進む利用者様個々の健康状態の把握、強度行動障のある利用者様への各部門の連携による疾病予防、利用者様・ご家族の意向に添った相談活動を更に充実させます。

ア　診療科体制

内科：週3.5回（個人医師及び相模原赤十字病院医師）
精神科：週2回（個人医師）
整形外科：2週に1回（相模原赤十字病院医師）

耳鼻科：月1回（相模原赤十字病院医師）
眼科：年2回（相模原赤十字病院医師）
歯科：週2回（個人歯科医師）
歯科（摂食機能療法学）：月1回（個人摂食機能療法学専門歯科医師）
皮膚科：月1回（平成27年度以降新たに診療開始、個人医師）

（２）皮膚科診療の開始

皮膚疾患は、湿疹、じんましん、水虫等の一般的な皮膚病から、アトピー性皮膚炎や乾癬など慢性難治性のものまで様々です。皮膚疾患はやはり正確な診断、原因精査、早期治療が重要となります。現在、皮膚疾患を持つ利用者様は近隣の協力医療機関を利用していますが、津久井やまゆり園の近隣に皮膚科のある医療機関が少ないため常に混雑しており、皮膚科の通院が利用者様の負担になっている状況にあります。そこで診療所に新たに皮膚科医師を確保し、皮膚科診療を開始します。

（３）歯科診療の強化

歯科診療については、週1回の診察日を週2回に増やすことで、歯科治療を必要とする利用者様からの要望に応えました。また、通常の歯科診療とは別に摂食機能療法専門歯科医師2名による月1回の診察を実施し、全利用者の咀嚼・嚥下の状態を診察したうえで、姿勢や食器・器具の工夫や介助方法の指導並びに食形態の変更に取組みます。

また、地域で生活する障害児者の歯科治療に取組み、障害児者の健康増進及び福祉の向上を図ります。

（４）協力医療機関との連携強化

これまで近隣の協力医療機関と連携して疾病予防・治療に取組んできました。今後は「相模原赤十字病院」「森田病院」「千木良診療所」と更なる連携強化を図ることで、利用者様の突発的な健康障害に備えます。また、今後想定される利用者様の重度化・高齢化に対応するため、新規協力医療機関を開拓し連携するよう取組みます。

（５）感染症対策の強化

インフルエンザ等の感染症対策として、対応については、発生時の具体的な役割や対応等を規定した行動計画に基づく医療体制の整備が求められます。感染症発生の未然防止、まん延防止を図るため、職員及びご家族等に対する感染症に関する知識の普及啓発を図り、感染症の予防接種等に取組みます。

（６）在宅障害者の健康相談・診療受け入れ体制等の強化

生活介護通所利用者様及び法人が運営するグループホーム等の外部自主事業所利用者様に対して、健康診断・予防接種の拡充を図ります。また、安心して生活を送ることができるための診療体制を確保するため、地域における支援機関（病院、在

宅療養支援診療所、訪問看護ステーション、薬局、地域包括支援センター、市町村、保健所等）のネットワーク化の推進を図るなど調整機能の強化を目指します。

（７）栄養マネジメントの体制整備

利用者様の栄養健康状態の維持や食生活の質の向上を図ることを目的とした栄養マネジメントに取組みます。栄養の状態は個人個人で異なります。また、低栄養状態については身体の疾病、歯の脱落、嚥下障害、食欲不振などさまざまな要因が重なっておこるため、個人個人でかなりの差があります。そのため個人別に栄養管理をする必要があります。

医師・歯科医師・管理栄養士・生活支援員と連携を図りながら、利用者様の栄養・健康状態の実態の把握、栄養・健康状態に関する意識・ニーズと食事状況などを把握することで、利用者様に対して適切な食生活・栄養支援のシステム構築を図ります。また、栄養マネジメントという個人別の栄養管理を行うことで、利用者様一人ひとりに最適な栄養ケアを効率的に取組みます。

嚥下研修

６　地域サービス事業の実施方法

はじめに

昭和39年、旧津久井郡相模湖町に産声を上げた津久井やまゆり園は、地元住民の理解と協力をいただきながら、それぞれの時代にあった障害者福祉の実践に取組んでまいりました。県立直営時代に築いた地元関係機関との信頼を引き継ぎ、平成17年度から指定管理施設として地域貢献に努めてまいりました。平成22年度からは政令指定都市相模原市の中に位置する県立施設として、多岐に渡ったニーズに対応することを第一に地域との連携強化を図っているところです。

今後も、在宅障害児者の余暇活動、地域交流、応急手当の知識・技能の普及、近隣事業所の職員にも気軽に参加していただける研修等、地域のニーズに対応する事業に取組みます。また、津久井やまゆり園をバックアップ施設とし、グループホーム、生活介護事業所、放課後等デイサービス事業所、相談支援事業等の自主事業を、法人が一丸となり策定した中長期計画に基づき計画的に展開します。

（１）地域サービス事業の実施

指定管理者として、地域貢献に取組むために事業展開を進めています。これまで主に在宅者支援、近隣事業所への研修など実績を重ねています。相模原市内に留まらず圏域事業所に職員の派遣等を展開しています。今後、更に充実した地域サービス事業の実施を目指し、津久井やまゆり園の機能を十分に生かせるよう取組みます。

ア　障害者地域余暇活動支援事業

これまで、津久井やまゆり園周辺に暮らす在宅障害児者の方の余暇活動を支援し地域生活の充実を図る「ワクワクサークル」を開催し、参加された養護学校高等部の生徒さん、近隣事業所に通われている方に大変好評を得ています。今後も利用者様からの要望を取り入れながら企画内容の見直しを行い、更に充実した活動に取組めるよう年間計画を策定し計画的･継続的に開催します。

また、近隣事業所・津久井養護学校等の創作活動の一環として「わいわい創作活動」を開催してきました。創作活動を楽しんでいただくと共に、在宅の障害のある方と当園利用者様との相互の交流を図ることを目的として、今後も継続して開催します。

イ　医療的ケア支援事業

福祉関係職員を対象とした人材育成及びスキルアップを目的として、医療的ケアに係る研修会「オープンセミナーin津久井やまゆり園」「医療的ケア研修会」を開催します。

ウ　地域交流等支援事業

法人独自の自主事業所の活動スペースを有効活用し、在宅障害児・者及び近隣住民の方々向けの余暇活動・創作活動「ファンファンワークショップ」「そよかぜワーク

キャンプ」を開催します。今後更に障害児支援にも幅を広げ、地域ニーズに対応できる事業所を目指します。

また、法人独自の自主事業所の活動スペースを有効活用し、在宅障害児とご家族を対象として、親と子、職員との交流を図る参加型活動体験「みらいフェスティバル」を開催します。

エ　すこやかサービス事業

応急手当普及員の有資格者を近隣事業所等へ派遣し、応急手当講習会を開催します。「すこやかサービス」という名称のこの事業は、県域事業所（幼稚園・保育園含む）及び相模原市内事業所やイベントでの開催の実績を重ねています。今後、看護師・栄養士等の専門職の派遣を計画し、在宅障害者の健康・栄養相談等に取組みます。

オ　地域生活支援関係者研修事業

知的障害者の地域生活支援に関わる職員の人権擁護意識の向上を図り、人材育成及び福祉関係職員のスキルアップを目的に、福祉関係職員、地域住民、その他園長が必要と認めた者を対象とした研修会「寺子屋シリーズ」「津久井フォーラム」を開催します。

カ　強度行動障害者地域生活サポート事業

強度行動障害のある方の地域生活をサポートするために研究活動に取組んでいます。生活環境の様々な刺激により、激しい不適応行動を頻回に示し、日常生活に困難な状態にある障害児者に対する環境調整を含めた支援体制を整え、行動障害の軽減を図ることを目的に、動作法に基づくアプローチ方法等の研修会をご家族・職員向けに定期的に開催します。

今後は法人全体の研修体制と共同し、広く情報発信できるよう効率的に取組みます。

キ　地域防災ネットワーク事業

地元柳馬場自治会と災害対策についての協議を進め、相互の災害対策に対する取組み状況について確認を行い、大規模災害発生に備えます。災害発生時には相互の連携が大変重要になります。日頃からコミュニケーションを深め、二次的な災害を防ぐためにも定期的に災害対策についての協議を行い、また、合同防災訓練等を実施することで相互の連携強化を図ります。

a　防災資機材・非常備蓄食の備え
b　地域からの災害時要援護者の受け入れ
c　職員が地元消防団員として参加
d　自治会との合同防災訓練の実施

ク　地域コンサート事業

津久井やまゆり園体育館を活用し定期的に地域コンサートを開催します。養護学校・近隣事業所及び地元住民の方々にとって、年間を通して楽しんでいただける内容

で、毎年高い評価をいただいています。今後は回数を増やし、更に幅広い方々に楽しんでもらえる企画を計画します。

ケ　地元清掃活動「交流美化デー」の開催

県立直営時代から継続的に開催している、千木良小学校児童との合同清掃活動「交流美化デー」及び、津久井高校茶華道部の生徒さんによる園内装飾活動は、今後も継続していくことができるよう、学校との連携を図ります。

（２）在宅障害児者を支える福祉サービスの取組

ア　つくいホーム（グループホーム）の運営と今後の取組

（ア）概要（津久井やまゆり園とのかかわりや設置の背景）

平成21年8月に千木良地区に第1・第2ホーム「ほほえみ・えがお」平成24年4月に根小屋地区に第3ホーム「ねごっち」と、10月には寸沢嵐地区に第4ホーム「ウイングハイツ」を開設、24名（内入所から地域移行された方14名）が津久井やまゆり園の近隣で地域生活を送っています。

（イ）場所（所在地、園との距離と車での所要時間）

ほほえみ・えがお　　相模原市緑区千木良
（津久井やまゆり園から1.５ｋｍ　車で約3分）

ねごっち　　相模原市緑区根小屋
（津久井やまゆり園から9ｋｍ　車で約20分）

ウイングハイツ　　相模原市緑区寸沢嵐
（津久井やまゆり園から3ｋｍ　車で約5分）

（ウ）定員25名（6名×４箇所・1箇所に体験利用室を設置）

（エ）開設年月日

ほほえみ・えがお　　平成21年8月（夜間支援あり）

ねごっち　　平成24年4月（夜間支援あり）

ウイングハイツ　　平成24年10月（夜間支援あり）

（オ）主な活動内容

入居者の平均年齢は50.4歳です。日中活動は当園生活介護（通所）が4名、外部事業所（他法人含む）の通所が17名、福祉的就労が3名です。土日は、移動支援事業所のヘルパーを活用し、個別に外出しています。

（カ）地域と連携した今後の取組

平成27年度末までに更に1箇所（6名）のホームの開設を計画しています。津久井やまゆり園からグループホームに移行された利用者様もご家族も当初は不安がありましたが、慣れるにつれ、入居できて良かったとのお言葉をいただきました。地元の行事や自治会活動にも積極的に参加し、ご近所付き合いを少しずつ深めています。今後も津久井やまゆり園のバックアップ体制を強化し、安心して地域で暮らすことができるようなグループホーム運営を目指します。

イ　寸沢嵐地区日中活動支援センター「ファンファン」（生活介護）の運営

（ア）　概要（津久井やまゆり園とのかかわりや設置の背景）

平成22年7月に入所施設で暮らすご利用者様の地域移行を進める事業の一環として、緑区寸沢嵐に「寸沢嵐地区生活介護事業所ファンファン」としてスタートしました。加えてグループホームや在宅の方々の日中活動（生活介護）の場としても活用しています。作業（自主製品・外注）、散歩、外出等の活動を提供することで、より充実した日中活動に取組んでいます。また、地域サービス事業として年に3回ワークショップを開催しています。平成26年4月に「寸沢嵐地区日中活動支援センターファンファン」と名称変更しました。

（イ）場所（所在地、園との距離と車での所要時間）

相模原市緑区寸沢嵐

（津久井やまゆり園から3km、車で約5分）

※寸沢嵐地区日中活動センター1階

※国道412号線沿　津久井消防署向い

（ウ）定員20名

（エ）開設年月日：平成22年7月1日

（オ）主な活動内容

活動内容は、外注作業・自主製品（草木染め、点字用紙のリサイクル・コースター）作成、散歩、ドライブ外出、日帰り外出、音楽活動（みゅうじっくぼうる）、誕生会や季節行事等を年間プログラムに沿って実施し、より充実した時間を送ってもらえるよう支援しています。また、ワークショップを年3回開催し、利用者様と地域の方々との交流を深める取組みにも力を入れています。

（カ）地域と連携した今後の取組

これまで年3回実施しているワークショップを継続して実施しながら、同時に地域の方々からのボランティアを積極的に受入れるなど、地域との交流・連携を深めていきます。また、在宅の利用者様に対しても、更に活動内容を周知することで、通所利用先として選択していただける事業所を目指します。

ワクワクサークル

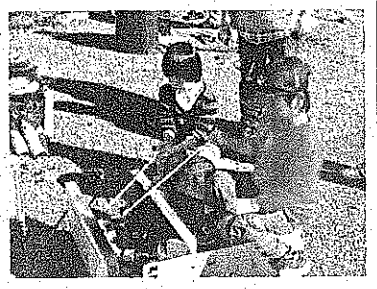

ワークキャンプ

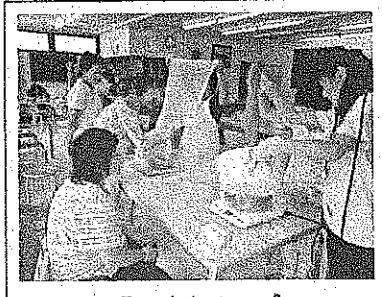

ワークショップ

ウ　寸沢嵐地区日中活動支援センター「ライフ」（計画相談支援）の運営

（ア）概要（津久井やまゆり園とのかかわりや設置の背景）

寸沢嵐地区日中活動支援センターライフは相模原市より指定特定相談支援事業者の指定を受け、平成25年4月1日に開設しました。ライフの主な業務は基本相談支援と計画相談支援が中心となりますが、とりわけ当園入所利用者様と当園グループホーム利用者様を含む、市内在住の方の計画相談支援に重点的に取組んでいます。

平成26年度「寸沢嵐地区相談支援事業所ライフ」から「寸沢嵐地区日中活動支援センターライフ」と名称変更しました。

（イ）場所（所在地、園との距離と車での所要時間）

相模原市緑区寸沢嵐
（津久井やまゆり園から3km、車で約5分）
※寸沢嵐地区日中活動センター2階

（ウ）開設年月日：平成25年4月1日

（エ）主な活動内容

基本相談支援と計画相談支援に取組みます。基本相談支援は身体・知的・精神の障害のあるご本人やご家族が抱えているさまざまな悩みや困りごとを受け止め、ご希望や状況に応じてご利用できる福祉サービスや事業所をご案内・ご紹介するなどサービスの利用調整を行ないます。

計画相談支援は福祉サービス等をご利用する際に必要となる、「サービス等利用計画」の作成をご本人と一緒に行ないます。また一定期間ごとに評価と見直し（モニタリング）を行ない、サービスの継続利用を支援します。

（オ）地域と連携した今後の取組

地域のネットワークを活用し、他機関・事業所と協力・連携を進め、顔の見える関係作りに努めます。これからも一人ひとりの生活に寄り添ってアウトリーチを重視した相談支援に取組みます。

《　アウトリーチとは　》
社会福祉事業の従事者が、利用者様のところへ直接的に出向いて、必要とされる支援に取組むことをいう。

ライフ　相談スペース

エ　根小屋地区日中活動支援センター「そよかぜ」
（生活介護・放課後等デイサービス）の運営

（ア）概要（津久井やまゆり園とのかかわりや設置の背景）

a　生活介護事業

津久井やまゆり園に入所している利用者様の地域での活動の場、また、グループホームや在宅の方々の日中活動の提供を目的として開設しました。

b　放課後等デイサービス事業

近隣の、養護学校および小中学校の支援級に通学されている児童の、放課後及び学校長期休暇時の過ごしの場の提供を目的として開設しました。

（イ）場所（所在地、園との距離と車での所要時間）

そよかぜ　　相模原市緑区根小屋

（津久井やまゆり園から9km、車で約20分）

（ウ）定員 生活介護事業20名　放課後等デイサービス事業10名

（エ）開設年月日：平成24年4月1日

（オ）主な活動内容

a　生活介護事業

送迎および昼食の提供を含む、音楽や運動レクリエーション、創作活動、軽作業などの通常活動プログラムおよび定期的な外出、季節行事等を行っています。

b　放課後等デイサービス事業

送迎および昼食の提供を含む、音楽や運動レクリエーション、学習や自由遊びの場などの通常活動プログラムを提供する中で、ＳＳＴ（ソーシャルスキルトレーニング）の技法を取入れた支援を行っています。

（カ）地域と連携した今後の取組

ご家族、地域住民、関係機関と連携し、また、社会資源を活用し、障害のある方々が地域の中で、自己実現できる場を創造するとともに、家族の方々の負担を軽減し、在宅での暮らしを豊かに長く続けていただけるよう取組みます。

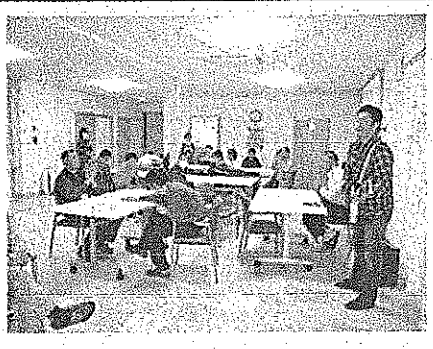

そよかぜ

そよかぜ②

オ　若柳地区放課後等デイサービス事業所「みらい」
（放課後等デイサービス）の運営

（ア）概要（津久井やまゆり園とのかかわりや設置の背景）

平成24年度まで津久井やまゆり園の日中一時支援事業の中で児童をお預かりし、放課後支援に取組んでいましたが、更に良いサービスを提供するために、平成25年4月より、児童福祉法に基づく放課後等デイサービス事業所として開設しました。

津久井やまゆり園の日中一時支援事業と変わらず、津久井養護学校及び地域の小学校支援級に通学されている児童が「みらい」を利用されています。

（イ）場所（所在地、園との距離と車での所要時間）

相模原市緑区若柳

（津久井やまゆり園から約1km、車で約3分）

（ウ）定員10名

（エ）開設年月日：平成25年4月1日

（オ）主な活動内容

基本的には児童一人ひとりが自分の好きな空間で好きな事をしながら過ごしていますが、土曜日や長期休み期間等は、ドライブ、散歩、プール、おやつ作り、カラオケ、ゲーム、創作、音楽レクレーション、誕生会や季節のイベント等、より楽しめる活動の提供を行っています。

また、送迎は、津久井周辺、城山、藤野の三方面を実施し、ご家族の希望にそえるよう柔軟な対応を心掛けています。

（カ）地域と連携した今後の取組

日頃より近隣の方々とふれあう事や、いろいろな活動及びイベント等を実施していく中で、地域交流を深めると共に、助け合い支え合う地域作りに取組んで行きます。また障害のある児童に関して悩みや不安をお持ちのご家族に、サービスや情報提供等ができる場として取組みます。また、土曜日の営業を継続します。

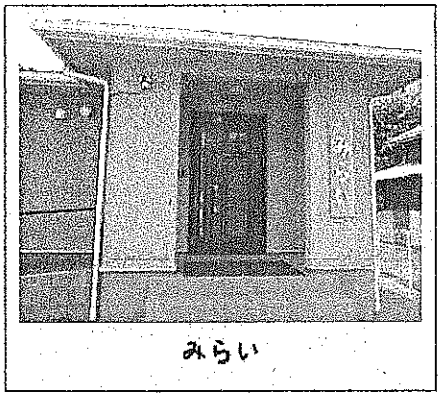

みらい

みらい　おやつ作り

（３）地域の福祉施設等との連携体制の構築

ア　評議員会の設置

社会福祉法人審査基準では、特定の事業のみを行う法人以外は、評議員会を置くものと規定されています。かながわ共同会では、社会福祉事業に関心を持ち、当法人の趣旨に賛同して協力いただける方、家族会の代表者、施設のある自治会の代表者、近隣の障害者施設の代表者の皆様から協力をいただき、評議員として選任しています。

法人定例の全体評議員会を年3回開催し、法人経営に直接携わる理事とは異なる立場として、法人の重要事項に関して広く意見を聴くことにより、法人運営に反映させています。また、全体評議員会とは別に、津久井やまゆり園の評議員を対象とした評議員会津久井地区部会を年1回開催しており、同部会では、園の運営状況について詳細な報告を行い、評議員からは、園運営に対する貴重な意見と地域からの情報をいただくことで、津久井やまゆり園の運営に役立てています。

今後も引続き、評議員会を通じて地域に開かれた施設作りを進め、地域福祉の拠点施設として信頼される施設運営に取組みます。

イ　津久井養護学校との緊密な連携

車で5分程の場所に立地する県立津久井養護学校と緊密に連携します。

放課後等デイサービス事業所の利用者様の支援や、当園の短期利用、卒業後の進路について、積極的に情報交換に取組みます。学校の行事に参加したり、当園の行事に参加して頂くなど、相互交流に取組みます。同じ県立施設として、相模原市の福祉避難所としての整備に向けて情報交換に努めます。先方の依頼により、当園職員が評議員として学校運営に積極的に協力します。

ウ　近隣事業所等との連携

相模湖地区として、相模湖地区社会福祉協議会に役員として参画し、地元の福祉活動に積極的に貢献します。緑第一障害者地域活動支援センターや、ともしび喫茶青林檎（県立相模湖交流センター内）、マーブリング等の事業所の運営にも、積極的に協力します。

相模原市内として、相模原市障害福祉事業所協会、相模原市知的障害福祉協会に加入するとともに、利用者様支援にあたっては関係事業所と協力できるよう日頃から顔の見える関係作りに取組みます。

エ　相談支援・利用者支援を通じた関係福祉施設等との情報交換及び連携

地域サービス課に配属されているケースワーカー及び強度行動障害者地域生活サポート事業担当の支援員を中心に、利用者様やご家族からの相談を受けたり、強度行動障害者地域生活サポート事業への取組みを通じて、積極的に当該利用者様が関わる他の福祉施設、関係機関と情報交換及び連携に取組みます。

オ　相模原市障害者自立支援協議会・相模原市基幹相談支援センターへの協力

地元の障害者福祉の向上のため、相模原市障害者自立支援協議会の事業に積極的に協力します。相談支援事業所等連絡会、個別支援検討部会、権利擁護・虐待防止検討部会等の運営に積極的に関わります。また、相模原市基幹相談支援センターへの協力として、緑障害者相談支援キーステーション（平成26年４月１日開設）に職員を派遣しています。

（４）地域のニーズを把握する方法

（１）から（３）の取組みを通じて、地域の障害者、福祉施設等、関係機関、住民の方々、自主事業の利用者様やご家族等に、私たち津久井やまゆり園並びに自主事業の職員が日々関わる中で、地域から求められているニーズを受け止め、次の取組みに生かしていく姿勢を持ち続けます。

特に地域サービス課、寸沢嵐地区日中活動支援センターライフ、緑障害者相談支援キーステーションにおける相談支援の取組みを通じて把握できる地域のニーズは、津久井やまゆり園の取組みだけではなく、自立支援協議会等にも積極的に働きかけ、地域福祉の向上に貢献して行きます。

７　県の政策課題への対応

はじめに

神奈川県の政策課題である「県立直営施設入所者の地域生活移行について」、社会福祉法人かながわ共同会が運営する４つの入所施設機能を生かし、県立直営施設との連携を強化し、定期的な情報交換の場を設定していきます。また、それぞれの利用者様の意向を尊重していく意思決定支援に取組みながら、一人ひとりにあった暮らしの場について検討していきたいと考えています。特に津久井やまゆり園に期待されることは、県立直営施設を長期的に利用している方の受入れだと考えています。この個別のニーズに応えていくための支援体制作りに取組みます。

津久井やまゆり園イメージキャラクター「ふれあいスマイル君」

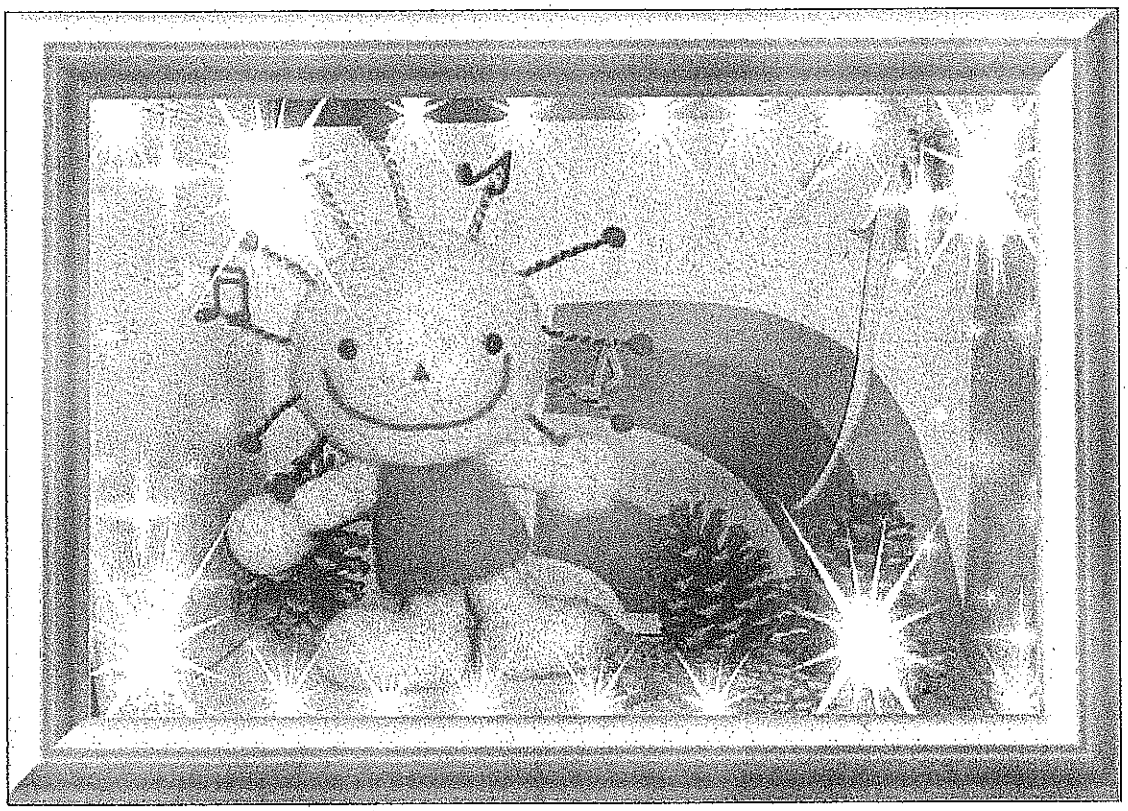

（１）地域生活移行への対応

社会福祉法人かながわ共同会は、平成2年から秦野精華園・厚木精華園・愛名やまゆり園それぞれがバックアップ施設となり、地域生活支援の実践に取組んできました。そのノウハウを生かし津久井やまゆり園も平成21年にケアホーム（現グループホーム）を開設し地域生活支援を実現いたしました。県立直営時代の津久井やまゆり園に入所して35年を経過した方の地域生活移行を実現し、現在もグループホームの暮らしを支援しています。平成21年度から取組んでいる地域生活支援事業を今後も発展させて、県立直営施設から移行する方も含め、津久井やまゆり園をはじめとして入所施設の利用者様の地域生活移行に取組みます。

ア　グループホーム体制の整備

地域の中で自分らしく生活できるよう利用者様それぞれに寄り添った生活支援の充実を図り、ご本人の自己決定・自己選択を可能な限り尊重することをできるようにするため、グループホームの支援体制の充実を目指します。

（ア）第5グループホームの開設

平成27年度末までに更に一箇所グループホーム1箇所（定員6名）を開設し、地域生活移行をさらに進めます。

（イ）体験利用部屋の活用

体験利用部屋を有効に活用し、グループホームに移行するまでの準備を、体験利用を通して計画的に進めます。個別支援計画の作成、遂行を通して、地域生活を見据えた生活面・日中活動・余暇（室内・外出）など生活全般の支援を行います。

イ　支援の質の向上と適正な運営

世話人、支援員のスキルアップを目指し、人権、障害特性、救命救急、防災等、研修を受けることが出来るよう津久井やまゆり園の研修体制に添って積極的に進めます。

（ア）第三者評価の受審

適正なグループホームの運営を目指し、安心して地域生活移行を目指していただけるように、第三者評価を受審します。

（２）知的障害児及び加齢児への対応

障害者支援施設の津久井やまゆり園では、障害児入所施設の加齢児の受入、また15歳以上の障害児短期入所の受入れを行なっています。このことは、神奈川県障害児者福祉のニーズに応えるための取組みと考え優先的に取組んできています。今後も指定管理施設として県の政策課題の解決に向け、神奈川県内の障害児施設の現状を把握し積極的な受け入れに貢献します。

ア　知的障害児（支援困難）の短期入所の拡充

平成25年度短期利用実績のうち、児童の受入れについては資料の通りです。

現在15歳以上（高校生）の受入を行ってきめ細かい支援に取組んでいます。また、高校生になった段階で希望がある方について、日帰りでの体験を積んでいただきながら、宿泊の短期利用に繋げています。短期入所の機能を活用してもらうことで、在宅生活のサポートに繋がっていくと考えております。通所支援・放課後等デイサービス支援との連携を図りながら、個々のニーズに応じた充実した支援体制に取組みます。

今後、受入年齢の見直しを含め支援内容の充実を図ります。相模原養護学校・津久井養護学校等とも情報を共有し、有効活用してもらえるよう情報発信します。

イ　加齢児の積極的な受入

障害児施設において、移行先が未定の加齢児の方の課題解決に向けて今までも受入

れてきました。（別表参照）

児童施設を経てご家庭での暮らしに戻られた方の通所支援も含め、今後も受入体制を強化していきます。そのために、日中活動体制の充実と、安心安全な暮らしを実現できるよう常にご本人にあった環境作りに努めます。

ウ　関係機関との連携・協力

津久井養護学校・相模原養護学校・特別支援級など、教育関係の機関との連携を強化しニーズの把握に努めます。また児童・若年層の方への支援について共に学ぶことができる合同研修会を企画し、情報共有発信の場を作ります。

エ　津久井やまゆり園自主事業（放課後等デイサービス）との連携強化

平成25年度現在、2箇所の放課後等デイサービス事業を展開して20名の児童の受入を実践しています。常に児童・生徒のニーズ、ご家族のニーズの掘り起こしを行っていきます。今後、施設入所支援・短期入所支援のサービスが必要な方の受入れを実現できるように、2つの自主事業所と連携を強化します。

７　県の政策課題への対応{資料}

月別短期入所状況(児童)　平成26年3月31日現在

		H25 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	H26 1月	2月	3月	計
実人数		10	10	3	3	3	4	3	3	5	5	2	2	53
	男	8	8	3	3	3	4	3	3	5	5	2	2	49
	女	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
延べ人数		62	62	10	10	10	18	11	11	13	13	5	5	230
	男	52	52	10	10	10	18	11	11	13	13	5	5	210
	女	10	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20

津久井やまゆり園　施設入所支援　加齢児入所一覧表

No.	入所年月日	ホーム	氏名	実施機関	入所前の所属
1	H21.3.16	にじ	A様	海老名市	ひばりが丘学園
2	H22.3.1	ゆめ	B様	厚木市	弘済学園
3	H22.10.1	みのり	C様	海老名市	ひばりが丘学園
4	H22.11.4	みのり	D様	厚木市	ひばりが丘学園
5	H23.3.1	つばさ	E様	相模原市	ひばりが丘学園
6	H23.3.1	すばる	F様	厚木市	ひばりが丘学園
7	H25.9.2	みのり	G様	厚木市	弘済学園

８　日常時及び緊急時の安全管理

はじめに

社会福祉法人かながわ共同会では、社会福祉法人におけるリスクマネジメント意識の高まりの中で、県立施設課題別プロジェクトを契機として、「ひやりはっと報告」を軸としたリスクマネジメントに取組み、約10年が経過しました。これまで法人内に「危機管理委員会」を設置し、事故に係る情報の共有化や「ひやりはっと報告」の集積・分析・業務改善による再発防止の実践を積み重ねました。また、法人としての基盤整備の一方で「ひやりはっと報告」の定着化や有効活用のために法人内ネットワークシステム「レインボーネット」を導入し、データの取り方や集約方法、分析方法の標準化等に取組んでいます。

津久井やまゆり園においても「リスクマネジメント委員会」を設置し、利用者支援、施設設備面における、事故防止対策の確立、事故発生時の対応及び利用者の人権尊重の立場に立ったサービスの質の向上に向けたシステムの構築に取組みました。また、「危機管理委員会」との連携によりリスクマネジメント体制の見直しや組織的な対応を行い、津久井やまゆり園で生活する利用者様に対して安全で質の高い福祉サービスを提供しています。

平成23年3月に発生した、東日本大震災を教訓とした大規模災害対応も視野に入れ、津久井やまゆり園に設置された「防災委員会」を中心に防災マニュアル等の見直しを進めました。大規模災害発生時の対処と発生後の業務継続障害に対する平常時の備えを検討し、体制整備を図ります。

また、今後想定される地震や風水害、新型インフルエンザなどの感染症の流行といったあらゆるリスクの緊急事態を前提として、事業が中断しないための、あるいは中断しても許容時間内に許容水準に回復するための対策として、平成26年度中に事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）を策定します。

（１）日常時の安全管理・施設内事故発生時の対処方法

ア　健康管理

利用者様の定期健康診断を実施し、疾病等の早期発見に努めます。障害特性や高齢化に伴う身体機能の変化に配慮しながら、健康状態の把握と疾病予防の検査に努め、生活習慣病の早期発見・治療を視野に入れた健康管理に取組みます。

また、生活介護の通所利用者様及びグループホームを含む外部自主事業所の利用者様に対しても、意向に沿った医療相談を充実させ、健康診断、予防接種等のご要望に応じます。

イ　夜間・緊急時の対応

利用者様の容態緊急時には「夜間緊急時医療対応表」に沿って救急車を要請し、併せて、夜勤者より、看護師、幹部職員、ご家族に対して迅速な情報伝達を行い、医療機関と連携しながら一丸となって対応にあたります。

ウ　地域医療機関との連携

相模原赤十字病院・千木良診療所・森田病院等の協力医療機関と連携していますが、津久井やまゆり園におけるすべての利用者様が万が一の時でも、入院及び治療等対応できるように、新規協力医療機関の開拓・連携に取組みます。

エ　感染症等対策

各種感染症マニュアルに基づき対応していきます。感染症が蔓延しそうな状況の時には、利用者様の居住空間、日中活動の場を含めて、消毒体制を強化して感染症の蔓延を防止します。また、保健所等とも連携し、地域における感染症の情報を随時確認して、職員またはその家族に至るまで感染症対策を講じ、外部からの感染症の進入を防止します。

オ　津久井やまゆり園たんの吸引等の実施のための研修会の実施

平成24年度から施行された介護職員等によるたんの吸引等の実施の制度化に伴い、施設において、特定の者に必要なケアをより安全に提供するため、適切にたんの吸引等を行うことができる介護職員等を養成する研修事業を実施しています。

平成26年4月1日現在、津久井やまゆり園では、「重度障害児者医療的ケア実務者研修」及び「在宅高齢者対象たんの吸引等に係る介護職員研修」の指導者育成伝達事業による講習会を終了した看護師2名が勤務しています。

また、たんの吸引を必要とする3名の利用者様がおり、研修を受けた生活支援員がたんの吸引等の対応を行っています。今後も引き続き生活支援員の受講及び実地指導を経て安定した支援につなげます。

カ　情報の共有化

法人内ネットワークシステム「レインボーネット」を通じて、様々な情報やお知らせの発信及び受信、職員同士のメッセージ等のやり取り等で、外部自主事業所を含め随時、情報を共有していきます。毎朝の連絡会では、幹部職員が出席し、問題等が発生したときはその場で対応策等の検討に取組みます。

キ　リスク管理

すべてのヒヤリハット報告、事故報告等については、法人内ネットワークシステム「レインボーネット」を通じてすべてデータ化し「より質の高いサービスを提供することによって多くの事故が未然に回避できる」という視点（クオリティーインプルーブメント）で取組みます。個別性が高いため、それぞれの部署で十分な検討と創意工夫を繰り返し、継続的なリスク管理を継続します。また、苦情や要望等にも目を向け支援に反映し、支援の質の向上を目指しながらリスク管理に取組みます。

ク　施設賠償責任保険等の加入

万一、施設の不備、欠陥または職員の業務上の管理、指導ミスおよび施設が提供した飲食物等により、利用者様及び第三者の身体に障害を与え、または、財物損害を与

える事故が生じた場合に、引続き円滑な施設等の運営ができるようにするため施設賠償責任保険等に加入し、利用者様及びご家族に安心して利用いただける施設運営に努めます。

（ア）加入している施設賠償責任保険

保険種別	区分	補償限度額			一事故の免責額
		1名につき	1事故につき	年間支払限度額	
施設賠償	対人	100,000千円	100,000千円	なし	0千円
	対物	100,000千円	100,000千円	なし	
生産物賠償	対人	100,000千円	100,000千円	100,000千円	0千円
	対物	100,000千円	100,000千円	100,000千円	
昇降機賠償約款	対人	100,000千円	100,000千円	―	0千円
	対物	100,000千円	100,000千円	―	
受託者特別約款	対物	―	1,000千円	1,000千円	5千円
医師特別約款	対人	50,000千円	―	150,000千円	0千円
医療施設特別約款	対人	50,000千円	―	100,000千円	1千円

（イ）その他の加入している保険

a　入所利用者傷害保険（死亡・後遺症1,000千円まで）

b　通所利用者傷害保険（死亡・後遺症1,000千円まで、入院見舞金1日につき1,500円、通院見舞金1日につき1,000円）

c　ボランティア傷害保険（死亡・後遺症2,000千円まで、入院見舞金1日につき5,000円、通勤見舞金1日につき3,000円）

d　動産総合保険（利用者様の現金2,000千円まで、園の現金400千円まで）

ケ　事務所及び金庫に機械警備を導入

津久井やまゆり園では、事務所及び大型金庫2台に民間警備会社の機械警備を導入しています。警報機器を設置し、警報機器から送信される「侵入」「火災」「非常」などの情報を、警備会社のガードセンターで365日24時間遠隔監視し、異常事態発生に際しては、待機中の警備員が駆けつけます。駆けつけた警備員は施錠確認や異常の有無を確認するため施設の外周及び室内の点検を実施するなど、状況に応じて適切な対処を行います。

（２）防災体制の取組

ア　防災体制

災害に対する備えを充実強化し、災害時に迅速かつ適切な防災活動を展開するため、「津久井やまゆり園防災計画」に基づき、日頃から十分な準備と防災訓練を積み重ね、職員・利用者様に対して自主防災意識の普及、徹底を図ります。

また、東日本大震災の教訓を生かし、今後想定される「南関東直下地震」等の災害

から利用者様を守るため、防災委員会を中心に大震災を想定した防災訓練の実施や、防災マニュアル等の見直しを進めます。

（ア）防災委員会

職員に対して防火・防災意識を徹底させ、指導、管理を行なうことを目的として、毎月1回、防災委員会を開催します。園内で実施する防災訓練・防災研修の企画立案に関すること、防火対象物の構造及び避難施設に関すること等、防災上必要な事項について検討します。

（イ）防災訓練

毎月1回、火災・地震等の災害が発生した場合における消火訓練、通報訓練、避難訓練等を行います。また年１回の総合防災訓練においては、負傷者応急処置・搬送担架訓練、防災機材の取扱訓練等を合わせて行い、相模原市津久井消防署の立会、地元自治会の参加協力を依頼し訓練を実施します。

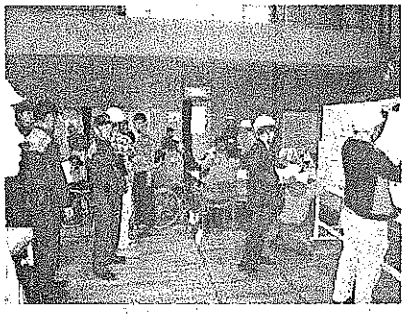

総合防災訓練

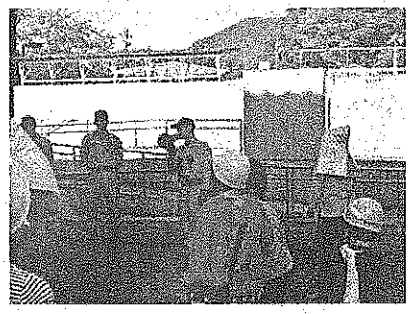

総合防災訓練②

（ウ）防災研修

園内に設置されている防災訓練等の取扱や、想定される様々な災害に対応する実践的な知識、ノウハウ、スキルの習得の場を提供し、災害対応力の向上を図ることを目的とした防災研修を実施します。

（エ）防災備品の準備

津久井やまゆり園は山間部に位置し、大規模地震発生時には道路事情などから、道路やライフラインが寸断されて、救護の遅れや物資や情報の流通が途絶え、地域が孤立してしまう恐れがあります。災害発生時に迅速に対応できるよう、必要な防災備品及び非常食について準備を進めます。

（オ）地元消防団活動への参加

現在、津久井やまゆり園職員公舎に入居する職員を中心として、職員4名が相模原市消防団に入団し、地元での消防団活動を積極的に推進し、地域に多大なる貢献に取組んでいます。また当園は、相模原市消防団協力事業所表示制度により「相模原市消防団協力事業所」として認定を受けており、今後も引続き消防団活動環境の協力を図り、地域防災力の向上に貢献します。

イ　東日本大震災を教訓とした取組

東日本大震災では、津久井やまゆり園においても、大きな揺れに見舞われ、長時間の停電などにより、食事の提供が一時中断して非常食の対応を迫られるなど、当園に入所されている利用者様の生活にも大きな影響を受けました。私達職員は大地震の恐ろしさを体感し、自然災害への備えの重要性を再認識しました。東日本大震災の教訓を踏まえて、より一層、大規模地震などの災害に対する備えを確かなものにする必要性を改めて痛感しています。かながわ共同会では、大規模地震発生時の対策について、日頃から利用者様及び地域で生活する在宅障害児者（災害時要援護者）の生命を守るため、多くの防災対策に取組んできました。地域で生活する在宅障害児者が一般避難所で長期間避難生活を送ることには様々な困難が伴います。また、相模原市緑区千木良地区は山間部に位置し、大規模地震発生時には道路事情などから、救護の遅れや職員の緊急参集ができない状況が想定されます。今後も引続き、相模原市、津久井消防署、津久井警察署及び地元柳馬場自治会と防災に係る連携強化を図りながら、被災と同時に起動する支援のシステム構築に取組みます。

（ア）自主防災意識の普及啓発

職員を中心に防災に対する関心を高め、災害に対する備えを一層充実強化するため、定期的に防災訓練を実施します。日頃から十分な準備と訓練を積み重ね、職員及び利用者に対して自主防災意識の普及啓発を図ります。

（イ）大規模災害への備え

今後想定される「南関東直下型地震」等の災害から利用者様の生命を守るため、防災委員会を中心に防災マニュアル等の見直しを進め、大規模災害発生時の対処と発生後の業務継続障害に対する備えに取組みます。また、新たに発電機等の必要な防災資機材や備蓄非常食の一層の充実整備を進めます。

（ウ）地元自治会との災害対策についての協議

地元柳馬場自治会及び相模原市と災害対策についての協議を進めます。災害発生時には相互の連携が大変重要になります。相互の災害対策に対する取り組み状況について確認を行い、大規模災害発生時の対応について意見交換を行うことで、日頃からコミュニケーションを深め、二次的な災害を防ぐためにも、定期的に災害対策についての協議を行い、また、合同防災訓練等を実施することで、相互の連携強化を図ります。

（エ）民間警備会社「アルソック安否確認サービス」の活用

かながわ共同会では、災害時や緊急時、職員の安否を迅速、確実に把握することができるアルソック安否確認サービスを導入しています。地震（震度5弱～）発生時には、安否確認システムが自動起動し職員へ安否確認メールを自動配信、迅速に状況を把握し対応することができます。また、火災等の災害及び事故や業務上のトラブル発生時などの緊急連絡など、対象職員に対してメールを一斉配信し、情報収集

を行う連絡メールの配信が可能であり、緊急時の連絡ツールとして有効活用します。

ウ　積雪に備えた取組

平成26年2月の大雪は記録的な積雪となりました。津久井やまゆり園のある相模原市緑区千木良地区は山間部に位置しており、2月14日（金）の大雪では約90～100㎝の積雪となりました。津久井やまゆり園では、前日に万一の停電に備えて石油ストーブ10台、軍手、灯油用ポリタンク、使い捨てカイロ、融雪剤等を購入しました。また発電機6台の動作確認を行い、取引のある石油会社にガソリンと灯油の配送を依頼しました。その他にも食材が納品されないことを想定し、防災倉庫より非常食を厨房棟へ搬送し、給食業務委託先であるグリーンハウスに社員体制と食材納品状況について確認を行いました。生活支援員等については前日から職員仮眠室に宿泊する者や、近隣職員に勤務変更するなどで対応しました。また、雪かきについては「アルソック安否確認サービス」により職員に緊急参集メールを発信し、職員総出で対応しました。結果として、通常の運営に戻るまでに5日間程を要しています。

かながわ共同会は、今回の豪雪を教訓として積雪を災害として捉え、防災委員会、リスクマネジメント委員会等で対策についての検討を進め、職員一人ひとりの意識向上を図りながら除雪に必要な備品等の購入に取組みます。

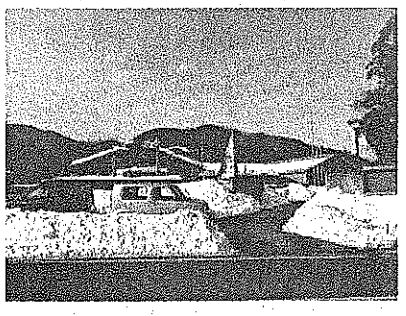

大雪

除雪作業

エ　事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）の取組

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、東北地方を中心に地震や津波により、広範囲にわたり非常に大きな被害をもたらしました。多くの犠牲者を出す事態となっただけでなく、固定電話や携帯電話が不通になったり、停電、ガスや水道の供給停止などライフラインが途絶えてしまった地域がありました。

このたびの震災を振り返ると事業を継続するための対応が難しく、地域や同業種との連携が重要な役割を担うということが改めて浮き彫りとなりました。かながわ共同会では、様々な災害等においても利用者様へのサービスを安定的に提供できることが重要と考えています。したがって、単なる防災計画ではなく、事業継続計画の策定と実施が今後の施設運営にとって重要な取組みの一つになると捉えています。

事業継続計画とは、地震や風水害、新型インフルエンザなどの感染症の流行といったあらゆるリスクの緊急事態を前提として、事業が中断しないための、あるいは中断しても許容時間内に許容水準に回復するために、あらかじめ準備しておく計画です。また、事業継続計画は、緊急時以降の事業と利用者様を守ることが含まれます。した

がって個々の事業所単位ではなく、地域や同業者との連携を含めた総合的な計画が求められます。

現在、かながわ共同会では、法人内に「危機管理委員会」を設置し、あらゆるリスクの緊急事態を想定した事業継続計画の策定を進めています。津久井やまゆり園においても園内に「防災委員会」を設置し、防災マニュアル等の見直しを進め、大規模災害発生時の対処と発生後の業務継続障害に対する平常時の備えを検討するなど、体制整備を図りながら災害に強い事業所づくりに取組んでいます。また、園内に設置された「健康委員会」においても、新型インフルエンザなどの感染症の流行に係る対策など、利用者支援が安定的に提供できるような支援体制について検討を進めます。

（３）救命等に関する職員研修

ア　応急手当普及員の有資格者職員配置

一般の人に対して救命法（心肺蘇生法やAEDの使用方法等）を指導するために必要な技能と知識を有する者として設置された資格が「応急手当普及員」です。消防本部が主催する講習を受講後、筆記・実技試験合格の要件等があります。かながわ共同会では、津久井やまゆり園に勤務する支援員等の職員を積極的に受講させ、有資格者を配置することで、利用者様の緊急時等の対応にあたって、迅速かつ的確な救命処置を実施できる体制を確保しています。平成26年4月1日現在、津久井やまゆり園では、応急手当普及員15名の有資格者職員が勤務しています。

今後も計画的に職員の資格取得を進め、救命法に必要な知識・技術を習得し、応急手当の普及啓発を図ります。

イ　普通救命講習会の実施

応急手当普及員の有資格者を救命講習の講師とする普通救命講習会を定期的に開催します。職員が受講することで、救命法に関する知識を習得し、緊急の事態に遭遇したときに適切な応急手当ができるよう身につけます。また、応急手当普及員の有資格者を近隣事業所等へ派遣する応急手当講習会「すこやかサービス」を定期的に開催することで、今後も引続き地域からの要望に応えます。

９　地域活動支援の実施方法

はじめに

津久井やまゆり園は、地域の一員であり、地域に支えられ、地域を支える存在でもあります。かながわ共同会は、地域との密接な交流を継続することは、地域における障害者福祉の理解を深めるとともに地域社会に貢献することにつながると考えています。

福祉施設が施設内サービスだけで完結せずに、地域住民とともに地域の安心･安全な生活を創出し、福祉施設が有する施設の空間や機能、あるいは職員の専門性を地域社会に解放することで、福祉施設の負の側面を改善する効果につながります。

今後も引続き地域コミュニティの拠点施設として、地域の福祉施設としての役割を担いながら、在宅の障害者やそのご家族はもとより、近隣住民の方々、近隣の障害者支援施設等福祉関係に携わる職員、地元自治会並びに学校等、地域の方々との交流、連携、支援に積極的に取組みます。

（１）ボランティアの受入の考え方や実施事業への活用方法

ア　ボランティア受入れの考え方

日常生活から行事、環境整備等、様々な場面で地域を温かく支えてくださるボランティアの皆様を積極的に受け入れます。

ボランティアの皆様が施設運営に関わることで、サービスについて第三者的な立場からの意見を聞く機会となり、より良いサービスへのフィードバックを期待しています。また、開かれた施設として地域の社会資源となるよう受け入れ体制を整備し、ボランティア活動を通じて地域への情報発信を行うことを目的とします。

ボランティア活動が個人の自発的な意思による取組であることを十分に踏まえ、ボランティアの皆様にも、安全に楽しく活動をしていただけるように配慮します。また、ボランティアの皆様と利用者様が良好な関係を築けるように努め、ボランティアの力をお借りして、共に利用者様の支援活動に取組みます。

イ　ボランティアの皆様との協働によるQOLの向上

行事・コンサート・美化デー・わいわい創作活動等のイベント、散歩付添い、傾聴、環境整備、園芸、衣類補修、車椅子清掃など、津久井やまゆり園からの要望又はボランティアの皆様からの申し出により活動していただきます。日頃、職員だけでは手が回りにくい部分のサポート、ボランティアの皆様と利用者様との関わり、ふれあいを通じて利用者様のQOLの向上に繋げます。

ウ　ボランティア活動の継続支援と新規募集

津久井やまゆり園では、日中支援課にボランティア担当者を3名配置し、ボランティアの皆様がスムーズに活動できるよう支援を行っています。また、年1回、ボランティア懇談会を開催し、ボランティアの皆様と意見交換することで、交流を深めながらボランティア活動を楽しく継続していただけるように努めるなど、職員一人ひ

とりが挨拶と感謝の気持ちをお伝えし、ボランティアの皆様との関係を大切にします。

新規のボランティアについては、園の機関紙「こだま」の活用や、地元社会福祉協議会と連携することで、広くボランティアを募ります。また、津久井やまゆり園で実習を終えた学生の皆様にも声掛けを行い、ボランティア活動に参加していただきます。

（２）地域の施設等を対象とした研修の実施

ア　支援技術向上や地域ネットワーク形成のための研修

他の利用者様の言葉や行動・食べ物・気温（変化）・音・ご本人の感覚過敏・職員の何気ない言葉や振る舞いなど様々な要因から激しい不適応行動を頻回に示し、穏やかな生活を送ることが難しい障害児者の方への支援は困難を極めます。そのよう支援上の課題を持つ利用者様の支援を行う福祉従事者に対して、津久井やまゆり園で培われたノウハウを伝え連携のきっかけ作りを行うための研修会を開催します。

職員を育てるための研修会を行いたいが、小規模の事業所であるため開催できない、新しい法律のことを学びたい、職員を研修会に派遣したいが人的余裕がない、希望するテーマで（例　高次脳機能障害の理解と対応）で学びたい、研修会場が遠い、研修時間が合わない等の思いを持つ事業所に対して、日時や講師を調整して出張研修を行います。

イ　支援が難しい方への訪問相談

民間施設では支援が難しい方、特別支援学校や養護学校・支援級への適応に課題がある方、ご家庭での安定した生活が難しい方などに対して、強度行動障害を専門に担当する職員や臨床心理士が訪問して行動観察や事例検討を行います。必要に応じて関係機関の担当者によるケア会議を開催するなど、迅速な支援に取組む体制の確立を図ります。また、必要や求めに応じて発達のアンバランスや発達水準に関する心理検査を行い、ご本人の理解や支援内容を検討する上で役立つよう情報を提供します。

ウ　強度行動障害者地域生活サポート事業

強度行動障害のある方の地域生活をサポートするために研究活動に取組んでいます。生活環境の様々な刺激により、激しい不適応行動を頻回に示し、日常生活に困難な状態にある障害児者に対する環境調整を含めた支援体制を整え、行動障害の軽減を図ることを目的に、動作法に基づくアプローチ方法等の研修会をご家族・職員向けに定期的に開催します。また、今後は法人全体の研修体制と共同し、広く情報発信できるよう効率的に取組みます。

エ　福祉関係職員のスキルアップのための研修

知的障害者の地域生活支援に関わる職員の人権擁護意識の向上を図り、人材育成及び福祉関係職員のスキルアップを目的に、福祉関係職員、地域住民、その他施設

長が必要と認めた者を対象とした研修会「寺子屋シリーズ」を開催します。

（３）地域交流、施設開放の考え方

ア　在宅障害児者等に対する支援

これまで、津久井やまゆり園周辺に暮らす在宅障害児者の方の余暇活動を支援し地域生活の充実を図る「ワクワクサークル」を開催し、参加された養護学校高等部の生徒さん、近隣事業所に通われている方に大変好評を得ています。今後も利用者様からの要望を取り入れながら企画内容の見直しを行い、更に充実した活動に取組めるよう年間計画を策定し計画的･継続的に開催します。

また、近隣事業所・津久井養護学校等の創作活動の一環として「わいわい創作活動」を開催してきました。創作活動を楽しんでいただくと共に、在宅の障害のある方と当園利用者様との相互の交流を図ることを目的として、今後も継続して開催します。

イ　地域交流等支援事業

法人独自の自主事業所の活動スペースを有効活用し、在宅障害児・者及び近隣住民の方々向けの余暇活動・創作活動「ファンファンワークショップ」「そよかぜワークキャンプ」を開催します。今後更に障害児支援にも幅を広げ、地域ニーズに対応できる事業所を目指します。

また、法人独自の自主事業所の活動スペースを有効活用し、在宅障害児とご家族を対象として、親と子、職員との交流を図る参加型活動体験「みらいフェスティバル」を開催します。

ウ　地域コンサート事業

津久井やまゆり園体育館を活用し定期的に地域コンサートを開催します。養護学校・近隣事業所及び地元住民の方々にとって、年間を通して楽しんでいただける内容で、毎年高い評価をいただいています。今後は更に幅広い方々に楽しんでいただけるようなコンサートの充実を図ります。

エ　地元自治会等に対する貢献活動

（ア）地域防災ネットワーク事業の取組

地元柳馬場自治会と災害対策についての協議を進め、相互の災害対策に対する取組み状況について確認を行い、大規模災害発生に備えます。災害発生時には相互の連携が大変重要になります。日頃からコミュニケーションを深め、二次的な災害を防ぐためにも定期的に災害対策についての協議を行い、また、合同防災訓練等を実施することで相互の連携強化を図ります。

（イ）地元消防団への職員派遣

津久井やまゆり園職員4名が地元相模原市消防団に入団しています。これにより相模原市消防団協力事業所表示制度による「相模原市消防団協力事業所」として

認定を受けました。今後も引続き地元での消防団活動を積極的に推進し地域に貢献します。

（ウ）千木良小学校児童との合同清掃活動の実施

千木良小学校児童との合同清掃活動「交流美化デー」については、今後も継続して取組むことで地域への貢献と園に対する理解促進を図ります

（エ）その他の貢献活動

ａ　除雪活動

津久井やまゆり園は山間部に位置し、冬期については積雪や路面の凍結が多く発生します。津久井やまゆり園周辺の歩道については、積雪時に地域住民に安心・安全に歩行していただくための対策として、職員が除雪作業を行います。

ｂ　地元自治会地区清掃への参加

毎年、年6回開催される地元柳馬場自治会地区清掃には職員が参加し、地元の街を綺麗にする取組みに貢献します。

ｃ　AEDの設置表示

津久井やまゆり園並びに地域に展開する各事業所にAEDを設置しており、不特定多数の住民に対してAEDが設置されていることを認識できるよう、AEDの設置表示のマークやポスターを作成し、施設の入口付近に掲示しています。

今後は、津久井やまゆり園で開催している地域サービス事業「すこやかサービス」等の救急心肺蘇生の啓蒙活動を併せて展開していくことで、救命率改善に役立てる取組に貢献します。

オ　施設開放の考え方

（ア）施設利用について

行政財産の目的外使用許可取扱要領（昭和59年4月1日管第57号総務部長通知）に基づき、社会福祉施設、地域の自治会、文化サークル、子育て団体等が、地域住民のコミュニティづくり、障害者及び児童の福祉向上、文化活動等の推進に寄与するため、津久井やまゆり園の会議室・体育館・プールを利用する場合において施設開放の促進を図ります。

（イ）公用車・備品等の貸出について

社会福祉施設、地域の自治会、文化サークル、子育て団体等が、地域住民のコミュニティづくり、障害者及び児童の福祉向上、文化活動等の推進に寄与するための活動や行事など、津久井やまゆり園の所有するマイクロバス・リフト付き車輌・備品等を使用したい場合には、津久井やまゆり園公用車・備品貸出要領に基づき貸出を行います。

10　職員配置の考え方

はじめに

福祉の仕事は、職員の利用者様に対する直接的支援であり、支援サービスに係る職員の人格を含めた人と人との係り合いのありようが問われることになります。かながわ共同会は、平成26年4月1日現在、常勤・非常勤合せて約850名の職員を雇用しており、平成17年度より、津久井やまゆり園の指定管理者として運営を担っている実績があります。

津久井やまゆり園は、民間施設では対応が難しい、重度・重複障害等の知的障害者を積極的に受け入れる施設です。平成27年度以降の職員配置については、現行配置数を確保し、支援サービス水準の維持向上を図ります。かながわ共同会が引続き指定管理者として運営を託された場合には、利用者様一人ひとりの障害特性等を十分に理解している生活支援員を配置し、引継ぎ時の事故等のリスク回避と支援サービスの低下を回避することで、利用者様及びご家族にとって安心で安全な津久井やまゆり園の生活を約束します。

（１）組織体制

これまで取組んできた津久井やまゆり園の支援水準を確保し、今後、更に質の高い支援サービスの提供に取組むため、現行の組織体制を確保します。

園長を筆頭に、2部（総務部、支援部）8課（総務課、地域サービス課、日中支援課、生活1課、生活2課、生活3課、生活4課、看護課）体制とします。

ア　管理部門

園長（常勤1名）
総務部長（常勤1名）
主任事務員（常勤1名）
主任管理栄養士（常勤1名）
事務員（常勤2名）
非常勤事務員等（11名）

イ　支援部門

支援部長（常勤1名）
地域サービス課長（常勤1名）
主任ケースワーカー（常勤1名）
ケースワーカー（常勤1名）
心理担当員（常勤1名）
強度行動障害者事業担当生活支援員（常勤2名）

日中支援課長（常勤1名）
主任生活支援員（常勤2名）
生活支援員（常勤8名）
非常勤生活支援員（16名）
生活1課～4課長（常勤4名）
主任生活支援員（常勤8名）
生活支援員（常勤88名）
非常勤生活支援員（1名）
看護課長（常勤1名）
主任看護師（常勤1名）
看護師（常勤2名）
非常勤看護師（4名）
非常勤歯科衛生士（2名）

ウ　職員配置数

区　分	常勤職員	非常勤職員
管理者（園長）	1	
事務員等	4	11
管理栄養士	1	
調理員	業務委託	
看護師等	4	6
生活支援員等（サビ管含む）	118	17
小計（常勤換算）	128	34（19.5）
合　計	162（19.5）	

※非常勤職員は障害者雇用4名を含む

（２）法人で雇用している職員と新規に採用する職員の配置の考え方

これまで津久井やまゆり園に配置する職員を中心に引続き配置します。当法人は、長年、指定管理者制度による四施設を運営してきた実績があります。知的障害者支援に精通した経験豊かな職員を多数雇用しており、津久井やまゆり園においても、これまで9年間運営していく中で、中堅職員として支援の中核を担う職員を多数配置してきました。新規に採用する職員については、毎年度、常勤職員に対して実施する意向申告を基に、退職者状況を確認しながら新たに雇用します。配置については、法人四施設の配置状況を勘案し、人事異動を含めて中堅職員と新規職員をバランス良く配置します。

ア　津久井やまゆり園職員の状況

平成26年4月1日現在、津久井やまゆり園生活支援員の社会福祉法人かながわ共同会での実務経験平均年数は6.8年です。また、平均年齢は男性35歳、女性36歳です。

経験年数	0年～2年	3年～4年	5年～6年	7年～8年	9年～10年	11年～	合計
該当者数	24名	21名	11名	27名	17名	18名	118名

平成26年4月1日現在、津久井やまゆり園職員の有資格者数（外部事業所職員を含む）

・介護福祉士　33名
・社会福祉士　14名
・サービス管理責任者　20名
・相談支援専門員　12名

（３）業務の引継方法

かながわ共同会は、平成17年度より、津久井やまゆり園の指定管理者として運営を担っていますので、業務を他法人に引継ぐことは考えていません。平成27年度以降についても引続きかながわ共同会が運営を託された場合には、利用者様及びご家族の要望に応えられるよう、気持ちを新たに取組みます。

（４）効果的かつ効率的な業務遂行に向けた取組

ア　予算の考え方

かながわ共同会は、収入および支出の内容とそれに対する権限の範囲を、予算というかたちで明確に示しています。収支状況については、常に予算と比較することで、予定どおりの収入が確保されているか、支出が予定内に収まっているか、事業活動が計画に基づいて実施されているかなどの確認を行う「予算統制」の徹底を図っています。その過程において、必要に応じて事業活動の方針変更や重要な活動内容の変更が行われる場合には、予備費の流用や補正予算の編成を行います。また、予算編成を組織決定とするため、評議員会及び理事会にて審議を行い、承認を受けています。

予算は事業活動全般をカバーする必要があり、事業活動には、社会福祉事業活動のほかに、それを支える人材、設備等の資源を確保するための活動や資金調達活動等が含まれます。かながわ共同会は、常に公正・透明性のある園運営を行うことを第一に考え、かながわ共同会経理規程に準拠した適正な経理処理を行い、支払資金の収支の状況、財政状況を適正に把握しながら、コンプライアンスを徹底した効率的・効果的な施設経営に取組みます。

イ　事務費等の経費節減

かながわ共同会は、これまで神奈川県立施設四園を指定管理者として運営してきた経過から、県立施設の水準を維持向上しつつ経費の節減を図る工夫をすることで、経費を必要とする施設設備改善や営繕補修など、利用者様のための事業費支出に充てて

きました。そのノウハウと工夫により、これまで以上により質の高いサービス提供に取組みます。また、家族会・後援会と連携を図りながら、効率的効果的運営に取組みます。

（ア）事務用品等の購入

事務用品、灯油等の事務費支出については、法人による一括購入や入札を実施、良品安価物品開拓その他の取組みにより経費節減を徹底します。

（イ）車輌等の購入

車輌等の購入については、全国的な各種助成団体からの補助金を活用します。

（ウ）環境への配慮

職員に対して、神奈川県環境配慮方針及び津久井やまゆり園環境配慮実施要領に基づき、節電・節水対策に対しての啓発活動を定期的に実施することで、省エネに対する意識向上を図ります。

（エ）施設の維持管理

施設の維持管理計画と維持管理システムの導入により、より効率的・効果的な維持管理及び備品の更新を行うことで、施設・備品等の延命化、ライフサイクルコストの低減、更新を含む経費の節減・平準化に取組みます。

（オ）デマンド監視システムによる節電対策

デマンド監視システムとは、24時間連続して最大需要電力（デマンド値）を計測し、設定した目標値を超過しそうになると警報を発信します。警報が出た場合、負荷設備を停止することで最大需要電力を抑制し、契約電力を下げることができます。津久井やまゆり園では、既にこのシステムを導入しており、今後も電気使用量が増大する時間を把握しながら、利用者様の生活に影響のない範囲で、節電対策に取組みます。

（カ）パソコンソフト「オープンオフィス」の活用

オープンオフィスとは、ワープロや表計算・プレゼン・データベースなどを統合したオフィスソフトです。無料で入手でき自由に利用可能です。マイクロソフト社のオフィスは高額のため、津久井やまゆり園内で使用するパソコンについてはオープンオフィスの導入を進め、経費節減を図ります。

誠実と信頼～一人ひとりに寄り添う支援～

利用者様が安心して生活を送れる様に、これからも地域と共に歩む津久井やまゆり園を目指していきます。

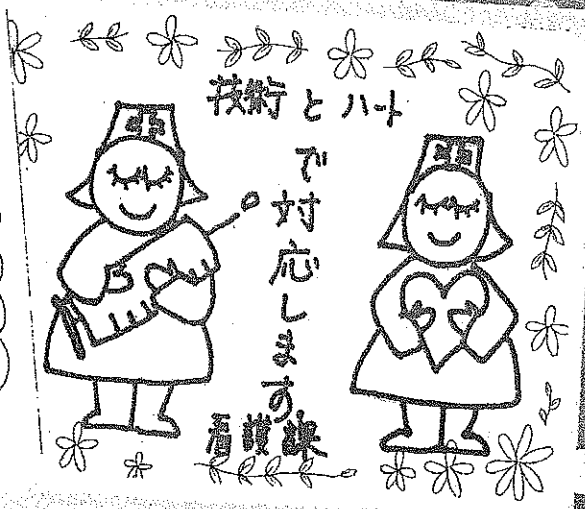

TSUKUI

「今週も良い献立だなぁ～」と思っていただけるように努力しています。利用者様の大好きなメニューと栄養バランスの良いメニューを両輪に！献立作成には力が入ります！

10年間の足あとを振り返りながら、新たな1歩を踏みだしたい。利用者様の笑顔と共に。

誠実と信頼～一人ひとりに寄り添う支援～

安全
安心の
生活を
支援いたします。

利用者様のご健康の面も
支援者と看護師と医師と連携して
しっかりサポートさせて頂いて
います。

余暇
充実!!

みんなの笑顔が
実績の証

TSUKUI
人の人生を支えるということは
細く長く その人に寄り添い
共に歩いていくことです。
その支えが切れてしまわぬように…

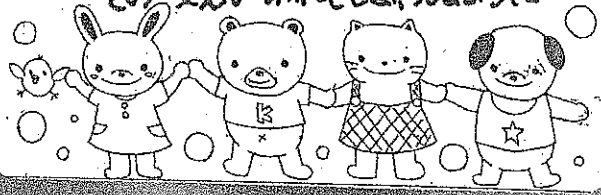

誠実と信頼～一人ひとりに寄り添う支援～

TSUKUI

利用者様と一緒に
美味しい流しそうめん大会を
やるぞ―!!

TSUKUI

やまゆり園に就職して10年。
利用者の皆様にたくさんのことを
おそわり、心も体も大きくなりました。
これからも健康に楽しいことを
一緒に分かしていけたらと思います。
今年も旅行や外食など
いろいろ計画しましょう。
これからもよろしくお願い致します。

継続・笑顔

現在、利用されている方、
そして、将来利用される方の
ために、県立津久井やまゆり園を
大切にしていきます。

TSUKUI

津久井やまゆり園
二期目の指定管理
につきましても社会
福祉法人かながわ
共同会におまかせ
下さい。

誠実と信頼～一人ひとりに寄り添う支援～

さだまさしは
歌いました。
「あなたの大事な人を
僕に まかせてください！」
我々の目指すところです！

地域で生活している利用者様にも門がれた
津々井やまゆり園であるように、在宅の利用者様への
支援にも引き続き力を入れていきたいと思っています。
現在児童施設に入所している
加齢児の利用者様が、在宅に
戻っても安心して通所できる施設
として津々井やまゆり園を選んで
もらえるように、下ごしらえをすすめ
受け入れていきたいと思います。

TSUKUI

TSUKUI
美術、音楽など、今まで以上に
芸術的なことを日中活動に取り入れ
ていきたいです。
利用者様の可能性は無限です。

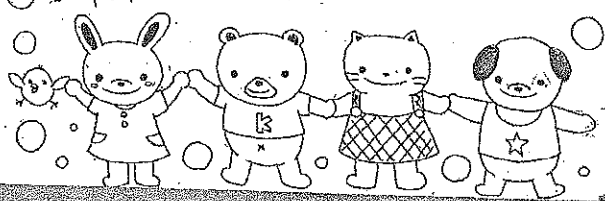

TSUKUI
やまゆり園で暮らす方のために
やまゆり園に通う方のために
これまでの十年の実績を基に
これからの十年の内熱をあつくします。

継続は力なり！
利用者様と歩んできた10年間、
これからも共に歩んでいきたい、
笑顔の先に見る未来を信じて
我々の持つ可能性は衰えない！

誠実と信頼～一人ひとりに寄り添う支援～

グループホームでも 楽しく
安心して 生活していただけ
るよう、頑張ります!!

TSUKUI

24時間 施設での暮らしでなく
地域社会での暮らしに
チャレンジします。

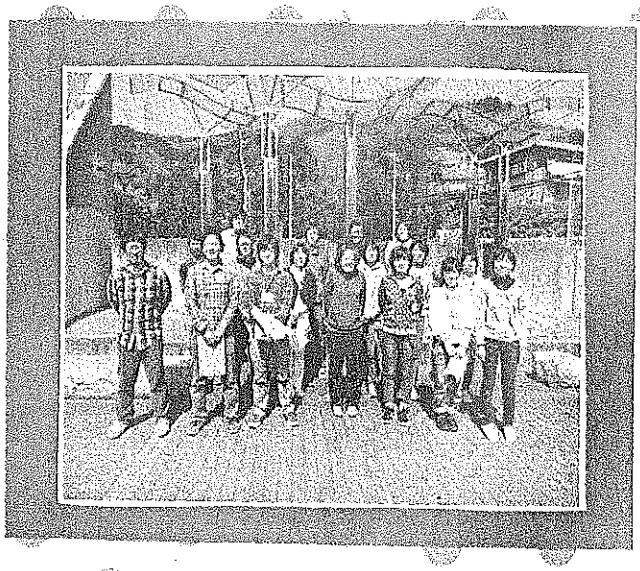

TSUKUI

この先10年、
利用者様が「あかるく・たのしく・
げんきよく」を目指します。

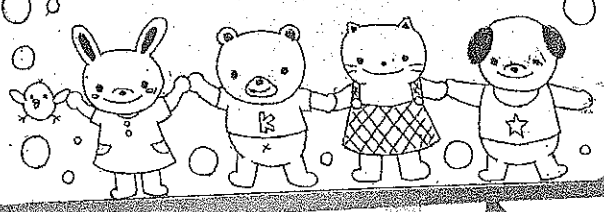

利用者様の
笑顔が 大好きです!!

この笑顔がいつまでも続くように
お手伝いしていきます。

11　職員採用及び人材育成の考え方、研修計画

はじめに

かながわ共同会は、これからの施設経営の命運を握るものは、いかに職員を確保し、人材育成を図り、良質のサービスを提供することができるかどうかであると考えています。すでに現指定管理事業の運営のため、県から示された配置数を超える職員を配置し、サービスの向上に努めています。これからも、職員の自己実現に配慮し、多様な人材が個々の能力を発揮できる職場を創造いたします。そのためには、風通しの良い職場環境作りに園全体で取組み、研修等の人づくりの仕組みを構築し、充実強化を図ります。

（１）職員の選考方法や選考基準

職員採用については、法人事務局と園が協力して取組みます。また、当法人は、長年、指定管理者制度による四施設等を運営してきた実績があり、知的障害者支援に精通した経験豊かな職員を多数雇用しております。津久井やまゆり園においても、これまで９年間運営していく中で、そうした経験を積んだ職員を、支援の中核を担う中堅職員として、多数配置して安定的な運営をすすめてきました。今後も新卒者など若い職員を配置しながらバランスの良い安定した支援体制の確立を図ります。

ア　職員の選考基準

（ア）応募資格（常勤職員）

a　大学院、大学、短大・専門学校（2年生以上）を卒業（福祉系以外も可）した（見込含む）者

b　高卒で、当法人で一年（臨任職員は6月）以上実務経験を有する者

（イ）評価項目

障害者支援施設で働く職員には、障害に対する理解や専門性、技術が求められることは言うまでもありませんが、誰しもが初めから兼ね備えているわけではありません。むしろ、働きながら身に着けていくことのほうが多くあります。職員選考時には、志望動機（モチベーション）、協調性、態度、学ぶ意欲、積極性、文章力、健康等について、選考の過程で評価します。

イ　職員の選考方法

（ア）定期採用

常勤職員の選考は法人一括採用としています。履歴書、エントリーシート及び作文の提出、一次面接、適性検査、各園での実務試験（一日）、役員面接の順に実施しています。実務試験での現場の職員の評価も含めた、複数職員の評価を経て、合否を決定しています。

当法人に勤務する臨時的任用職員及び非常勤職員の方にも応募の機会を提供する

ため、採用選考の実施については書面等にて通知しています。選考は一般の方と一緒に実施しています。

（ウ）臨時採用

臨時的任用職員（フルタイム）及び非常勤職員（パートタイム）の採用選考は、園で実施しています。履歴書を提出いただき、複数職員で面接を実施し、合否を決定しています。

（２）新たな職員の確保の方法

ア　就職情報サイトを有効活用した法人一括採用

かねてより、ホームページ等インターネットを活用した職員採用に取組んできましたが、平成22年から新卒者を対象とした就職情報サイトを活用したことで、県内だけでなく県外からも受験者が増え、質の高い職員の確保に繋がっています。受験者に魅力ある仕事・職場であることをアピールし、一人でも多くの採用につなげるよう、就職説明会の開催や若手職員との座談会を実施しています。内定者には各園の行事や研修に招待したり、法人と各園が協力してフォローするほか、年明けからは、新卒採用者、一般採用者がともに安心して就職してもらうために、採用前の集合研修を3日間に渡り実施し、必要な知識情報を習得させるとともに、同期採用者同士の交流や連携を図っています。就職説明会時のアンケートや採用者の声を取入れ、今までの取組みをさらに拡充していきます。

イ　臨時的任用職員及び非常勤職員からの登用

各園の事業を円滑かつ適切に実施するため、臨時的任用職員・非常勤職員を雇用していますが、これらの実務経験を有する職員の活用と、常勤職員への採用機会を提供するため、定期採用に向けた選考実施の情報を積極的に伝達しています。

（３）障害者雇用に関する考え方

障害のあるなしに関わらず、その能力と適性に応じた雇用の場に就き、地域で自立した生活を送ることができるような社会の実現を目指し、障害のある人の雇用に力を入れています。津久井やまゆり園は、平成17年度より、障害福祉的就労協力事業所として相模原市（平成17年度当時は旧相模湖町）より指定を受けています。障害者の職業能力に応じた就労の場の拡大を図るとともに、職場適応能力を向上させることにより一般就労への可能性を高め、福祉施策の一環として、福祉的就労の促進を図ります。

ア　障害者雇用の状況

現在、津久井やまゆり園では3名の知的障害者と1名の精神障害者の計4名が障害者雇用（非常勤職員）として勤務しています。そのうち知的障害者については、かながわ共同会が運営するグループホームに入居する方で、津久井やまゆり園の洗濯業務と支援業務の補助員として勤務しています。また、1名の精神障害者については、

在宅で生活している方で、事務業務の補助員として勤務しています。勤務する4名の障害者は、雇用の場に就くことで、生きがいを持って、自分らしく、当たり前の地域生活を実現しています。かながわ共同会は、これからも就労環境の整備を図りながら積極的な雇用に取組みます。

イ　障害者雇用の新たな取組

障害者が自己実現を図る、あるいは社会の構成員としての役割を果たすうえで、職業生活において自立することの意義は極めて大きいものです。このため、障害者が自らの能力、可能性を最大限活かし、職業生活におけるキャリアを切り拓いていくためには、働き方の選択肢を広げることにより、就労機会の拡大を図る必要があります。

今後、津久井やまゆり園においても、一般就労を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じ、就労等が見込まれる障害者に対して、園内における作業訓練や職場実習、就職後の職場定着支援等に積極的に取組みます。

（5）研修計画・人材育成の考え方

当法人は、職員一人ひとりの自己実現に配慮し、専門性ある人材が個々の能力を発揮できる職場を創造するとともに、人材育成の充実強化に取組みます。地域福祉力を高めるため、地域に向けての研修や情報発信にも力を入れていきます。利用者様の生活の質を高めるため、職員が働きやすい環境を作るために必要な資格取得の推進や、ハラスメントの防止対策にも取組みます。

ア　法人主催の研修

（ア）階層別研修

常勤職員を対象とした研修で、管理者、監督者、中堅、初任者の階層別に、年度ごとにその求められる役割・能力に応じてテーマを設定し行われます。職員は毎年1回必ず受講します。

（イ）四園交換研修

法人内の四園での実務体験を通じて、各園の理念や組織について知り、互いの施設の共通点・相違点に気づき視野を広げることにより支援の資質の向上につなげることを目的とした研修です。希望する職員が2日から5日間程度参加します。

（ウ）研究活動援助事業

職員が自己啓発として研究活動を行う個人又はグループに対して一定の範囲内の額を助成する研究援助事業です。一年間の取組みを発表で報告します。

（エ）体験交流セミナー

多くのサポートを必要とする障害者の生活を支援するためにどのような支援が求められているか、ニーズに応えるための取組みを考え、事例や日々の取組みを職員

が発表する場です。発表、参加を通じて、情報交換、課題の共有、検討することにより職員それぞれが実践につなげることを目的として、年1回開催します。

（オ）採用前研修

採用内定者（4月定期採用）に対し、かながわ共同会職員としての基本姿勢と専門職として、人権擁護をはじめとする基礎知識について習得を図る集合研修です。1月から3月にかけて3日間実施します。

（カ）ハラスメント防止研修

職場内におけるパワーハラスメント、セクシュアルハラスメントの被害（加害）を未然に防ぐため、法人の相談窓口やその体制について周知したり、ハラスメントについての理解を深めることを目的とした研修です。年4回実施します。

（キ）メンタルヘルス研修

職業生活に関する不安、悩みを感じる現状がある中で、正しい知識をもってメンタルヘルス、心の健康を保持増進するための研修です。園ごとに年1回以上実施します。

（ク）ラインケア研修

かながわ共同会が掲げる「メンタルヘルスケアに関する方針」に基づき、法人の相談窓口を周知したり、ラインケアの充実を図るために主に管理職を対象に実施する研修です。年2回実施します。

イ　津久井やまゆり園主催の研修

（ア）園内研修

サービスの質の向上、支援技術の習得を目的とし園内委員会が企画し随時開催します。主なテーマ、自閉症について、感染症について、腰痛防止について研修を通じて理解を深めます。

（イ）人権擁護・セラピューティックホールド研修

虐待防止と生活の質を追求することを目的に、人権擁護について理解を深める研修及びやむをえず身体拘束が必要な際に、安全に行うための実践的な研修を毎年行います。

（ウ）オープンセミナー

福祉の動向、支援技術の習得等を目的として開催する研修です。他施設や関係機関に積極的に参加していただきます。

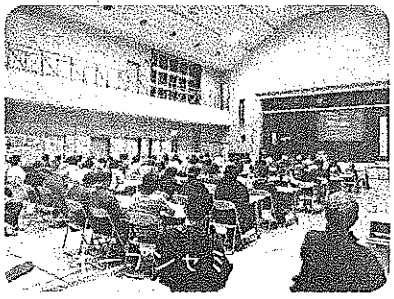

（エ）非常勤職員研修

人権擁護、服務、制度、虐待防止、情報交換等を目的とし、非常勤職員対象の集合研修を行います。参加機会を確保するため、同じ研修を毎年度2回ずつ開催します。

（オ）新採用職員・他園からの転入職員オリエンテーション

対象職員に対し、毎年4月上旬に実施します。津久井やまゆり園の概要、園内防災設備の目視確認及び防災設備業者による説明、人権擁護や服務についての説明、自主事業所見学等を行います。

（カ）ケースカンファレンス

強度行動障害ケース、高齢ケース等多様な障害特性に適応するための専門的実践研究および研修に取組みます。強度行動障害ケースの支援においては、「強度行動障害対策事業」に取組むと同時に他施設職員の現場研修を積極的に受入れます。

（キ）津久井やまゆり園職員意見発表会

日々のセクションごとの取組報告や全国大会等の参加報告、体験交流セミナーのプレ発表等、職員が気軽にプレゼンテーションができる場として、毎年1回、秋に実施します。

（ク）津久井やまゆり園普通救命講習会の実施

応急手当普及員の資格を持つ職員を救命講習の講師として、近隣事業所等へ派遣する応急手当講習会「すこやかサービス」を開催しています。この講習会は、事業所の職員等が受講することで、救命法に関する知識を習得し、緊急の事態に遭遇したときに適切な応急手当ができるようにすることを目的としています。これまで、県域事業所（幼稚園・保育園含む）及び相模原市内事業所やイベントでの開催の実績を重ねています。

（ケ）津久井やまゆり園たんの吸引等の実施のための研修会の実施

平成24年度からの介護職員等によるたんの吸引等の制度化に伴い、施設において適切にたんの吸引等を行うことができる介護職員等を養成することを目的とした研修事業を実施しています。

平成26年4月1日現在、津久井やまゆり園では、看護師2名が「重度障害児者医療的ケア実務者研修」及び「在宅高齢者対象たんの吸引等に係る介護職員研修」の指導者育成伝達事業による講習会を終了しています。また第3号研修を受けた支援員は75名となっています。

また、たんの吸引を必要とする3名の利用者様がおり、研修を受けた支援員がたんの吸引等の対応を行っています。今後も引き続き支援員の受講及び実地指導を経て安定した支援につなげます。

ウ　外部研修

（ア）相談支援従事者初任者研修・現任研修

障害者総合支援法及び指定基準省令に基づき、相談支援事業所に相談支援専門員を配置していくため、職員を研修に参加させます。

＊平成26年4月1日現在初任者研修修了者数69名（法人全体）

（イ）サービス管理責任者養成研修

障害者総合支援法及び指定基準省令に基づき、福祉サービス提供事業所にサービス管理責任者を配置していくため、職員を研修に参加させていきます。

＊平成26年4月1日現在分野別受講者数者数120名（4分野）（法人全体）

（ウ）　海外研修

職員が見聞を広め、質の向上を図ることを目的とし、他の社会福祉法人等が主催する海外研修へ派遣します。

（エ）その他

各種研修および研究会へ積極的に職員を派遣します。県および全国規模研修会等で当園の実践、研究成果等を積極的に発表します。

エ　資格取得を支援する取組

（ア）社会福祉士

受験資格に必要なスクーリングは職務専念義務を免除します。

（イ）精神保健福祉士

受験資格に必要なスクーリングは職務専念義務を免除します。

（ウ）第二種衛生管理者

資格取得にかかる経費の一部を法人が負担します。（年度内の人数制限あり）

（エ）中型自動車運転免許（限定解除）

資格取得にかかる経費の一部を法人が負担します。（年度内の人数制限あり）

オ　人事考課

当法人では、人材育成を推進するため、人事考課制度を平成18年度から本格的に導入しています。併せて、職員の行動基準及び価値観を組織全体で共有するため、「職員行動の指針」を作成し、求められる職員像に近づけるよう、日々研鑽を図っています。自分の業務の管理及び自己評価をPDCAサイクルで取り組むツール「Do-Capシート」と、上司と半年に一度の面談を重視し、人材育成とモチベーションの向上につなげます。

様式２
参考資料

階層別　職員に求められる役割・行動・能力

階層	求められる役割・行動	求められる能力
能力開発期Ⅰ	《役割》 主に自分の所属課の定型的な業務の確実な担い手となる。 《行動》 ⇒担当業務に習熟し、正確迅速に処理する。 ⇒担当業務の課題を見つけ、その解決に積極的に取り組む。 ⇒障害者の権利について正しく理解し、支援（直接・間接）を行う。 ⇒組織の一員として、利用者や家族等に対し明るく誠実に振舞う。	○基本的な業務知識や技能 ○接遇能力 ○理解力 ○情報収集力 ○課題発見力
能力開発期Ⅱ	《役割》 所属課の定型的な業務に加え、非定型的な業務や困難業務を執行する中心的役割を担う。 《行動》 ⇒それまでに習得した知識や技能を実践に活かし、専門性を高める。 ⇒新たな業務に対しても積極的に対応する。 ⇒グループ内の課題を発見し、その解決に積極的に取り組む。 ⇒後輩職員の模範となるような行動。	○幅広い業務知識や技能 ○課題解決力 ○実行力 ○企画立案能力
能力開発期Ⅲ	《役割》 中堅職員として業務執行上必要なチームワークづくりのキーパーソンとなる。 《行動》 ⇒現場での課題や取り組みを研究し、普遍化する。 ⇒日常の困難業務に対しても積極的に対応する。 ⇒課内全体の課題を発見し、その解決に積極的に取り組む。 ⇒グループ内の良好なコミュニケーションづくりを積極的に行う。	○より高度な専門知識や技能 ○情報分析力 ○説明・説得力 ○企画立案能力
能力開発期Ⅳ	《役割》 業務執行の中心的存在として、難度の高い業務をこなし、あわせてグループ内の取りまとめやリーダー役を担う。 《行動》 ⇒担当業務のプロを自認し、それまで培った能力や技能を最大限に発揮し、業務遂行で確実に成果を生み出す。 ⇒全園的な課題を発見し、その解決に積極的に取り組む。 ⇒グループリーダーとしてOJTを通し、後輩職員の指導、サポートにあたる。 ⇒家族その他の関係者とのコミュニケーションを積極的に図る。	○スペシャリストを誇れる知識や技能 ○高度な判断力 ○リーダーシップ ○指導・育成能力
監督者	《役割》 能力開発期Ⅳの役割に加え、管理者候補として所属長の代理役を担う。 《行動》 ⇒課長の補佐や課長代理が務まるよう、自らの資質を高める。 ⇒事業の計画的な遂行のための対外折衝、調整と進行管理を行う。 ⇒サービス管理責任者として、個別支援計画のとりまとめを行う。 ⇒課長との連携の下に、時には自らの判断を持って事業推進の先頭に立ち、その成果に関する責任を常に意識した行動をとる。 ⇒絶えず下位職員の能力・適性を的確に把握し、適正な評価と指導育成を行いその能力の向上を図る。	○所属課内の業務を調整するマネジメント能力 ○所属長をサポートする補佐的能力 ○対外的折衝力・調整力
管理者	《役割》 所属の統括責任者として、快適な職場環境づくり、部下の管理と育成、事業実施のために必要なマネジメント等を通して、組織力を最大限に引き出す役割と責任を担う。 《行動》 ⇒強いリーダーシップを発揮し、職員を引っ張る。 ⇒職場の課題や、法人・施設の方針に基づいた組織目標の明確な提示。 ⇒組織目標実現のために推進すべき事業の積極的な提案、選択、意思決定、評価の実施。 ⇒事業の実行と成果に責任を負う姿勢を自ら示す。 ⇒課内の危機管理体制の整備と対応を行う。 ⇒家族、外来者、一般市民、並びに他部署と良好な関係を保つために必要な調整を行う。 ⇒職場の活性化、職員が快適に勤務できる職場環境づくりを積極的に行う。 ⇒職員が共に育つ職場風土を作る。	○所属課内を統括するマネジメント能力 ○リーダーシップ ○事業推進力 ○決断力 ○変革力 ○危機管理能力

12　個人情報保護の考え方とその取扱方法

はじめに

社会福祉法人かながわ共同会のコンプライアンスは、規程、定款等による法人内部規律の遵守を中心として、法人の社会的責任および業務上のリスクマネジメントにより成り立っています。国の規制緩和による福祉事業に係る事業者の多角化は、社会的ルールの遵守が求められ、ルールを違反した事業者は福祉事業からの退出を求められます。かながわ共同会は、関係法令、法人の定めた諸規程はもとより、法人の理念や社会的ルールに則った最善の行動のあり方を組織的に認識し、全ての法人職員がコンプライアンスに基づいた取組みを推進します。

また、津久井やまゆり園は地域福祉活動の拠点施設として、地域社会との交流を積極的に推進し、「社会から信用される障害者支援施設」を目指し、豊かな社会づくりとその持続的な発展のため、積極的に社会貢献活動に取組みます。

（１）個人情報保護の考え方

ア　個人情報保護要領

社会福祉法人かながわ共同会では、個人情報保護法並びに神奈川県個人情報保護条例を踏まえ、個人の尊厳を保つ上で個人情報の保護が重要であることに鑑み、法人並びに施設が保有する個人情報の適正な取扱いの確保に関し、個人情報保護要領を定めています。かながわ共同会は、あらゆる事業を通じて個人情報の保護に努めるとともに、個人情報の保護のための県の施策に協力を図ります。

イ　個人情報保護要領運用指針

個人情報保護要領に記載されている内容を具体的に示すことで、適切な運用を図るために定めます。法人の役員、評議員、職員及び実習生、ボランティア等に関する個人情報も要領に準じて取扱うものとしています。取扱う個人情報の重要性に鑑み、漏洩、滅失及び毀損の防止、その他の安全管理のための措置を講じています。また、個人情報の取扱いの全部又は一部を他の事業者に委託する場合の留意事項について講じています。

ウ　個人情報保護に関する職員マニュアル

個人情報保護に関する事項について、職員が日常業務で気を付けること、利用者の個人情報が記載されている書類等の取扱い、法人の役員、評議員及び施設の職員の個人情報が記載されている書類等の取扱い、その他法人・施設の運営に関する個人情報が記載されている書類等の取扱いについて、それぞれの留意事項について定めています。

（２）諸規程の整備状況

ア　諸規程の整備と運用

規程は、事業活動の継続性を保つとともに、業務を効率的に遂行していくための一定のルールです。社会福祉法人かながわ共同会では、経営実態に沿った諸規程の整備に取組み、常に適切な運用がなされるよう取組みます。また、就業規則関係の規程を作成する際には、社会保険労務士に相談することで公平かつ的確な規程の作成に努めています。

実際に規程を運用させるには、規程の趣旨について職員の理解を深める必要があります。かながわ共同会では、全職員がいつでも閲覧できるよう電子データとして保存して共有化を図っています。

イ　業務マニュアルの整備と運用

津久井やまゆり園では、利用者の生活向上を目的とした業務マニュアルをセクションごとに作成し、マニュアルに沿った支援を実践しています。マニュアルは定期的に確認を行うことで、業務の手順や内容を共有・標準化できるシステムの構築を図っています。

（３）法令遵守の徹底に向けた取組

ア　基本的な考え

社会福祉法人かながわ共同会は、利用者様・ご家族に喜んでいただける福祉サービスの提供を通じて、私達の使命及び社会福祉法人としての社会的責任を着実に果たし、法人の価値を高めていくことで信頼され選ばれる障害者支援施設を目指します。そのためにも、職員一人ひとりが、事業活動の基盤は社会との信頼にあることを強く自覚し、法令遵守に対するしっかりとした認識・知識を持つことで、揺るぎない倫理観を持って業務遂行に努めます。

イ　説明責任の徹底

法人や施設が良質のサービスを提供し、利用者様をはじめ地域社会に信頼を得ていくには、利用者様や地域とのコミュニケーションを高めるとともに、積極的に情報開示や情報提供に努め、説明責任を果たすことを徹底します。とりわけ、苦情・相談の対応状況、地域への広報、福祉サービス第三者評価事業の受審と結果の公表、契約事項や重要事項の説明、利用者様及びご家族、成年後見人等との話し合いによる個別支援計画の策定等を推進します。

ウ　顧問弁護士・社会保険労務士との連携

社会福祉法人かながわ共同会は、顧問弁護士・社会保険労務士を依頼することで、公共性、公益性の高い法人として、公正且つ公平な施設経営に取組んでいます。顧問弁護士は、いつでも迅速・適切な法律上の相談を引き受ける弁護士であり、法律の専門家である弁護士と顧問契約をすることで、日頃から気軽に相談できる関係を築いています。社会保険労務士は、労働関係法令や社会保障法令に基づく書類等の作成や、

施設を経営していく上での労務管理や社会保険に関する事項について、月一回の相談・指導を受けています。

エ　職員の意識向上に向けた取組

（ア）適切な人事・労務管理の実践

安全で健康的な職場環境の確保、労働関係法令の遵守、適正な人事制度の構築に努めます。また、人事考課制度やセクシュアルハラスメント防止対策の的確な運用を図るとともに、職場のメンタルヘルス対策の強化を図ります。また、職員の適材適所への配置、並びに能力開発等のため、定期的な人事異動を推進します。

（イ）研修の実施

ａ　効果的な研修への取組

職務上必要とされる知識や技術を高めるため、研修制度を充実させ、職員の育成に取り組んでいます。研修体系には階層別研修、体験交流セミナー、四園交換研修、海外視察研修等の職場を離れての研修（OFF-JT）、職務を通じた園内研修（OJT）、自己啓発援助制度（SDS）としてオープンセミナー研修、研修活動援助事業、人権フォーラムかながわ21、また、職場外では職務関連資格取得のための通信教育等へ服務上の配慮等の支援制度があります。

ｂ　積極的な研修参加への呼びかけ

各種研修への積極的な参加を促すため、勤務の調整や声掛けが必要となります。また、人事考課制度における「Do-Capシート」では、面談を通して取り組む研修内容の確認を行い、管理・監督者として研修へのアドバイスを行います。

オ　金銭管理に係る内部牽制機能の確保

津久井やまゆり園において、公金や利用者様預り金等の金銭管理等に係る違法行為　や不正行為、ミスなどの発生を未然に防止し、組織が健全かつ有効・効率的に運営されるよう、園内に所定の基準や手続きを定め、それに基づいて管理・監督の行きとどいた運営を行います。また、職員のコンプライアンスの徹底や、不祥事の発生を未然に防ぐ内部牽制の確保について、取組みの強化を図ります。

（ア）コンプライアンス徹底の取組

職員に対して、コンプライアンスの知識だけでなく、日常業務における意識付けの徹底を図るため、園内研修（OJT）を活用した強化に取組みます。また、施設整備、高額な物品の購入や工事等について、競争入札や複数業者からの見積り合わせ等により適正に行われるように取組みます。

（イ）内部監査の実施

園内の各金庫内の現金確認を定期的に管理者が実施することで、職員に緊張感を持たせます。また、点検結果については共有化を図ります。

（ウ）預り金等の適正な保管と処理

「津久井やまゆり園利用者預かり金事務取扱い要領」に基づき、適切な保管と処理を行うとともに、毎日の現金確認の徹底と、現金管理に係る出納帳等の定期的な点検・確認の徹底を図ります。

現金、通帳、印鑑、書類等については、安全確実な状態で保管します。また、内部牽制機能を確保することから、通帳と印鑑は別々に保管します。

カ　公正・透明性のある施設運営

常に公正・透明性のある園運営を行うことを第一に考え、かながわ共同会経理規程に準拠した適正な経理処理を行い、支払資金の収支の状況、財務政状況を適正に把握しながら、引続き効率的・効果的な施設運営を図ります。

（ア）職務分掌の徹底

1つの事項に対して2人以上の職員を関らせるなど、園内における金銭管理処理を合理的に分担することにより、ミスや不正などを未然に防ぐための仕組み作り、特定の職員または組織に業務が集中することを回避した体制で取組みます。

（イ）経理の仕組み作り

取引の処理は必ず2人以上の職員の手を経て完結する体制で取組みます。特に現金と領収書の取扱いについては、管理の徹底を図ることで、全ての入金金額と使用した領収書のチェック体制に取組みます。現金及び預貯金については、それぞれの残高と帳簿残高との照合を、複数の職員で定期的に実施し、会計処理の徹底を行います。また、現金は定期的に金融機関へ預け入れることを徹底し、手持現金残高を可能な限り少額に抑え、キャッシュレスを図ることで盗難や不正などのリスクを極小化します。切手など、換金性のある商品については、購入者と管理者を別々の者とします。また、管理者は受払簿を作成し管理の徹底を図ります。

（ウ）外部監査

社会福祉法人としての運営の透明性を確保する観点から、平成23年4月より月1回の外部監査を受検しています。外部監査員である公認会計士から毎月適切な指摘と指導を受けることで、計算書類の信頼性を高め、その結果、事業経営の透明性を確保し、併せて、総務課職員への共有化を図ります。

（エ）財務分析

当法人では、財務状況の分析評価を行うため、法人内に財務状況検討委員会を設置しています。計算書類を利用して法人の経営実態を財務面から把握し、将来の事業展開を図るための計画的な積立金の計上、資産管理の方法、大規模修繕計画、人件費・事務費・事業費管理等の具体的計画の作成を行い、その計画の実施に向けての準備に取組みます。

様式２
参考資料

個人情報の利用目的

当法人及び施設では、法人個人情報保護要領に従い、利用者の皆様の個人情報について下記の目的に利用し、その取扱いには細心の注意を払い取り組んでいます。本内容をご理解の上、ご協力いただけますようお願い申し上げます。

【利用者の皆様へのサービス提供に必要な利用目的】

１　施設内での利用

①　当施設が利用者の皆様（入所、通所、短期、デイ、グループホーム・ケアホーム、居宅を含む）に提供するサービス及び説明

②　利用者の皆様に係る管理運営業務のうち、次にあげること

ア　ご利用の開始、終了等の運営に関すること

イ　健康管理、安全管理に関すること

ウ　会計・経理に関すること

エ　事故等の報告に関すること

オ　利用者の皆様への福祉サービスの向上に関すること

２　他の事業者等への必要最小限の情報提供

①　当施設を利用される皆様の情報を、他の事業者へ情報提供する場合

ア　施設、作業所、グループホーム・ケアホーム、居宅支援事業者、就労及び実習先企業等、関連する事業者との連携

イ　関連する事業者からの照会への回答

ウ　利用者の皆様へのサービス提供に当たり、外部機関（かながわ権利擁護相談センター等）に意見・助言を求める場合

エ　給食業務等、外部業者に業務委託する場合

②　施設賠償保険、個人損害賠償保険等に係る福祉に関する専門の団体、保険会社等との協議又は届出等

③　サービスの質の向上・安全確保・事故対応・未然防止等に関する第３者機関への報告

【上記以外の利用目的】

１　施設内での利用

①　福祉サービスや業務の維持・改善のための基礎資料を作成する場合

②　施設内で学生実習が実施される場合

③　サービスの質の向上のために情報交換、事例検討を行う場合

２　学会、関連団体、専門誌等への発表

①　施設外で研究発表等が実施される場合、特定の利用者・関係者の事例は、氏名、生年月日、住所等を消去し匿名化する。匿名化困難な場合は、本人の同意を得る。

②　機関誌等で利用者の方々を紹介する場合は、本人の同意を得た上で利用する。

３　他の事業者等への情報提供

①　外部監査機関への情報提供

津久井やまゆり園　ＴＥＬ042-684-3511㈹　　E-mail：tsukui-soumu@kyoudoukai.jp

社会福祉法人かながわ共同会

13　提案額

はじめに

かながわ共同会は、これまで神奈川県立の障害者支援施設四園を指定管理者として運営してきた実績があります。県立施設の水準を維持向上しつつ経費節減を工夫することで、施設設備改善や営繕補修、利用者様の生活向上の事業費に充ててまいります。また、そのノウハウと創意工夫を重ね、柔軟で迅速な予算執行に取組むことで、これまで以上、より質の高いサービス提供に努めます。

提案額　374,024千円

（１）収入

ア　利用料

障害者支援施設及び短期入所の利用料について、参考資料15の施設入所支援、生活介護サービス費等の算定実績を考慮して積算しました。また、処遇改善加算額を算定して積算しました。

診療収入については、参考資料16の収入状況を考慮して積算しました。

イ　受託事業収入

相模原市障害者等日中短期入所事業について、参考資料15を考慮して積算しました。

ウ　その他の事業収入

障害者雇用助成事業（相模原市）の状況に基づいて積算しました。

（２）支出

ア　人件費

平成26年度津久井やまゆり園配置職員の給与を基本として、昇給等を考慮して積算しました。非常勤職員については10年間同額で積算しました。また、処遇改善費相当額については、かながわ共同会の支払状況に基づいて、常勤職員諸手当・非常勤職員給与に含めて積算しました。

イ　事務費及び事業費、委託費

平成25年度津久井やまゆり園決算状況を考慮して積算しました。また、消費税に影響のある項目については、消費税率を10年間8％で積算しました。

Tsukui
Aina
Atsugi
Hadano
かながわ
共同会

人員配置計画書

※記入するのは、太枠内のみです。

（単位：人）

職名・職種等		人数	常勤	（採用区分内訳）		非常勤	障害者雇用	その他
				（既存職員）	（新規採用）			
事務員等	園長（管理者）	1	1	(1)				
	総務部長	1	1	(1)				
	主任事務員	1	1	(1)				
	主任栄養士	1	1	(1)				
	事務員	2	2	(2)				
	非常勤事務員	5	0			4	1	
	非常勤管理宿直員	3	0			3		
	非常勤洗濯担当員	2	0				2	
小計①		16	6	(6)	(0)	7	3	0
生活支援員	支援部長	1	1	(1)				
	生活支援 生活課長	4	4	(4)				
	生活支援 主任生活支援員（ホーム長）	8	8	(8)				
	生活支援 生活支援員	88	88	(88)				
	生活支援 非常勤生活支援員	1	0			1		
	生活支援	0	0					
	生活支援	0	0					
	小計	101	100	(100)	(0)	1	0	0
	日中活動支援 日中支援課長	1	1	(1)				
	日中活動支援 主任生活支援員	2	2	(2)				
	日中活動支援 生活支援員	8	8	(8)				
	日中活動支援 非常勤生活支援員	16	0			15	1	
	日中活動支援	0	0					
	小計	27	11	(11)	(0)	15	1	0
	地域生活支援 地域サービス課長	1	1	(1)				
	地域生活支援 主任ケースワーカー	1	1	(1)				
	地域生活支援 ケースワーカー	1	1	(1)				
	地域生活支援 強度行動障害者事業担当生活支援員	2	2	(2)				
	地域生活支援 心理担当員	1	1	(1)				
	小計	6	6	(6)	(0)	0	0	0
小計②		135	118	(118)	(0)	16	1	0
診療所	看護課長	1	1	(1)				
	看護師	3	3	(3)				
	非常勤看護師	4	0			4		
	非常勤歯科衛生士	2	0			2		
	非常勤レセプト担当事務員	1	0			1		
小計③		11	4	(4)	(0)	7	0	0
合計（①＋②＋③）		162	128	(128)	(0)	30	4	0

（注１）委託先の職員は、含めないでください。
（注２）年度ごとに職員数が異なる場合は、年度ごとにこの計画書を作成し、提出してください。
（注３）この計画書にあわせて、職員体制図を作成し、提出してください。

社会福祉法人かながわ共同会　津久井やまゆり園職員体制図

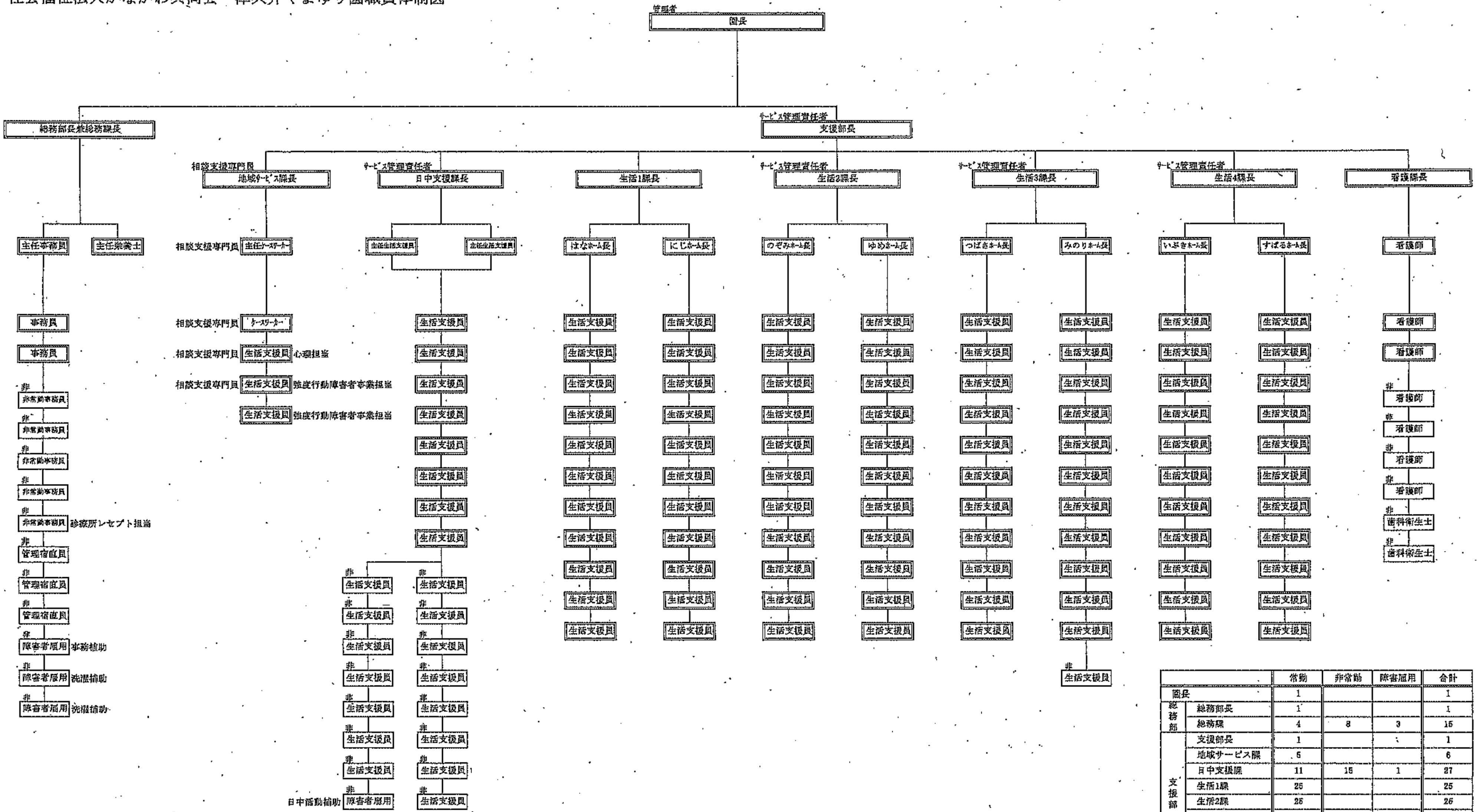

		常勤	非常勤	障害雇用	合計
園長		1			1
総務部	総務部長	1			1
	総務課	4	8	3	15
支援部	支援部長	1			1
	地域サービス課	6			6
	日中支援課	11	15	1	27
	生活1課	25			25
	生活2課	25			26
	生活3課	26	1		26
	生活4課	25			26
	看護課	4	6		10
合計		128	30	4	162

収支計画書　※太枠内のみ入力してください。

（単位：千円）

年度	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36
指定管理料（支出の計－収入の計）	324,322	335,368	346,387	357,459	368,505	379,550	390,596	401,641	412,687	423,732
収入の計	772,468	772,468	772,468	772,468	772,468	772,468	772,468	772,468	772,468	772,468
利用料	769,836	769,836	769,836	769,836	769,836	769,836	769,836	769,836	769,836	769,836
障害者支援施設	724,609	724,609	724,609	724,609	724,609	724,609	724,609	724,609	724,609	724,609
短期入所	28,724	28,724	28,724	28,724	28,724	28,724	28,724	28,724	28,724	28,724
診療所	16,503	16,503	16,503	16,503	16,503	16,503	16,503	16,503	16,503	16,503
補助金事業収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
受託事業収入	1,192	1,192	1,192	1,192	1,192	1,192	1,192	1,192	1,192	1,192
日中短期入所事業（相模原市）	1,192	1,192	1,192	1,192	1,192	1,192	1,192	1,192	1,192	1,192
その他の事業収入	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440
障害者置戸助成事業（相模原市）	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440
支出の計	1,096,790	1,107,836	1,118,855	1,129,927	1,140,973	1,152,018	1,163,064	1,174,109	1,185,155	1,196,200
人件費	772,452	783,498	794,517	805,589	816,635	827,680	838,726	849,771	860,817	871,862
職員給料（給与＋諸手当）	499,214	505,952	512,690	519,429	526,167	532,906	539,644	546,382	553,121	559,859
職員賞与	123,161	125,576	127,965	130,406	132,821	135,235	137,650	140,065	142,480	144,895
非常勤職員給与	41,291	41,291	41,291	41,291	41,291	41,291	41,291	41,291	41,291	41,291
退職給付（退職共済掛金＋福利協会）	17,666	17,864	18,061	18,258	18,456	18,653	18,851	19,048	19,245	19,442
法定福利費	91,120	92,815	94,510	96,205	97,900	99,595	101,290	102,985	104,680	106,375
事務費	39,846	39,846	39,846	39,846	39,846	39,846	39,846	39,846	39,846	39,846
福利厚生費	3,189	3,189	3,189	3,189	3,189	3,189	3,189	3,189	3,189	3,189
職員被服費	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150
旅費交通費	3,494	3,494	3,494	3,494	3,494	3,494	3,494	3,494	3,494	3,494
研修研究費	2,176	2,176	2,176	2,176	2,176	2,176	2,176	2,176	2,176	2,176
事務消耗品費	6,815	6,815	6,815	6,815	6,815	6,815	6,815	6,815	6,815	6,815
印刷製本費	444	444	444	444	444	444	444	444	444	444
修繕費	14,818	14,818	14,818	14,818	14,818	14,818	14,818	14,818	14,818	14,818
通信運搬費	2,029	2,029	2,029	2,029	2,029	2,029	2,029	2,029	2,029	2,029
会議費	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150
広報費	1,037	1,037	1,037	1,037	1,037	1,037	1,037	1,037	1,037	1,037
手数料	795	795	795	795	795	795	795	795	795	795
租税公課	216	216	216	216	216	216	216	216	216	216
保守料	3,484	3,484	3,484	3,484	3,484	3,484	3,484	3,484	3,484	3,484
渉外費	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
諸会費	528	528	528	528	528	528	528	528	528	528
雑支出	421	421	421	421	421	421	421	421	421	421
事業費	170,989	170,989	170,989	170,989	170,989	170,989	170,989	170,989	170,989	170,989
給食費	51,554	51,554	51,554	51,554	51,554	51,554	51,554	51,554	51,554	51,554
介護用品費	6,620	6,620	6,620	6,620	6,620	6,620	6,620	6,620	6,620	6,620
診療・療養等材料費	2,012	2,012	2,012	2,012	2,012	2,012	2,012	2,012	2,012	2,012
保健衛生費	1,667	1,667	1,667	1,667	1,667	1,667	1,667	1,667	1,667	1,667
教養娯楽費	3,286	3,286	3,286	3,286	3,286	3,286	3,286	3,286	3,286	3,286
日用品費	2,340	2,340	2,340	2,340	2,340	2,340	2,340	2,340	2,340	2,340
本人支給金	500	500	500	500	500	500	500	500	500	500
水道光熱水費	57,611	57,611	57,611	57,611	57,611	57,611	57,611	57,611	57,611	57,611
燃料費	15,576	15,576	15,576	15,576	15,576	15,576	15,576	15,576	15,576	15,576
消耗器具備品費	6,055	6,055	6,055	6,055	6,055	6,055	6,055	6,055	6,055	6,055
保険料	2,105	2,105	2,105	2,105	2,105	2,105	2,105	2,105	2,105	2,105
賃借料	9,697	9,697	9,697	9,697	9,697	9,697	9,697	9,697	9,697	9,697
教育指導費	2,165	2,165	2,165	2,165	2,165	2,165	2,165	2,165	2,165	2,165
車輌費	3,176	3,176	3,176	3,176	3,176	3,176	3,176	3,176	3,176	3,176
雑支出	125	125	125	125	125	125	125	125	125	125
固定資産備品等取得費	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500
委託費	113,503	113,503	113,503	113,503	113,503	113,503	113,503	113,503	113,503	113,503
診療所業務	24,910	24,910	24,910	24,910	24,910	24,910	24,910	24,910	24,910	24,910
調理業務	42,748	42,748	42,748	42,748	42,748	42,748	42,748	42,748	42,748	42,748
洗濯業務（洗濯業務＋リネン・クリーニング業務）	12,111	12,111	12,111	12,111	12,111	12,111	12,111	12,111	12,111	12,111
保守管理系業務	33,326	33,326	33,326	33,326	33,326	33,326	33,326	33,326	33,326	33,326
産業医業務	240	240	240	240	240	240	240	240	240	240
機械警備業務	168	168	168	168	168	168	168	168	168	168

指定管理料の平均額	374,024	千円